

令和5年度

小学校・中学校・特別支援学校

初任者研修のために

(研修資料)

長野県教育委員会

初任者研修のために

第1章 新しく教師となって

第2章 子供と過ごす教師の「一日」

第3章 よりよい学級づくりのために

第4章 よりよい授業をすすめるために

第5章 教科等以外の指導の充実のために

資 料 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

第1章 新しく教師となって

第1節 長野県の新任の教師として

長野県教育委員会では、平成25年度、新たな「長野県教員研修体系」を作成し、長野県教育の理念や教員の使命・任務等を明確にしました。この教育の理念や使命・任務を基に、自分が理想とする教師像を考えてみましょう。

1 長野県教育の理念と教員の使命・任務（「長野県教員研修体系」より）

＜めざす人間像＞

知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間

長野県の学校教育の理念

子どもの内なる力を伸ばす教育
地域と共に歩む学校

本県の教員は、学習の主体者である児童生徒を中心にした教育を求めてきた。それは、児童生徒が、内なる力を存分に発揮し、自ら学んでいく教育であり、一人一人の個性的な学びが尊重される教育である。このことは、本来子供は限りない可能性を秘めており、常に学びたいという欲求をもつ存在であるという子供観に立脚している。本県は、今後も児童生徒の視点に立ち、一人一人が輝く教育を求めていく。

また、本県の学校は、教育に関心の高い地域の人々により支えられてきている。児童生徒に「生きる力」を育み、本来もっている力を伸ばすには、今後、更に地域との信頼関係を深め、連携し協働することが必要である。保護者や地域の人々が「学校づくり」に積極的に参画し、地域と共に歩む学校が、本県の求める学校像である。

これらのことが実現するとき、知・徳・体が調和し、自分を価値ある存在と感じるとともに自他の人権を尊重する精神をもち、社会的に自立した人間に成長していくものであると考える。

長野県の教員の使命・任務

子どもの命と安全を守り、夢や可能性を育む
専門性を磨き、人間力を高めるために学び続ける

「守り 育み 学び続ける」

児童生徒が主体的に学んでいくためには、安全安心な学校や学級が不可欠である。児童生徒の命と安全を守ることは、何よりも優先して教員に課せられた使命であり、任務である。このことは、児童生徒の人権を守り尊重することでもある。また、児童生徒の夢や可能性を育み、確かな学力を定着させることは教員の責務であり、日々の授業の充実に努めることが重要である。

更に、教育のプロとして、常に専門性を磨き、人間力（社会を構成し運営すると共に、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力）を高めるために学び続けることも、教員としての使命・任務である。このように教員が学び続けることにより成長していくことは、児童生徒の成長の源でもあり、児童生徒の成長に関われることは、教員の喜びであり、やりがいである。

「深雪せる 野路に小さき沓の跡 われこそ先に行かましものを」と歌った我が県の先達林芋村先生の、子供に寄せる思いや子供を慈しむ心を、本県の教員として大事にしていきたい。

長野県の教員に求められる資質能力 ～信頼される存在をめざして～

A	高い倫理観と使命感及び 確かな子ども理解	① 社会の秩序と規律を遵守し、信頼される存在 ② 教員としての責務の自覚 ③ 子どもに関する確かな科学的知見と深い人間愛
B	確かな人権意識と共感力	① 全ての人の人権を尊重する態度 ② 児童生徒や保護者の思い（悲しみや喜び）を感じ取る力
C	地域社会と連携・協働する力	① 地域社会の発展に主体的に寄与する力 ② 郷土を愛し、地域の自然、歴史、文化及びそこに 住む人々を尊重する態度
D	目標実現に向け、柔軟に対応する力	① 知識や技能を常に刷新しようとする意欲や態度 ② 同じ目的に向かってチームで対応する力
E	「教育のプロ」としての 高度な知識や技能	① 教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践 する力 ② グローバル化、情報化、特別支援教育等の課題 に対応する力

第2節 教師としての研修

1 研修の必要性の自覚を

【任務の遂行のため】

反応の速い子、遅い子、また、つまずきの多い子、言葉の少ない子等、様々な子供たちがいます。一人一人の子供がもつ限りない可能性を開発し、伸ばすために、日々の学校生活を存分に活動させ、彼らに満足した生活をさせることが教師に課せられた任務です。

この任務を遂行していくためには、教師自らが高度な専門的知識・技術・技能を身に付け、その見識と人間性を常に高めていくことが大切です。

【機会をとらえて】

特に初任者は指導力や対人関係づくり等で不安や戸惑いが多いと言えます。それだけに、自らを謙虚に省みて、機会をとらえて、専門職として自立するよう研修に努めることが重要です。

「自ら進歩しつつある者のみが、他をして成長させることができる」と言われるように、教師自らが、常に研修を深め、資質と人格の向上に努めなければなりません。

○研修の義務と保障

- ① 教職に就いているものは、研修の義務を負っています。
 - ・「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」と教育公務員特例法（以下教特法）第21条第1項に規定され、研修が教職員にとって不可欠なものであるとして義務づけられています。
- ② 教職員には、研修の機会や場が得やすいように保障されています。
 - ・「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。」（教特法第22条第1項）
 - ・「教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」（教特法第21条第2項）
 - ・「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」（教特法第22条第2項）
 - ・「教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。」（教特法第22条第3項）
- ③ 採用の日から1年間の教諭の職務の遂行に必要な事項の実践的な研修として、初任者研修へ参加をするようになっています。
 - ・「公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む）の日から1年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。」（教特法第23条第1項）
- ④ 採用の日から1年間を条件付採用とする法律上の規定は次のようになっています。
 - ・「臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会をおかない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定めるところにより、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる」（地方公務員法第22条第1項）
 - ・「公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第22条に規定する採用については、同条中「6月」とあるのは「1年」として同条の規定を適用する。」（教特法第12条第1項）

- ⑤ 初任者研修を受ける者に対して、指導及び助言を行う指導教員が定められ、指導教員の任務も明らかにされています。
- ・「任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。」（教特法第 23 条第 2 項）
 - ・「指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。」（教特法第 23 条第 3 項）
- （法規については、令和 4 年 11 月現在のものによる。）

2 すすんで求めて自己修養を

全ての教員は、教育を受ける子供たちの人格の完成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担っている高度専門職であり、学校教育の成否は、教員の資質によるところが極めて大きいといえます。教育基本法第 9 条において、教員は「絶えず研究と修養に励むこと」、教員の「養成と研修の充実が図られなければならないこと」が規定されているように、これまでも常にその資質の向上が図られるよう、法令上、特別な配慮がなされているところです。子供たちの成長を担う教員はいかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつも、子供たちの将来の道しるべとなるべく、常に成長し続けることが求められるのです。

【校外研修】

校外研修には、行政機関が行う研修（文部科学省、教育委員会等）と長野県総合教育センター等が行う研修、他校に出向き行う研修、教育諸団体が行う研修、等があります。

校外研修に参加する時は、学校運営に支障がない限り、校長の承認を得て勤務場所を離れて研修に参加します。あるいは個人で研修する時は、勤務に関係しない限り自由に参加できます。

進んで校外における研修会に参加して、視野を広め、客観的観点に立って自己や自校の姿を眺めたり、指導法や教育理論等を学んだりすることが大切です。

【校内研修】

学校は今多くの問題を抱え、学年・学級もまたその中で多くの問題に直面しています。学校は、その課せられた問題に取り組み、解決して教育効果を高め、子供をよりよく育てたいとする教師集団の願いが、教育指導の基盤となって、校内研修が成り立っているといえます。

従って、教師一人一人の意欲的な取組と協力が、校内研修を活発な実のあるものとしているといえます。課題の多い今日、校内研修は教職員の相互の資質向上に欠かせない中心的な研修の機会のある場であるともいえます。

【自己研修】

教師としての研修基盤となるものは、自己研修です。いつでもどこでも行うことができますが、忙しいさに追われ、人間の心の弱さに負けて、疎かになるものでもあります。それだけに教師は自重して、自己研修を積極的・能動的に行いたいものです。

自己研修には、自分に欠けている分野や領域を補う研修と、自分の特性を伸ばすための研修とがあります。

一般教養の自己研修	書籍、報道（新聞、テレビ、ラジオ）、インターネット、講演会、他の職業人に学ぶ、趣味の追究 等
教職教養の自己研修	職務遂行上の必要な教育情報、将来必要となるであろう教育情報の収集獲得 等
専門教養の自己研修	授業の充実、学習理論、生徒指導、教育相談の実技 等

第2章 子供と過ごす教師の「一日」

子供や地域の人々は、常に「わたしたちの学校の先生」という思いで教師を見つめ、大きな期待と願いを寄せています。時には「今度の新任の先生は・・・」と感心されたり、また厳しい目で批判されたりすることもあるかもしれません。学校での一日を考え、どのような取組をしていくか、イメージしてみましょう。

第1節 子供と過ごす教師としての「わたし」

(1) 出勤にあたって

出勤時には、次の点に気を配ることが大切です。

- ・ 交通ルールを遵守し、交通安全に努めましょう。
- ・ 地域の人への挨拶を心がけましょう。
- ・ 子供の登校の様子や交通安全、学校内外の環境に気を配りましょう。
- ・ 子供に進んで言葉をかけ、子供の様子の把握に努めましょう。

(2) 学校に着いて

まず、学校に入って大切なことは、先生方や子供との挨拶です。挨拶は人の心を和ませ、よりよい人間関係を築く第一歩になります。

次に、出退勤管理システム等で、自身の出勤を記録するとともに、出勤札等で自分が出勤したことを示し、職員室の黒板や PC 端末等で今日の予定を確認します。あわせて、机上也確認しましょう。また、学級担任である場合には、教室に入ってくる子供を笑顔で迎え、それぞれの子供に応じた温かい挨拶や言葉かけをする担任でありたいものです。

○見通しをもった仕事をするために

- 1 一日の予定を確認し、準備をする。
 - ・ (日報や週暦等で) 全校、学年等の計画の確認
 - ・ 連絡事項の確認
- 2 教室の様子を見る。
 - ・ 教室内の環境、安全の点検と確認
- 3 特別教室等で授業をする場合は、教材教具の点検、準備を十分にする。
- 4 校外学習の場合は、校長又は教頭、学年主任へ行く前に挨拶をし、終了後報告する。



(3) 朝の会（短学活）

朝の会の時間は10分間程です。楽しい学校生活のスタートにふさわしい活動となるよう、次の例や他の学級の取組を参考にして工夫していきましょう。

○朝の会でやっておくべき内容（例）

- ・ 朝の挨拶
- ・ 出欠席調べ…欠席と遅刻や早退の理由を調べ、出席簿に記入する。
- ・ 健康観察
- ・ 学級担任からの連絡



(活動の工夫例)

- ・ 全ての子供が活躍できるように、当番は輪番制とする。
- ・ 児童会・生徒会や、学級の係からの連絡の時間を確保する。
- ・ 歌や手遊びを取り入れる。
- ・ 「今日は何の日」「ニュースから一言」等、クラスならではのコーナーを設ける。

(留意点)

- ・ 早退や遅刻をする子供へ気を配るとともに、子供の現在数を正確に把握しましょう。
- ・ 欠席した子供の机上に配付物が散乱しているようなことが決まらないようにしましょう。
- ・ 特に、3日以上連続して欠席した子供については、教頭、養護教諭、学年主任等に報告・相談した上で、家庭訪問等を行うなど、速やかにかつ適切な支援を大切にしましょう。
- ・ 連絡事項は、要点的で簡潔に伝えましょう。

(4) 授業(「第4章 第2節」等を参照してください)

(5) 休み時間

休み時間は、子供にとっても、教師にとっても、ほっと一休みできる時間です。また、子供と楽しく遊んだり、子供の話や悩みに耳を傾けたりできるチャンスでもあります。このようなことは、信頼関係を築くことにつながるとともに、授業の中では見られない子供の一面を発見する機会になります。

○休み時間の過ごし方(例)

- ① 授業の後片付けと次時の準備をする。
- ② 子供と一緒に遊んだり、語り合ったりする場とする。
 - ・ 子供の教師に対する願いの一つは、一緒に遊び、一緒におしゃべり等をしてかかわってほしいということです。事情の許す限りその願いをかなえる時間をとりましょう。
- ③ 安全と事故防止に心がける。
 - ・ 遊びの中で安全対策と事故防止について常に気を配りましょう。
- ④ 連絡帳や日記、生活記録などへの返事を書く。
 - ・ 家庭との連携を図り、報告・連絡・相談を心がけましょう。家庭からの要望などは一人で抱え込むことなく、学年主任や教頭・校長と相談し、対応していくようにしましょう。

(6) 給食指導

【学校給食の目的】

給食の時間は、みんなと一緒に食事をする楽しいひとときであり、9年間の学校給食を通して、健康に生きていくための食について学ぶ食育の時間でもあります。

教師が子供たちと話しながら食べることや、給食のグループを日ごとにまわりながら同席することは、教師や子供同士の人間関係を深めるためによいことです。

【指導は具体的に】

集団生活に必要とされる基本的な生活習慣や態度を育て、互いに助け合って準備や片付けをするよさを学べるようにすることも大切です。食事のマナー、栄養や偏食についての指導等は、校内の給食の決まりや食に関する指導の全体計画があります。給食の時間や特別活動の時間を活用し指導しましょう。

○こんなことに気を付けよう

- ・ 給食当番の健康状態(発熱・腹痛・下痢等)を確認しよう。
- ・ 感染症を予防するための基本的な対策について確認しておこう。
- ・ 食物アレルギーの対応者がいる場合は、校内で連携して確実に対応しよう。
(おかわりの際には、誤食に注意しよう)
- ・ 食べ物を喉に詰まらせたり、吐いたりした場合の対応方法について確認しておこう。



(7) 清掃の指導

自分が使用した教室をはじめとする校舎内外を、自分で気付き、働くことによってきれいにする活動です。

一方、清掃活動では、きれいにするに取り組むことによって、働くことの気持ちよさを実感するとともに、人と協力する心や気遣いの心、また、ものや校舎を大切にすることなどを養うことにつながります。



(留意点)

①清掃の手順等

- ・ その場に合った計画、手順、方法等を指導しながら、よりよい清掃の仕方を工夫できるようにする。

②道具の使用法、手入れと保管

- ・ ほうきや雑巾、道具の正しい使い方、手入れ、保管の方法等について、体験を通して学べるようにする。

③安全と衛生

- ・ 換気や排水、衛生に対する配慮と清掃時の身支度を指導する。清掃中の事故も起きやすいので、安全面からの指導も十分に行う。

(8) 帰りの会(短学活)

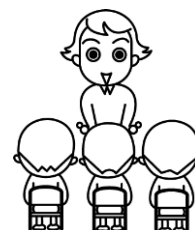
今日一日の生活について、学級として、個人として、振り返る時間です。その日の成果や反省を基に、今後の予定を確認して見通しをもったり、めあてを明確にしたりして、明日の学校生活を楽しくにできるひとときとしましょう。

○帰りの会でやっておくべき内容(例)

- ・ 家庭への通知等の配付…全員に確実に配付するようにしましょう。
- ・ 明日の予定の確認…授業内容や持ち物、行事等の日程を確認しましょう。
- ・ 学級担任から連絡…下校校途中の危険防止と交通安全について注意喚起しましょう。
- ・ 帰りの挨拶

(活動の工夫例)

- ・ 朝の会同様、全ての子供が活躍できるように、当番は輪番制とする。
- ・ 児童会・生徒会や、学級の係からの連絡の時間を確保する。
- ・ その日の学級の様子や出来事について話し合ったり、友のよさを伝え合ったりする。



(留意点)

- ・ その日、特に心身の状態で気になった子供については、帰りの会前後で個別に声がけしたり、保健室で情報収集したりして、学年主任・教頭に報告・相談した上で、家庭連絡をしましょう。
- ・ 欠席した子供・保護者が安心できるよう、その日の配付物や明日の連絡が家庭に確実に届くよう手配したり、必要に応じて家庭連絡をしたりしましょう。
- ・ そして何より、子供の素晴らしい行いや頑張っている姿を具体的に伝え、大いに認める機会としたいものです。

(9) 放課後

【下校時間まで】

帰りの会が終わったら、教室環境が整っているか、忘れ物がないか等を確認するなどして、翌朝、子供たちが気持ちよく学校生活をスタートできるように心がけましょう。中学校で部活動に加入している生徒については、声がけしながら参加を促すなどして、生徒の様子に気を配ることも大切です。



【下校後】

室内の整理・整頓や戸締り、火気使用後の点検、電源、危険箇所等についての点検を忘れることのないようにします。下校後の教室や下足箱の状態から学級や子供の様子が見えてくることがあります。

【子供のノートや作品に心を寄せて】

その日に提出されたノートや作文、日記、作品等は、できるだけその日のうちに目を通して、早く子供に返すように努めます。その際、子供の学習意欲につながるような激励や援助となる感想や寸評等を、心を込めて書くことが大切です。また、PC 端末等を活用する場合は、情報の管理にも留意しましょう。



【必ず教材研究を】

今日の授業を振り返り、明日の授業の準備や教材研究を行い、明日に備えることが大事です。授業が楽しく張りのあるものにするためには、まず、授業のねらいを明確に持つことが大切です。その上で、子供にとって「分かる授業」を目指しましょう。そのためにも、子供の実態を踏まえて、「何を、どのように学べるようにするか。それにはどのような手立てが有効か」を研究します。

自分の授業計画案を時々先輩に見てもらうことも、よりよい授業づくりにつながります。何でも相談して、先輩のよさにならうことから始めることも大切です。

(10) 退校にあたって

退校時は、他の先生方に挨拶をし、職員室を退出したいものです。

退校の前に、もう一度自分の教室の整備状況や戸締まり状況、子供の下足箱の様子、職員室の机上整理等について点検する習慣が大切です。また職員室の黒板やPC 端末等を見て、明日の動きをイメージしてから帰宅すると、明日のスタートにゆとりがもてます。帰宅途中での地域の人々への挨拶も大事にしたいものです。



第2節 学校経営に参画する職員集団の一員としての「わたし」

学校組織の一員として、学校運営の一翼を担う教師に

【学校経営とは】

学校教育目標を達成するために、学級を編成し、教職員の校務分掌を決め、学校・地域に即した教育課程を編成し、校舎・運動場等の施設・設備を整備活用する等、学校全体を有機的に組織し、教育活動を円滑に運営させることが学校経営です。

調和ある学校経営を図るために、小・中学校等の組織編成に関する校務分掌として、教務主任、学年主任等の設置と職務内容が、学校教育法施行規則に規定されています。

【組織の中に生きる】

よい学校経営がなされるかどうかは、一人一人の教師がその組織の一員として、学校運営の大事な一翼を担っているという自覚に立っているかにかかっています。組織の中に生き、相互に有機的な関連を図り、積極的に学校運営に参加することは、より教育の成果を高めるとともに、教師自らの成長にもつながることです。

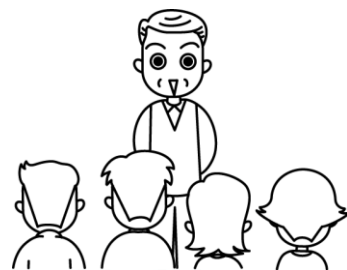
1 校務分掌

学校全体の立場で責任をもった処理を

【校務とは】

学校における教育目標を達成するための教育活動に必要な仕事全体を指すものといえます。その内容を典型的に示すと次のようになります。

- 学校教育の運営に関すること。
- 教育課程の編成、実施、改善に関すること。
- 教職員の人事管理に関すること。
- 子供の指導、管理に関すること。
- 子供、教職員の保健安全に関すること。
- 学校の施設・設備、教材教具等に関すること。
- 地域・関係機関・団体等の連絡調整に関すること。 等



【校務分掌とは】

学校教育を効果的に実施し校務を円滑に運営するために、教職員が学校全体の立場から仕事を分担するとともに、その分担内容を明確にして、責任をもって処理していく機構を校務分掌といいます。

校務分掌の対象となる校務は、学校の種別、学校規模、学校の運営方針、学校の事務量などにより学校ごとに異なるものです。

【校務分掌組織】

校務が円滑に行われるためには、その仕事の分担が合理的に行われ、秩序正しく処理されることが大切です。

教職員一人一人が校務の構成とその内容を十分理解して責任をもち、互いに協力し、連携を取り合っ

て教育活動の遂行に努めることが大切です。

校務分掌の組織は、学校によって異なります。詳しくは自校の学校運営計画で確認してください。

2 職員会議

校務の円滑な運営につながる職員会議に

【職員会議の意義】

学校においては、学校管理運営及び校務処理等の最終決定は校長の責任で行われるものですが、教職員の意思を尊重することにより、学校の運営がより円滑に推進されるために職員会議が設けられています。

従って職員会議は、校長の職務執行上の補助機関の一つであるといえます。

【職員会議の機能】

職員会議は、校務の円滑な運営を図るために置かれた学校内部の運営組織です。その機能は次のようなものであります。

- 校務についての校長の諮問事項に意見を述べたり、答申したりすること。
- 学校運営上の重要事項を協議すること。
- 校務についての必要事項の情報交換、連絡報告、調整を行うこと。
- 校長の学校経営方針や決定事項等を指示し伝達すること。

【職員会議の役割】

校長が広く教職員の意見を聞き、それらの意見を踏まえながらより適正なる意思決定をするところに職員会議の役割があります。

また有機体としての学校は、教職員一人一人がまとまりのないことではその機能は果たせません。それだけに職員会議は、職員相互の意思疎通を十分に図り、共通理解を得る場としての役割があります。学校運営にとって欠くことのできない会議です。

【会議への参加】

職員会議に臨むに当たって大切なことは、次のようなことです。

- 予告された会議事項は十分検討し、必要な資料等の準備をすること。
- 相手の考えや意見を尊重し、協力的であること。
- 実践的で建設的な具体性ある発言となるようにすること。
- 学校全体の立場、子供のための教育という基本を忘れず、自己中心的にならないこと。

3 学年会・教科会

(1) 学年会

学年職員間の人間関係をより豊かに

【学年会の意義】

学年会は、同学年担任者が協力して、学年経営や学級経営等を効果的に推進し、学校の教育目標の具現化のための重要な活動の場となるものです。

学級の独自性を認め、生かしつつ、互いに意思の疎通を図り、共通理解の上でチームとして子供に接していくことが大切です。

【学年会の内容には】

学年会の主な内容は、次のようなことがあります。

- 学年目標の設定と学年経営の樹立
- 学年行事の立案と実施、及び保護者の理解

- 学年で取り組む、総合的な学習の時間や道徳、特別活動等の授業づくり
- 学年内の分掌事項の連絡調整
- 長期休業中の指導計画の作成と実践

先輩教師に学ぶよい機会として、どんな些細なことでも分からないことは尋ねる積極的な参加を望みます。

(2) 教科会

謙虚に自己を開き、自ら求める教科会に

【実践的な教科会に】

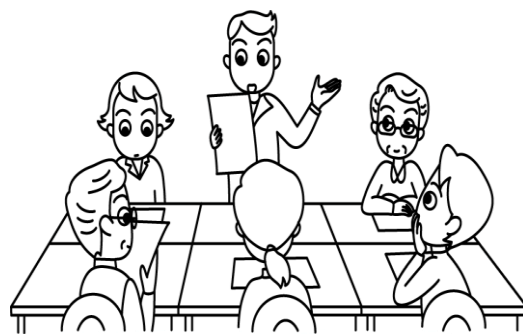
教科指導の充実と学習効果の向上を図るために、教科等の部会または係会が位置付けられています。

指導計画の立案、教材・教具の活用方法、評価の計画など、日々の授業改善にむけて情報交換をしたり、お互いの実践に学び合ったりする大切な機会です。謙虚に、教科指導について先輩教師に問い求める継続的な追究態度が、大きな力となっていきます。

【教科会の内容には】

教科会で取り組む内容には次のようなことがあります。

- 教科の指導目標、指導の重点の設定
- 教科の年間指導計画の作成と検討
- 教材、教具、資料等の整備と保管
- 授業展開のための指導計画の調整
- 教科指導の診断・評価の計画設定と実施
- 教科指導に関する共同研究
- 教科担当者相互の連絡調整と研修 等



4 P T A 活動

子供の健全な成長を図る活動に

(1) P T Aの目的と活動

P T A（保護者と先生の会）の目的は、「保護者と先生の会（P T A）は、子供の健全な成長を図ることが目的で、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関しその理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに子供の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善充実を図るための会員相互の学習、その他の必要な行動を行う団体」とされています。

(2) P T Aは信頼関係が基盤

P T Aは社会教育法の第 10 条に定義されている社会教育関係団体ですから、どのような組織や機能をもつものでもよく、自主的組織による民間団体であり、社会教育に関する事業を目的とする団体です。

P T Aは保護者と教師の学習集団であるとともに、子供の健全な育成を図ることを目的とする団体です。また構成員も一定の地域（校区）に限定された成人の集団でもあります。

この他にも次のような重要な性格をもっています。

- 専ら営利を目的とする行為は行わないこと。
- 特定の政党に偏らず超党派であること。

- 特定の宗派活動に利用されたり、特定の宗派を排斥したりしないこと。
- 学校の方針、管理、運営や人事に干渉しないこと。

(3) P T A 活動の活性化のために

【課題解決の組織化を】

学級の P T A 活動を充実させて「共に学ぶ仲間としての学級 P T A」を育てていきたいものです。また、地区 P T A 活動による地域活動の充実を図るようにします。地域の大人がその地域に住む子供たちとふれ合うことを通して、環境浄化活動・子育てについてのさまざまな情報交換をしながら地域づくりをします。P T A 活動の母体となる学級 P T A や地区 P T A の活動が充実していくためには、その学級、その地区の個性的な課題を解決していくことが大切です。

(4) P T A の組織

P T A 組織は各学校によって異なります。自校の学校運営計画に示される組織図をよく見て、自分の職務を確認するようにしましょう。

第3章 よりよい学級づくりのために

第1節 子供を知る

1 子供理解の意味と必要性

子供理解は受容的で共感的な態度で

【一人一人の理解を】

豊かな人間性を培う教育を行うためには、教師が子供を十分に理解することが大切です。一人一人の特徴や得意なこと・苦手なことを十分に理解することによって、子供のどこを生かし、伸ばさせるべきかが明らかになります。また、どのようなことで困っているのかを明確にすることによって、どのような機会や方法で支援することがその子にとって最も効果的なかがはっきりしてきます。子供を健全に育成するためには、困っている子供だけでなく、学級全体の子供についても十分な理解を深める必要があります。さらに個人が所属している集団との関係や集団の性格なども理解することが大切です。

【人間的なふれ合いを基盤に】

子供理解で重要なことは、子供の自己形成の力に絶対の信頼を置き、教師と子供の人間的なふれ合いを基盤にすえ、個々の感情や価値観などを肯定的、受容的に受け入れ、共感的に理解していくことです。

このような受容的で共感的な教師の態度によって、子供は心を開いて本心を語るようになります。また、自分の考えや気持ちを我がことのように汲み取り理解してくれる教師に、一層の親しみと信頼を寄せ、人間的なふれ合いを深く求めようとする態度を示すようになるものです。

【長所を認める見方】

子供は、教師の見方によって異なる姿に映ります。元気のよい子供でも、見方によっては粗暴な子供として映ります。

問題行動をとりがちな子供は、その問題傾向だけが目立ちますが、よく観察して理解を深めれば、その子供なりのよさや長所、更には行動の背景にある困り感があることに気付くものです。

【愛情深い理解を】

学校に遅刻することが多い子供がいたとしましょう。遅刻したことを叱責するのではなく、まずは、なぜ遅刻が多いのか、その背景や理由を知ることが大切です。遅刻が多いことの背景や理由にはいろいろな理解の仕方があります。例えば、

- ・ 怠慢な子供
- ・ テレビ視聴が原因で、宿題等ができないために遅刻が多い
- ・ 保護者が教育熱心で学習を強制することに対する反動のために、登校を渋っている
- ・ 教師の指導のあり方に不満と反感をもっている
- ・ 仲間にいじめられがちなので、登校を渋っている 等

こうした背景や理由に対して、それぞれに応じた指導をする必要があります。目の前の現象のみにとらわれるのではなく、その背景にあるものや理由について考えようとする姿勢が大切です。いずれにしても、子供への教育的配慮と愛情がより深い理解と指導を可能にします。

2 子供を理解するには

事 実 を よ く 見 て 、 子 供 の 側 に 立 っ た 理 解 を

学校の主人公は子供です。学級経営も授業づくりも、全てが、子供を理解することから始まります。

【子供と同じ目の高さで】

子供理解は、ありのままの一切の姿を肯定的に理解しようと努める過程から生まれてきます。教師は、その時、その場での子供の気持ちや考えを共感的に受けとめようとする姿勢が大切です。子供は、自分の気持ちや考えが大事にされていると感じるとき、自分を思い切って出すことができるからです。

子供理解は、教師が子供と同じ目の高さで接し、互いに受け入れ、理解し合おうとすることによって始まると言ってもよいでしょう。子供の言うことを本気で聴き、一緒に喜び、一緒に悲しみ、自分を語る教師でありたいものです。

【事実をよく見る】

子供の言動に表れているものと内側で働いているものとは、いつも一致しているとは限りません。しかし、まずは外に表れた活動の姿を事実としてありのままに見ていくことが大切です。そういう努力の中で、その内側で働いているものも理解できるようになります。

子供の言動は、いろいろな場面で様々な形で表出されます。何気ない言葉や態度からも、新しい発見が得られることがあります。その言動のもつ意味や働きを、その場の状況を踏まえて鋭く捉えていくことが子供の深い理解につながるのです。

子供の言動から、「あれっ？」と思わされた新たな発見や気づきを、大事に記録しておくといよいでしょう。

【集積した事実を結び付けて考察する】

一人一人の子供には、その子固有の個性や背景がありますから、一つの事実から結論を急ぐようなことがあってはなりません。幅広い立場から継続して集めた事実を、ある時点で結び付けて考察してやる必要があります。

子供の日常生活での姿や作文、生活記録などで、はっとさせられたことを、「個人観察記録」として累積してみると、その子供の姿の奥底にある内面の理解や個性的な面を理解することができます。しかし、それはあくまでその時点での理解です。それぞれの子供の可能性を見定め、成長を願っての子供理解ですから、教師は、一人一人の子供に対する固定観念をもたず理解を深めていきましょう。

【人間関係の視点から学級集団を見る】

学級は単なる集まりではなく、一人一人の子供が、互いに影響し合いながら生活している集団です。教師はまず、一人一人の子供を理解しなくてはなりませんが、子供が互いにどのように関係しているのかを見ていく必要もあります。子供の理解を深めるとともに、学級を集団として捉えていくことは、よりよい学級づくりに向けた学級経営の具体的な手立ての修正点を見いだすことにつながります。

【授業を通しての子供理解】

授業を通して、それぞれの子供が何をどのように学んだかを見返すことが大切です。

- ① この学習で、その子供は何を問題にしようとしたのか。
- ② その子供はどのように追究しようとし、他の子供とどのような関わりをもったか。
- ③ その子供に対し、他の子供や教師はどのように関わりをもったか。
- ④ その学びで、その子供にどんな力がどこでどのように付いたのか。
- ⑤ その子供はどのように自分を見つめたか。

こうした見返しによって、その子供に付いた力と、これから付ける力を明確にし、授業づくりをしていきましょう。

そして、このような見返しを継続する中で、

- ・ 得意なこと、よさ、伸びてきているところは何か。
- ・ 苦手なことは何か。
- ・ こんな見方や考え方、感じ方をする。
- ・ 級友とこのようなかかわり方をし、教師がこんなかかわりをすると、こう学ぶ。
- ・ こんな学びの「よさ」「つまずき」がみられる。

などのことが見えてきます。

授業は、上記のような子供の理解を踏まえてなされるわけですが、私たち教師は、日々の授業の中で思わずはっとするような子供の姿に出会うことがよくあります。

それは教師の気付かなかった教材に対する新しい気付きであったり、全く別な個性的な理解・解釈の仕方であったりすることもあります。また、ある子供にとってはとりたてるほどでないことでも、別の子供にとっては新しい発見になることもあります。いかにもその子供らしい言動や考え方に驚かされることもあります。

教師の教材研究や子供の活動の予測の限界を知らされることはしばしばあります。しかし教師は、その都度指導計画を修正しながら手だてを尽くしていくわけです。授業を通して、教師自身も子供と共に学んでいくのです。

このような努力の中でこそ、その子供をそうさせている要因の見極めが可能になります。具体を通して子供理解を深めていきましょう。

第2節 学級づくりにあたって

1 子供にとっての学級とは

「このクラスでよかった」と思える学級に

【楽しく学び合える学級】

学級は、学習集団としての働きが中心です。子供たちが自らつくり出す学級の雰囲気が、自らの学習姿勢に影響をもつものになってきます。よい学級であると子供たちが自認できるようにするために、伸び伸びと学ぶことができる学級にすることが大切です。

教師の一方的なリードで勉強させられているという雰囲気では、共に学び合い、高め合うといった姿にはなりにくいものです。

子供のモチ味が生きる個性的な追究がなされ、それらが互いに関連し合って、全体として進展していくような学習の場となるようにしたいものです。その中で子供は本当に力をつけ、成就感を得ていきます。そのことに楽しさを見いだすような学級でありたいものです。

【行事等にも意欲的に取り組む学級】

教科学習ばかりでなく、遠足、クラスマッチ、運動会、社会見学、修学旅行、文化祭など、あらゆる行事における行動の母体も学級にあります。それらの場で子供は自分の役割を見だし、積極的に取り組んでいくような姿が見られることを期待したいものです。

楽しく盛り上がりのある行事の中で、仲間意識が育ち、行動の仕方を体験的に学びとっていきます。また、そこで得られる充実感が、自分の学級のよさを自認していくことになるのです。

【学級は仲間づくりの場】

子供にとって、遊ぶことは生活の中の大きな要素です。その遊び仲間は学級内の友であることが多いものです。単に遊びだけでなく、共に学び生活していく仲間づくりの場としても学級は大きな役割を担うといえるでしょう。

学級での子供同士のかかわりが、生涯にわたるよき友をつくる場となることもあります。支え合うことのできる関係をつくりあげていく学級を、子供も求めていると考えます。

【存在感が実感できる学級】

学級生活をしていく上でいくつかの役割が生じ、各個人はそのうちの何らかの役割を分担します。その仕事を実践することで、学級生活がスムーズに展開していきます。

また、学級内での役割を果たすことよって、子供は集団の中における存在感を実感していくことになり、学級集団への所属感を深め、生きがいを見いだしていくことにもつながっていくものです。

【魅力ある教師と一緒に学ぶ場】

学級担任は子供にとって大きな存在です。教師の言動そのものが、人間としての生き方の見本となっていくものです。また、学級生活に充実感をもたらすのも教師の役割です。

魅力ある教師の存在が、子供にとってのよい学級の大きな条件なのです。

2 よりよい学級の姿を求めて

人間関係が安定し、皆が燃えるものをもつ学級に

【人間関係が安定している学級に】

学級は子供にとって落ち着く場所であり、心のよりどころでもあります。教師が子供を信じ、子供も教師を信頼して生活し、学習する関係が基底に働いていることや、学級内の子供同士の間にも相互の信頼関係がみられることが大切です。小さな気付きや疑問も、まわりに気がねなく素直に表出できるような、温かく、互いを認め支え合える学級にしたいものです。そのためには、個が位置付く共同学習を多く体験させ、共に創る喜びを体感させたいものです。さらに、仲間のために役立ち、仲間に喜んでもらえ、それによって個々の子供が存在感のもてるような活動を、教師は積極的に組織していくことが必要です。

【子供の願いを大切にし、やる気のある学級に】

子供はもともと好奇心に富み、活動的であり、探究心をもっています。それらが学級のまとまりとしても発揮されていくような姿になることを期待したいものです。教師は、子供の内面にある、話したい、行動したい、訴えたい等の切実な願いを掘り起こし、その実現に向けて共に活動し、生活を創造していく努力が何より大切です。実践に当たっては、子供の自主性を十分尊重し、更にそれを育てる方向で具体的展開を図っていくようにします。

学級のみんなが力を合わせた結果、「想像以上の仕事を成し遂げた」「次第に美しい、楽しい行動ができるようになった」「自分たちの力で不都合なことが解決されていった」等の経験を数多く積み重ねていくことが、望ましい学級づくりにとって必要なことです。

【皆が求め、燃えるものをもつ学級に】

学級で「今このことに燃えている」というものがあり、それが学級の支えになり、自慢にもなるようなものを見いだしたいものです。

教師は、その中身を、恒常的なものや長期継続的なものばかりでなく、季節的なもの、行事に向けてのものなど多様に考えていきます。また、功をあせらず、求めるもの自体をじっくり練りあげていくように考えたいものです。

そのような活動によって、特色ある学級にしていくことは大切ですが、学年の他の学級と十分連携を取ったり、他学年との関連へ配慮したりすることも大切にします。

【活動の場を多面的にもつ学級に】

教室内の環境を整え、活気のあるものにします。室内の備品が整頓され、掲示物などに新鮮味や温かさがあがり、常に有効に働いているように気配りをします。環境は子供の成長に大きな影響を及ぼします。環境づくりに先生のアイディアを大いに発揮していきましょう。

また、学級の活動の場を教室だけでなく、体育館、校庭、学級園、理科園、裏山など、多面的に求めて、そこを足場にした学級づくりを模索していきます。

【豊かな感動体験の積み重ねを】

小さくても種々の成功体験を重ね、喜びを実感していくことによって、自分たちの学級、自分たちで創りだした学級という意識を高めていくことが必要です。

「これが自分たちの学級の実力なのだ」「これだけ伸びたのだ」等を子供たちが感動的に体験できることが大切です。また、個々の子供たちが学級に寄与したという充足感や、学級の仲間たちから認められているという所属感が得られるよう役割遂行の中から互いに評価し、称賛し合う関係を学級につくっていくことが必要です。

仲間によって「守り守られる」「必要とし必要とされる」体験ができるようにしたいものです。

3 学級集団の発達段階

自己中心的な「幼少期」から、
自ら矛盾を感じながら対応する「思春期」までをとらえて

【自己中心的な集団 ― 低学年】

入学して学級が編成され、集団的な生活を送りながら友だちをつくろうと人間関係が動き始めます。この時期は自己中心的な発達期にあるので、教師は子供と個別的に接することが多く、教師中心にならざるを得ないことを承知して指導することになります。

- (1) 自分のことは自分で処理できる。
- (2) 生活の規律を知り、行動に移すことができる。
- (3) 基本的生活習慣がきちんと身につく。
- (4) 何でも言えて、友だちと仲よくできる。

など、子供の目の高さに合わせて対応していく段階です。

【部分的な依存関係の集団 ― 中学年】

人間関係が固まり始めて、自己主張が友だちの主張と合わないことを知り、小集団相互から解決の仕方を学んでいく機能が生まれます。低学年と画然とした違いはなく、連続的に動いています。

この時期は活動が拡散的に発展する段階です。

- (1) 自・他の問題を集団の力で処理できる。
- (2) 意図的に班作りができ、責任分担をする。
- (3) 行事などで集団訓練が的確にできる。
- (4) 発生した問題を自分たちの知恵で解決する。

など、自己の伸長を図り信頼の輪を広げ、個性に沿った依存関係を配慮する段階です。

【共同体に統一される集団 ― 高学年】

仲間として生きていく必要性と、望ましい人間関係のために責任と協調を意識した活動を自らが生み出す集団にまで高めます。

奉任活動はこの時期の重要な課題です。

- (1) 望ましい価値基準を人間関係に生かす。
- (2) 児童会・学級会など自治活動ができる。
- (3) 自己理解が集団適応に機能する。
- (4) 正しい主張が重視され正義感が育つ。

など、高学年として学校生活の主体であることを自覚させ、集団のモラル(志気・意欲)の向上に努められる段階です。

【中学校生徒の自治的・主体的集団】

学級として一人一人の願いが実現される民主的な活動を計画し、実践される集団にまで育てます。思春期は個性がはっきりし、信頼を求める傾向が強いので、心の揺れを察知して、一人一人に合った所属感を配慮することが必要です。

- (1) 自・他の思いが、みんなの願いになる。
- (2) 生徒自ら人間らしく生きる場とする。
- (3) 学校生活の主役である活動が組織できる。
- (4) 成員の力関係を望ましく編成し、自治的・民主的活動の実践者になる。

など、心身の著しい発達に応じて、自らの意志と反対に行動しがちな心の揺れや矛盾を見抜いて、社会生活に十分適応できる力を付け、民主的な生活を求める自律的な生徒を育成する段階です。

4 望ましい学級集団成立の留意点

学 校 全 体 の 立 場 で 責 任 を も っ た 対 応 を

【集団形成の留意点】

(1) 一人一人の把握を

性格・行動・身体の特徴から、個々の力関係が固定化する前に理想の集団を想定し、一人一人の行動を観察して指導記録簿に記録し、手だてを考えます。教師の願いも語り、その反応から人間関係を知り、問題傾向を判断します。一人一人が個性的で、かけがえのない存在であることに配慮しなければなりません。

(2) 学級に寄与する仲間としての喜びを

学級の役割を分担することで責任感と実践力を育成し、成就感を得られるようにします。単なる雑用係にははいけません。活動の内容や方法を工夫するところから、ユニークなアイディアが生まれ、学級に寄与する実感をもつことができます。

(3) 相手を思いやる話し合いを

民主的で和やかな集団の実現のためには正義感の強い子、疎外されがちな子（概して少数派です）の意見を相手の心に響かせる気配りが必要です。

冷やかな雰囲気は心を閉じさせ、いじめの発生の原因となります。いじめを未然に防ぐためにも、話し合いを通じて相手のよさや考えを大切に経験を重ねていくことが大切です。

(4) 支え合える仲間づくりを

学級での所属感や充足感を感じ得るためには、自分が級友の役立っていることと、級友も期待してくれていることを実感できる体験が必要です。自分の提案や行動が周囲からの共感を得られることで、固い友情が結ばれます。

(5) 問題解決の自信を

日常のトラブルが表面化した時は、事態が進行し深刻な根深さがあることを認識する必要があります。当事者の言い分をじっくり受けとめることが第一ですが、教師集団の助力を得たり、家庭訪問を繰り返して、保護者の願いも聞いたりし、解決の方向を見いだします。その真剣な対応が子供の心を動かしていきます。子供も自力で解決した自主性や責任感から、「自分たちの学級は素晴らしい」と胸を張れる自覚をもちます。この誇りをもつことが大切です。

(6) 学習に打ち込む日々を

学習における集団思考は、個々の確立のために有効に機能するものです。自分の考えをもち、疑問や課題の追究ができ、納得のいく理解が成立することなどを培うことが大切です。学習から背を向けると、集団から疎外される状況が生まれます。教科内容を十分に研究して、指導法を工夫しましょう。テスト結果だけを重視すると、圧力を敏感に受けとめ、心が離れます。そうすると、学級は心の安らぐ場とはなりません。

以上のように、集団形成は、望ましい人間像を求めようとする諸活動を、登校から下校までの中に意識的に位置付けることに尽きます。

5 学級担任としての保護者への協力の求め方

保護者の信頼や協力を得るための連絡のしかた

【学級保護者会】

保護者会は、教師の指導上、保護者の助力を得たい問題や、保護者の困っている問題を協力して解決する機会です。主な活動として「授業参観と学級懇談会」「説明会」があります。

(1) 授業参観と学級懇談

日頃の実践の一端を保護者に参観してもらい、そこで学ぶ子供と教師の具体の姿から、担任の真意や経営方針等について理解や協力を得られるようにしたいものです。

とにかく保護者は我が子本位になりがちであったり、担任に対しても多くの願いや要求を遠慮なく提示したりしてきます。担任は広い気持ちで受け止め、全員でじっくり話し合うことで相互の視野を広め合い、保護者の信頼を増していくことが大切です。また、このような機会を活用して学校教育の機能や限界にもふれ、家庭教育の重要性や保護者の立場等について保護者の理解を求め、協力を仰ぐことも重要なことです。

そのためにも、学級担任は家庭教育上の問題についても十分研究し、助言できる力を養っておくことが肝要です。

(2) 説明会

どの学校でも、保護者会の年間計画に、種々の説明会が記載されています。これらの会合には保護者が出席しやすい条件を考え、資料等も準備し、事前に学年会等で意見や方針の統一見解をもった受け入れ態勢を整えておく必要があります。また、反省会をもって、常に子供と家庭及び地域の実態を把握し、その対応の仕方を整えておきたいものです。

【個人面談や家庭訪問】

(1) 個人面談（懇談）

個に即した教育のあり方を求めて相談する際には、教師は一人の面談時間、来校時刻、面談内容等細密な計画を立案して臨みます。面談のために子供の資料を準備するだけでなく、保護者には何を相談したいかあらかじめ考えてきてもらうよう伝えておく必要があります。愛情と誠意をもって保護者と接してこそ、理解と協力が得られるものです。

(2) 家庭訪問

教育に対する家族の願いや希望、悩みや不安、子供の生活環境や家庭への位置付け等、学校外の生活の様子を知る機会の一つです。それだけに、事前の計画、事後の整理は重要であるとともに、それにも増して家族の方々と親しみをもって接すること、尋問的な対応にならないことが大切です。信頼感はこのような中からも生まれます。

【学級・学年通信】

学級の動き、行事・学習予定、子供の様子等について文書を作成して連絡します。家庭では、通信によって学習や生活の準備をする場合が多いので、内容は正確かつ親切に伝えたいものです。また、教師の偏見や、特定の宗教及び政治的思想に偏った表現等は厳に慎みたいものです。このほかに相互理解を深めるためには、通信の反応を確かめたり、保護者の記事を掲載する等の編集方法に工夫を加えたり、通信を保護者会の話題にしたりするのも一方法です。

また、外部発信されるため、内容を吟味し、誤字や脱字、個人情報などがないように同僚の先生方や教頭先生などに見てもらうことも大切です。

【連絡帳・手紙・電話 等】

特定の子供の保護者との連絡方法で、速報的事項を伝えるのに便利です。個別に連絡するため親密度

が高くなり、意思の疎通を図るには大変有効です。しかし、これも扱い方を誤ると逆効果となりますので、相手の立場に立って活用します。

子供が病気等で学校を欠席すると、本人ばかりでなく、保護者も不安になるものです。連絡帳に今日学習したこと、連絡事項等を書いて届けたり、家庭を訪問して子供の様子を聞いたり、励ましたりすることが大切です。

第3節 学級経営のために

1 学級経営計画の必要性

指導の一貫性と、明日への希望がもてる学級経営計画を

【学級担任としての魅力と指導力】

学級担任になるということは、一人の教師と子供との運命的ともいえる出会いを意味しています。子供も、「どんな先生か、おもしろいか、こわいか、やさしいか」と、期待や不安等複雑な心境でその出会いを迎えることでしょう。出会いを厳粛に受けとめ、事前に十分考えておいた学級経営方針を、子供の目をじっくり見つめながら、わかりやすく、ゆっくりと説明すれば、子供の不安も一掃し、期待とやる気を起こします。授業にしても遊びにしても、学級づくりにしても、子供と共に取り組む担任でありたいものです。

【学校運営への積極的な参加のために】

学級経営計画には、担任がどのような教師観、指導観、子供観をもって学級運営を構想しているのか、どのような問題や解決すべき課題を把握しているのか、またそれをどう解決しようとしているのか、その方法はどのようにすればよいのかなどが示されます。学級経営計画により、全職員にそれぞれの学級の実態、問題、解決の方法が共通理解されます。それを手がかりに、学校・学年経営上の問題点として検討し、対策、構想が練り上げられるのです。

このように学級経営計画は、学校全体における担任の学級経営への支援体制づくりの手がかりや、学校・学年経営における計画や実施上の軌道修正の手がかりとして生かされます。このことから、担任が学級経営計画を作成することは、担任の積極的な学校運営への参加を意味しています。

【意図的な計画と実践のために】

担任には子供が学校生活に満足感や安心感をもったり、共に悩み苦しんだりできる経営手腕や人間性が要求されます。そのためには、学級集団が活動しやすいように組織され、最大の効果を上げるように学級経営計画を立てることが必要です。

学級経営計画に基づいた学級経営を進めていけば指導の一貫性が保たれ、指導の過程で常に評価し、反省し、改善していくことができます。

また、最初にとらえた子供像や学級像に新たにとらえた改善点等を累積していくことで、発展性をもたせることもできます。

【信頼関係を深めるために】

最近、学校生活への魅力を感じ得できず、問題行動、学業への不適応、不登校などをおこす子供が増えています。それはこれらの子供にとって、学校生活の魅力や生きがいの場が保障されていないからです。

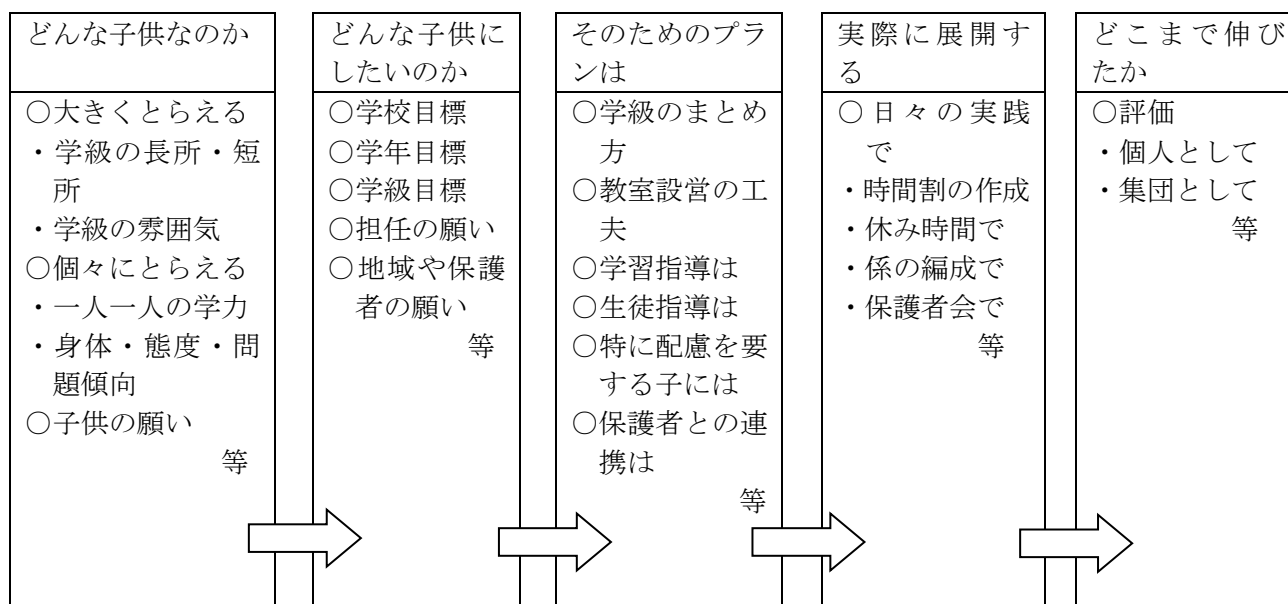
そこで担任は子供が、「今日は楽しかったなあ。明日も学校へ行きたいな。」という希望をもつために、魅力ある学級生活を構想し、計画を立て、その展開を図る必要があります。

どの子供も自分なりの人生を思い描き、どう生きることがよいのか求めています。そこで担任と子供、そして子供同士の信頼関係を深めることで、「一人ではできないことでも、何人か集まればできる」など集団のよさを子供が感得し、気持ちよく心から笑える学級づくりを目指すことが大切です。

2 学級経営計画の立て方

子供への願いを明らかにして指導の重点を決めだす

(1) 学級経営のプランづくりと目標達成の実現過程



(2) 学級の実態や傾向をとらえる

① 一人一人の子供を知ること

一人一人がかけがえのない大事な存在である、ということを基本にすえて考え、さまざまな子供の背景をできるだけ詳しく明らかにします。そのためには調査や資料から、一人一人のとらえを確かなものにし、発達段階、一人一人の置かれている環境等、様々な要素による違いの上に立ち、その子への願いを明らかにして指導の重点を決めだします。

生育歴、健康状態、心身の障がいの有無、性向、長所、短所、友人関係、学力や知能などを、担任による観察、意識調査、性格検査、人間関係調査、子供の相互評価、作文、各教科の学力検査による調査などでとらえます。

② 学級全体の傾向をとらえること

一人一人の子供の状況はその子供だけにとどまらず、学級全体の傾向や雰囲気を規定する重要な条件になっていることが多いものです。学級集団としての学力や興味・関心、学級集団としてのまとまりの傾向などをとらえることが必要です。

③ 家庭・保護者の状況を知ること

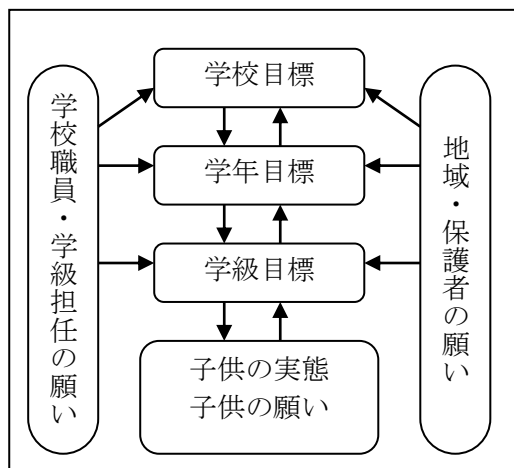
子供を知る上で家庭や保護者の状況を正しく理解することが必要です。保護者の教育への関心や期待、子供への期待などできるだけ正確にとらえるようにします。また、保護者が教師に望むことと、教師が保護者に望むこととの間には差があることが多いものです。担任に協力してもらうためにも保護者の考え方を理解することが大切です。

いろいろな調査方法がありますが、比較的素直に意見を聞けるものとしては、無記名のアンケート方式があります。また、家庭訪問や授業参観などは保護者の考え方を知るとともに、家庭環境を知る場としても大切にしたいものです。

④ 前年度の計画案・反省記録に学ぶこと

小学校2年生以上の学級では、前年度までの指導の状況を把握し、連続的に理解するように努めることも大切です。前担任から話を聞いたり、記録等を生かしたりして実態や傾向をつかむようにします。

(3) 学級目標の設定の手順



4月の初め頃、学級担任であればだれもがこれからの一年間の学級経営について様々な夢を広げます。学級目標を決めることは、その夢を実現するために最も大切な仕事の一つです。学校目標・学年目標を生かし、学級の実態や保護者、地域の願いを大事に考え、学級担任としての独自性を十分に加味しながら、個性豊かに目標を決定していく必要があります。

左の図は学級目標決定の手順を示したものです。

学級目標は、学級で営まれる全ての教育のよりどころとなるものです。学級経営の方向付けをしたり、実践活動のあり方を方向付けしたり、決定付けたりするものであるといえます。

そこで学級担任として、自分の学級はどんな学級なのか、そしてこれからの一年間にこの学級をどのように向上させていきたいのかという観点に立って、最も大事で、最も基本的なものを取り出して目標を考えます。

子供は本来、よくなろう、向上しようとする願いをもっているのです。両者の願いをうまくかみ合わせ、強く意識付け、内面化させて主体的な活動ができるようにすることが大切です。

目標設定の時に子供をどう参画させたか、その後どう意識化させ、実践させたかということも大事です。さらに、日常生活の中で生かすには、

① だれにも覚えやすいこと

- ・ 子供のことばで
- ・ スローガンのように

② だれにも実行しやすいこと

- ・ 具体的に
- ・ 目標の軽重を考えて二つか三つ

③ だれもが評価しやすいこと

- ・ 年間を通したもの
- ・ 期限つきのもの

などに留意することが大切です。

(4) 学級経営の内容をとらえる

学級経営は学級における全ての教育活動を包含するという考え方に立ち、子供の一日の学級生活を考えてみると、おのずから学級経営の内容もはっきりとしてきます。

- | | | | |
|-----------|------------|-------------|--------|
| ・ 学習指導 | ・ 特別の教科 道徳 | ・ 総合的な学習の時間 | ・ 特別活動 |
| ・ 保健・安全指導 | ・ 学級集団指導 | ・ 個別指導 | ・ 子供理解 |
| ・ 教室環境の整備 | ・ 学級事務 | ・ 家庭との連絡 | |

このように実に広範囲にわたっています。これら一つ一つの内容について十分検討し万全の対策を立てて進めていくわけですが、全部に同じウェイトを置いて進めることはなかなか困難なことです。

そこで、学級の実態や傾向から、それぞれの課題や問題点を明確にして、どの内容に最も重点を置いていったらより生き生きとした学級経営が展開できるか、担任として考えてみることも大切です。

(5) 学級経営計画作り

① どんな形式にするか

これでなければいけないという決められた形式はありませんが、学校で統一した形式のものを定めている場合が多いようです。常に教師の手元において日々の実践に活用すべきですから、書きやすい、利用しやすい、記録しやすい、評価しやすいなどの条件を満たしていることが必要です。

② どんな内容を盛り込むか

重点を強調したもの、課題解決にポイントを置いたもの、実施計画にポイントを置いたもの、記録を工夫したもの、段階をおさえたもの、個別指導にポイントを置いたものなど、学級の実態や個性を考え、十分に活用するという観点から内容を工夫していきたいものです。また、個々の学級の実態や学級担任の個性によって学級の課題、それに対する方針や具体的な方策はそれぞれ異なりますが、計画性、独自性、活用性、累積性を大事にしたいものです。

③ どんな手順で書くか

- ・ 学校・学年の教育目標、指導の重点を確認する。
- ・ 資料を整える。
- ・ 学級目標を考える。
- ・ 経営方針を考える。
- ・ 経営の内容・重点を考える。
- ・ 学級経営計画を考える。

(6) 学級経営計画の生かし方

計画を作っても、机の中にしまいこんで利用しなくては何の意味もありません。何のために作成したのか考え、日々の実践の中で意図的に生かすようにしたいものです。

① 学級目標を具体的に

子供が目標を達成するためには、目標を検討分析して、実践できる段階にまでくぐりかかってみることが必要です。例えば「明るく思いやりのある子供」という学級目標が設定されたとしたら、なぜ明るく思いやりをもたせる必要があるのか、思いやりとは何か、どうすれば高まるのか、などについて検討してみます。

また、学級の子供一人一人にとって、あるいは学級として、今何が課題なのか、目標を達成するにはどうすればよいかを、学期・月・週ごとに具体的に位置付けておくことが大切です。

② 見通しをもって

計画を実践していく時にいろいろな問題が生じたり、思わぬ障害にぶつかったりすることがあります。そこで事前に手だてを考えておくことによって、万一問題が起きても余裕をもって対処することができます。担任だけでは解決方法がつかめない時は、学年会などで話題にしてみようのもよいと思います。

3 学級での指導の実際

(1) 学級の育成

一人一人に目をむけ、共に高め合う学級集団を

① 学級目標の実践

＜具体目標で実践しやすく＞

学級目標が決定しても、やや抽象的になっていてなかなか実行しにくい面があると思えます。子供が目標に向かって、毎日の生活の中で実践できるような具体的な目標を立てたいものです。そのために、次の点に留意しましょう。

- ・ 今までの学級の姿を省み、目標に照らして、どんな点に注意したらよいかを子供が考える。
- ・ 多くの問題点が出されたら、その中から重要だ、急を要すると考えられるものを選び出す。
- ・ できるだけ具体的で、子供が自己評価・相互評価しやすいものにする。

〈例〉

学級目標「何でも言い合える明るい学級」

具体目標「おはよう」「さようなら」の挨拶を元気よくしよう。(4月)

明るい学級や何でも言える学級にするために、まず、挨拶をしっかりとできるようにしようと、だれにでもできそうで、評価しやすい具体目標にしています。朝、登校中での挨拶、教室へ入った時の友への挨拶、学活や授業での挨拶など、明るく元気に挨拶し合うことによって、心が通じ合い、楽しい学級の日が始まるでしょう。

＜評価を計画的に＞

目標は常に意識され、共に高め合うために実践され評価されていかなければ、大きな成果は期待できないでしょう。そのためには、子供自らの活動に期待し、積極的に指導支援していくとともに、計画的に評価(反省)する機会をもつことが大切です。

- 週の終わりに「短学活」「帰りの会」の中で見返す。

「挨拶をしよう」の中でも、もし、学活や授業のはじめで、元気よく「おはようございます」とか、「お願いします」等ができない場合は、そこから具体目標として始めることが大切でしょう。このような挨拶はできるが、朝、教室へ入った時の挨拶が仲のよい友だちなど一部に限られている場合は、「教室内にいる友だちみんなに呼びかけ、聞こえるように大きな声で挨拶しよう」と「明るい学級」を目指した挨拶にしていきたいものです。特に仲のよい友だちだけへの挨拶や、男女を区別した挨拶では「明るい学級」になりにくいでしょう。

「挨拶ができるようになった」「よくできるようになりました」だけの評価に終わらせないために、教師の見方、考え方を話し、「挨拶」に対する視野を広げて、深まりのある反省会にしたいものです。

また、教師は始業前に教室へ行き、子供が元気よく入室してくるか、具体目標を意識して挨拶ができているかどうか、挨拶を心がけているかどうか、心身の健康状態も見ながら、自ら「〇〇さん、おはようございます」と声をかけていきたいものです。

- 月末の「短学活」や「学活」の時間に反省会をもつ。

具体目標がどの位達成されたか、継続か、それとも新たな具体目標に移るか等、話し合いをしたいものです。

月末になる前に具体目標が達成された場合は、もちろん次の具体目標に進みます。できない場合は、月末を区切りとして反省会をもち、なぜ達成できないのかその原因を究明し、改めて具体目標達成のために努力しようという意欲や意識を子供がもてるようにしましょう。

- 学期末や年度末にも反省会をもつ。

具体目標がどの程度達成されたか否かは、以後の学級の向上に大きな影響を与えることになります。子供の目標を達成しようと立ち向かう姿勢がわかってくるからです。学級集団の在り方が問われることになります。

② 学級集団のとらえと指導

＜行動、性格のとらえを＞

今まで述べたように、子供をとらえるには、日常の諸活動（学級活動、清掃、飼育栽培、行事、班活動等）を観察したり、教科担任や他の先生からの連絡や記録等を受けたりすることによって可能となります。事実をありのままに記録し、累積していくことが大切です。記録の累積にはノートを1冊用意し、こまめに書き綴っていくようにしましょう。

(2) 教室経営

子供と共に創意工夫して、豊かな環境づくりを

【環境整備の視点】

「人は環境によってつくられ、環境は人によってつくられる」と言われるほど大事な環境整備の視点は、教師、子供の心のつながりからくる心的環境と、机・椅子、黒板等の物的環境の二つが考えられます。教室は学習する場であり、厳しく磨き合う場、食事の場、作品展示の場、憩いの場等であり、学ぶ機能全てが備わっていることが大切です。しかし、それは難しいことなので、「ねらいや方針によって計画的に」と「学習指導の展開に合わせて」の2点が整備するポイントになります。ここでは物的環境について考えてみましょう。

【健康、安全への配慮】

第一にあげられるのが健康と安全についてです。机と椅子は体格にあったものを使えるようにします。採光は視力に影響し、換気、暖房は健康の保持や学習の能率を高める上で大切です。また、ストーブ、スチームや釘、フック等危険なものへの対処や注意が必要です。清掃や整理整頓は、子供の発達段階にそって自らきちんとでき、気持ちよい教室に保てるよう指導していきます。

【能率、効果を上げるための座席を】

机、椅子の配置は学習活動を能率的効果的にする上で大切なことです。視力や聴力等に障がいのある児童生徒への配慮も必要ですし、グループ活動や全体での話し合いなど、形態に応じてどう配置したらよいか工夫します。また、音楽の身体表現や図工の粘土や工作による表現学習などは、机、椅子がじゃまになります。後ろに寄せるとか、廊下に出すなどして広く使い、のびのびと活動できる空間を確保しましょう。電子黒板やプロジェクター等を使う時は、反射、逆光をさけるために暗幕やカーテンを利用し、子供に見やすく教師が操作しやすい位置を考えたいものです。

【黒板、壁面の利用】

黒板には、字を書く以外に子供の作品、地図、表、学習の要点を書いた模造紙など様々なものを貼付します。

- 前壁面に必ず掲示するものとしては、「避難経路図」があります。すべての子供が学習に集中して取り組みやすいようにするユニバーサルデザイン化の視点から、それ以外の掲示物については、できるだけ側面や後ろの壁面を使用するように配慮しましょう。
 - ・学校目標 ・学級目標 ・具体目標 ・地図類 ・年表 ・時計
- 側面、後ろの壁面の利用は、既習内容や子供の創意工夫を生かして次のようなものを考えましょう。
 - ・明日の授業予定 ・連絡事項 ・行事等（専用の黒板があるとよい） ・学級の組織図
 - ・現在学習している内容（例 漢字の筆順、英語の基本文形、有名な短歌、九九の表 等）
 - ・学級の係、児童会・生徒会役員等の氏名一覧表
 - ・グループ名と仕事の内容や構成者名（グループは清掃、給食当番のためのものだけでなく、仕事をもたせたい。）
 - ・絵画や習字 ・読後の感想文 ・調査研究物 ・学級新聞や壁新聞 ・児童会・生徒会の新聞や連絡文書 等

貼付場所を定め、整然と掲示しましょう。なお、これらの中で子供にできる作業（書く、貼る等）は、任せるようにしましょう。

【空間の利用と情操】

生物への関心をもたせ、慈しみの心情を育てるねらいや、学級の雰囲気を温かくするねらいで、教室内での飼育、栽培が行われています。一人一鉢の栽培を、学習の中心にすえている学級もあります。これから始めようとする場合は、ねらい、可能性、適時性、諸経費、興味・関心、意欲等を吟味してから始めます。置き場所は採光を考え、子供の学習活動に影響の少ない所を選びます。季節や匂いにも留意する必要があります。何もない場合は季節の花や鉢物を飾りたいものです。

また、棚、ロッカー、持ち物等の記名や整理整頓に留意し、指導して使いやすくするとともに、ゴミを散らかさない、見つけたら拾うなどして、清潔で落ち着いたきのある教室にしたいものです。

第4章 よりよい授業をすすめるために

第1節 教育課程

1 教育課程の意義

教育課程をどのように受けとめるか

【教育の基本計画が教育課程】

学校教育法施行規則により、教育課程は各教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成することになっています。標準とする授業時数も示されています。

各学校では、校長が責任者となり、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指して、学校目標（学校教育目標）を掲げ、これを達成するよう学校経営の中核をなす教育課程を編成します。

教職員一人一人がこの教育課程を深く理解し、創意をもって児童生徒の指導にあたります。

【新年度準備職員会】

新年度準備職員会では、校長からこの一年間の教育実践にかける願いを、学校目標実現の形で話されます。続いて各主任、学年学級担任、校務分掌が委任されます。これらを踏まえて互いに自分の位置と立場を知り、気持ちをひきしめ、本年度の教育実践への希望に思いをめぐらします。

校長の方針を受けて、教頭、各校務分掌の主任が基本計画案を提案します。一つ一つの計画について学校目標の実現に向けてどのように考え、どのような道筋を立てているか、互いに広い角度から意見を出し合い検討し、成案にしていきます。校長の決裁を経て、全教職員が共通理解を図り、実践への意思決定を図ります。このことが本年度の教育課程を理解し合うことであり、重要な職員会となります。

【全体計画（グランドデザイン）】

各学校では、学校目標の実現に向け、地域性を生かした学習活動、様々な体験や人々との交流を通じた心の交流等の特色ある教育活動を行い、どの子にとっても存在感や自己実現の喜びを味わうことができる学校づくりを目指します。そのためには、個々の教育活動が一層効果的なものとなるよう、全教育活動にかかわる全体計画（グランドデザイン）を作成し実践することが大切です。その際、PDCAサイクルに基づき、課題を明確にし、改善の重点を決め（P）、具体的に実践し（D）、評価し（C）、さらに改善を図る（A）取組が大切となります。

2 教育課程の編成

教育課程の編成をする上で知っておくこと

【教育課程の編成者】

教育課程は、法の定めるところにより、校長が責任者となり編成することになっています。「校長が責任者となり・・・」ということは、校長が全て一人で編成することではありません。実際には校長が編成の方針をもち、その責任において全教職員の協力を得て行うということです。教職員一人一人が日常の教育実践の中でとらえている児童生徒の育ちの姿や、地域や保護者の願いや実態を、教育課程

編成の意義の理解に立って、編成に役立つ資料を学校長に提供したり編成に積極的に参加したりしていくことが必要です。

【編成に関する法令】

公教育としては国全体としての教育課程編成の基準が法令によって規定されています。以下の法令の上位にあるものとして、日本国憲法、教育基本法、学校教育法があります。

- 学校教育法施行規則第 52 条
小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。
- 学校教育法施行規則第 74 条
中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。
- 学校教育法施行規則第 129 条
特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。
- 小（中）学校学習指導要領
各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童（生徒）の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。（以上については、平成 29 年 3 月告示のものによる）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 章第 21 条
「教育委員会は……次に掲げるものを管理し、及び執行する。」
5. 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。（以上については、平成 27 年 4 月 1 日現在のものによる）

【編成上の考慮点】

- (1) 地域や学校の実態を考慮すること。
県下の地域は広く、また学校の実態は、都市部、平坦地、中山間地、豪雪地帯、学校規模、施設設備など条件が違ってきます。また、教育上の問題の違いもあります。こうした地域や学校の実態をよく把握して教育課程の編成に生かす創意が必要です。
- (2) 子供の心身の発達段階と特性を十分考慮すること。
教育の目指すところは、調和のとれた人間性豊かな子供の育成にあります。そのための教育課程の編成では、子供の心身の発達段階と特性を十分考慮して当たらなければなりません。自校の子供を直視して、今、この子供たちに必要なものは何か、どんな人間になってもらいたいかな等を導き出し、願う姿の具現に向けて教育課程の編成に当たることが必要です。

【教育課程編成・学習指導の基本（通称「青本」）、信州教育学びの基盤】

県教育委員会では、教育課程編成・学習指導の基本（通称「青本」）、「信州教育学びの基盤」を編集し、県下各学校での利用の便を図っています。

これらは、各学校が教育課程を編成するための参考資料であり、地域や学校の実態の上に教育課程が編成され、教育活動を創造的に進めるために活用されることを願って編集されたものです。

3 学習指導要領及び「解説」

学 習 内 容 の 決 め 出 し は 学 習 指 導 要 領 の 指 導 内 容 と 子 供 の 実 態 か ら

学習指導要領に示されている内容は、総則・各教科・特別の教科 道徳・外国語活動（小学校）・総合的な学習の時間・特別活動の章、更に教科ごとに分けられ、目標・各学年等の目標および内容・指導計画の作成と各学年等にわたる内容の取り扱いについて具体的な事項が記述されています。

【学習指導要領の読み方】

まず改訂の方針に示される教育の今日的課題をしっかりと把握し、次に学年の発達段階に応じて示された内容と扱いの違い、相互の関連性を全学年全領域にわたって理解し、全体の見通しをもって指導に当たしましょう。

こうして指導内容や扱いの特色を正しく理解した上で、自分の目の前にいる子供一人一人の実態をよく見極め、内容や扱いの適否を検討しつつ、個に応じた指導を心がけることが大切です。「解説」の内容を確認し、実際の授業にあたります。

4 教育課程編成の手順と留意事項

学 校 の 創 意 を 生 か し た 教 育 課 程 の 編 成 を

各学校における教育課程の編成は、それぞれの学校が長年の実践の中で編み出してきた方法・手順で行なわれており、その手順は、定まっていません。ここでは一例として、「学校目標の設定の過程から編成へ」について述べます。

【学校目標の設定】

教育課程の編成は、学校目標実現に向けた計画とも言えます。従って学校目標は編成の根幹にすわるものです。この学校目標の設定に当たっては、校長によりそれぞれの設定の仕方があるわけですが、共通しているものとして次のようなことがあげられます。

(1) 建学の想いや伝統の見返し

それぞれの学校には歴史があります。多くの子供を育んだ歩みの中で輝けるものを伝統として守り続けてきているものがあります。学校の歴史や伝統をどう受け止め継承すべきかを考えてみることで

(2) 教育環境や子供の実態の検討

県下の学校には、地域の環境、地理的な差異、規模による差異があります。これが子供たちの考え方や行動のとり方の違いとなって現われていることがあります。この地域、この学校で生活をし、学んでいる子供の実態を見つめて、よさは何か、問題点は何かを浮き彫りにしてすることが大切です。

(3) 時代の変化のとらえ

子供はその時代、社会の変化に鋭敏に反応しながら生きています。例えば新しい遊具や、新しい造語等への反応などです。その状態の中でよきにつけ悪しきにつけ、ものの見方や考え方、行動のとり方にも変化を示します。子供の未来や社会を見通して、今この子供につける力は何かをとらえていくことが必要です。

(4) 保護者・地域の願いの汲み取り

公教育は、保護者の願い、地域社会の願いを汲み取り、信頼に応える教育実践をする責任と使命を負っています。

どの地域の保護者も同一の願いを子供にかけているわけではありません。「口ばかりで働くことを知らないの、何とか働くことの尊さの分かる子供になってもらいたい」と願う保護者の多い地域や、「勉強はよくやるが、部屋にばかりいて体を動かさないで困る。元気に外で遊べる子供になってもらいたい」と願う保護者の多い地域などというような違いがみられます。自校の地域や保護者の願いを十分汲みとっていくことが大切です。

このような実態や願いをふまえて願う子供像をとらえ、学校目標を設定していくことになります。

【編成の手順】

教育の目標や学習指導要領を踏まえながら、各学校が当面する課題を明確にし、学校目標に迫る形で、計画的、継続的に教育課程を編成していきます。その手順の主なものについて述べます。

(1) 学期末、学年末の職員会で次年度に生かす内容を明確にする

校長が自ら一年間の教育の歩みを見つめてきた実感と、各職員から出されてきた内容とを重ね合わせて、次年度に生かすべく内容を明確にします。校長がよりよい構想が立てられるか立てられないかは、教師一人一人が自分の実践をどれだけ深く反省し、校長に資料提供しているかどうかにかかっているわけです。「〇〇がよかった」「〇〇がうまくできなかった」というところにとどまらず、常に自分の実践が子供の育ちにどう働いたかを把握する努力を重ね、その手応えや指導の改善点を、自信をもって言える教師でありたいものです。

(2) 学校の重点具現化に向けての職員組織、校務分掌計画と委任

校長は一年間職員集団が学校目標の実現に向かってどう機能して働いたか、よかった点は何か、問題であった点は何か、吟味・検討をします。さらに人事異動で職員が替わることも加味して、最も教育効果を上げるための組織づくり、職員配置を考えます。

【編成の組織づくりと日程】

全職員から出された次年度へ生かしたい内容を、どのように教育課程に生かし編成していくかを検討します。そのためには編成にあたる職員の組織づくりが必要になります。組織は本年度の校務分掌の職分を十分考慮し、本年度の実践をもとに編成に当たってもらえるようにすることが必要です。そして編成日程を決めます。

【編成の留意事項】

教育課程の編成は自校の教育目標の実現を目指し、指導内容を精選し、領域関連を図り、国の規準に照らして授業時数を定めて編成します。そのため次の点について留意していくことが大切です。

- (1) 指導内容の精選に当たっては、子供に付ける基礎的・基本的な力は何かを見極めます。
- (2) 教育活動全体を通じて行われる道徳教育、人権教育、生徒指導、進路指導など、児童生徒にしみわたる指導が行われるように配慮します。
- (3) 本年度の学校の重点が、全ての領域の具体的場で指導が行われるように配慮します。
- (4) 諸行事や学校の創意を生かして行う教育活動が時と場において行われ、学校生活に節をつくって活力あふれる学校生活が営まれるように配慮します。
- (5) 指導内容が発展的、系統的、教科横断的に行われるように配列したり構成したりします。
- (6) 指導内容との関連において、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動の年間の授業時数を定めます。
- (7) 一日の時程については、子供の心身の発達を踏まえ、一日の生活にゆとりと充実があり、リズムをもって送れるようにつくります。特に小学校の場合は、子供が自由に遊べる業間の時間のとり方などに配慮します。

第2節 学習指導

1 学習指導の基本的な考え方

子供の願いがかなえられる学習指導にするために

【子供の願いをかなえるために】

どの子供も、自分をよりよくするために、分かりたい、できるようになりたいという願いをもって努力しています。このような子供が全力で事にあたり、夢中になって求め続ける中で、分かる喜び、できる喜びを味わえるようにするのが学習指導です。学習指導要領に示されている内容を、学校の教育計画に基づいて、子供に最も適切だと思われる方法で指導していくことが教師の仕事です。

【子供の興味と必要感】

教えたいことを一方的に教えるような授業は、優れた学習指導とはいえません。子供の興味と学ぶ必要感を高めてこそ、学習指導が成り立ちます。また、この時の興味や必要感は、その場限りの一時的な面白さではなく、自ら願いをもち、それを達成しないではいられない心の状態にしたいものです。そのために教材研究を行い、子供が自ら課題をもち、その解決のために主体的に取り組んでいく授業展開を工夫しましょう。

【興味や必要に応ずる素材の選定】

教科書の問題を工夫もせず安易に提示しては、一人一人の興味や必要に応ずることができないでしょう。子供にとって興味がもてるよう、指導内容について教師自身が十分吟味し、理解することが大切です。

次に学習の対象となる材料（素材と呼びます）が必要です。子供は一人一人その顔つきが違っているように、興味や必要感も違っています。このことを考え、どの子供も教師のちょっとした支援で、自分で考え理解していけると予想される素材を選定することが必要です。素材はできるだけ共通な興味や必要感に基づき、教科書の中から選ばれることもあれば、子供の生活の中から選ばれることもあります。

【授業における支援の予測】

選定した素材をそのまま与えても子供の学習活動にはならないでしょう。一人一人が各自の学習のめあてを自覚して、興味と必要感をもって学習していこうとする気持ちになるためには、各人に適合するような支援（教材化と呼びます）が必要です。そのためには、子供の立場に立って、一人一人の学習する姿が見えるまで検討したいものです。素材をどのように提示したらよいか、個人学習の場や共同学習の場での活動の仕方、机間指導での支援の仕方、共同学習の場での子供の考えの取り上げ方、進歩の跡を各自に知らせる方法、子供に分かる発問の仕方、準備する教具や資料の選択等が具体化された時、学習指導の準備ができたといえます。

実際の学習指導では、子供の反応をすばやくとらえ、的確な支援をし、子供と共に考え学ぶようにしたいものです。

2 教材研究の充実

①「子供」「教材(題材)」「学習の過程」の三つの視点に基づく教材研究

授業づくりにおいては、学習指導要領に示された、育成を目指す資質・能力を確認し、教科等の特質に応じた「見方・考え方」を踏まえた上で、「子供」「教材(題材)」「学習の過程」の三つの視点から教材研究をしましょう。また、1人1台端末等のICT機器の利用の面からも教材研究を進めましょう。

教材研究のポイント

ICT機器の利用

子供

素地となる資質・能力の把握

本単元(題材)で扱う素地となる「知識及び技能」の習得状況はどうか、素地となる「思考力、判断力、表現力等」の育成状況はどうか。

友や教師との関わり方の理解

追究が行き詰ったとき、どのように打開しようとするか、友や教師の力を借りようとするのはどのようなときか。

学級集団の理解

個々の子供の実態に関連的・総合的に見つめ直し、学級の特色をつくり出している人間関係や子供の学習に対する姿の傾向性はどうか。

教材(題材)

素材の研究

単元(題材)目標に照らして、基礎的・基本的な内容を充足する素材かどうか。単元(題材)で育成する「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」を育む学習に適しているか。また、継続的・発展的に追究でき、個々の発想を十分に生かせる素材かどうか。

教材化の研究

素材について、各教科の特性に応じてどのような視点で捉え、それらをどのように思考して追究することができるか。どのような資料等の扱い方により、子供の気付きや疑問が生まれ、学習問題につながるか。また、有効なICTの活用の仕方かどうか。

学習の過程

学習過程の構想

- ①どのような単元(題材)の流れにするか。
- ②資料や事象等との出会いはどうするか。
- ③どのような学習問題を、どのように設定するか。
- ④どのような学習課題が、どのように把握されるか。
- ⑤どのような学習活動をして、どう追究するか。
- ⑥どのようなことを、どうまとめ、一般化するか。

主体的・対話的で深い学び

本単元(題材)を通して育成を目指す資質・能力が偏りなく育成されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現できる過程となっているか。

基本操作の習得状況

- ・キーボード入力の手速
- ・電子ファイルの保存
- ・インターネット上の情報閲覧
- ・情報の送受信や共有

ICTを使った学習経験

- ・文章の編集や図表の作成
- ・多様な手段での情報収集
- ・収集した情報の共有
- ・文章や図表の同時編集
- ・まとめ、発表

使用する場面

- ・情報収集の必要性
- ・情報整理のしやすさ
- ・情報発信のしやすさ
- ・保存や共有の必要性

使用するアプリケーション

- ・使用場面に適したアプリケーションの選択
- ・アプリケーションを使って入力する情報量の調整や、情報の整理・分析に適したシートの作成

一斉学習の場面

- ・分かりやすい教材提示
- ・双方向型の一斉学習

協働学習の場面

- ・多様な考えに触れる工夫
- ・即時に共有できる工夫

個別学習の場面

- ・目的に応じた調べ学習
- ・学習状況に応じた学習
- ・各自で学習履歴を記録

②授業がもっとよくなる3観点

ねらいを明確に

学習問題(課題)を黑板等に分かりやすく示しましょう

- 第一に、本時の到達目標でもあるねらいを明確にして授業に臨みます。ねらいが不明瞭であると、導入段階で子供が課題を把握するのに時間を費やしてしまいます。課題把握がスムーズにできるよう本時の展開の構想を明らかにしておきましょう。
- 子供が、「なぜ?」「どうして?」という問題意識や、「やってみたい!」「何とかしたい!」など追究意欲をもてるよう工夫し、子供と共に学習課題を設定しましょう。

めりはりをつけて

触れて・関わって・考えて・感じて学ぶ場面をつくりましょう

- 第二に、学習内容にめりはりをつけることです。触れて学ぶ場面、関わって学ぶ場面、考えて学ぶ場面、感じて学ぶ場面を位置付けることで、実感的な理解が可能となります。学習内容に応じて授業の流れにどのようなめりはりをつけていくか、教材研究を十分に行いましょう。
- 関わって学ぶ場面では、多様な考えを組み合わせることで、自己の考えが広がったり深まったりするなど、友と考える意味のある課題を設定しましょう。

ねらいの達成を見とどけて

見返しや、定着・発展問題を行う時間をとりましょう

- 第三に、授業の終末では、ねらいの達成を確実に見とどける必要があります。本時のねらいは達成されたのか、ノート等の記述や定着問題等から具体的に評価します。
- 皆で追究を見返し、子供の言葉で本時習得すべき内容をまとめる、その内容を活用して定着・発展問題を行う時間を確保して個々の子供の実態を把握する、補充的な学習が必要な子供には個別指導をていねいに行い、その時間内で学習内容を定着させることなどを大切にしましょう。

③学習環境を整える

授業前に

- ①【教材・教具、黑板等の準備】「支度半分」という言葉があります。教師は、授業に必要な教材や教具等を準備し、教室の整理をしてから授業を始めましょう。
- ②【出欠席の確認】児童生徒の出席・欠席状況を確認し、不明な場合は職員室等へすぐに連絡し、対応しましょう。

授業では

- ③【聞く姿勢の確立】一人一人の「聞く」という行為が話し手の表現力を引き出し、共に学ぶ関係性を築きます。相手の存在を互いに認め合うことを示す「聞く姿勢」の確立に努めましょう。
- ④【児童生徒への声がけ】その子供のよさを認める声がけ、困っている子供への温かい声がけ、学級全体の子供を勇気づける一言等、児童生徒との関わりを大切にします。同時に、生命・人権にかかわる問題点は見逃すことなく、毅然とした態度で接します。
- ⑤【始めと終わりの時間厳守】子供と共にチャイムを聞くことやチャイムで終わる引き締まった授業を心がけることで、時間を守る見本を示すことができます。児童生徒が、「時間を大事にする意識」をもてるよう、まずは教師が時間を守りましょう。

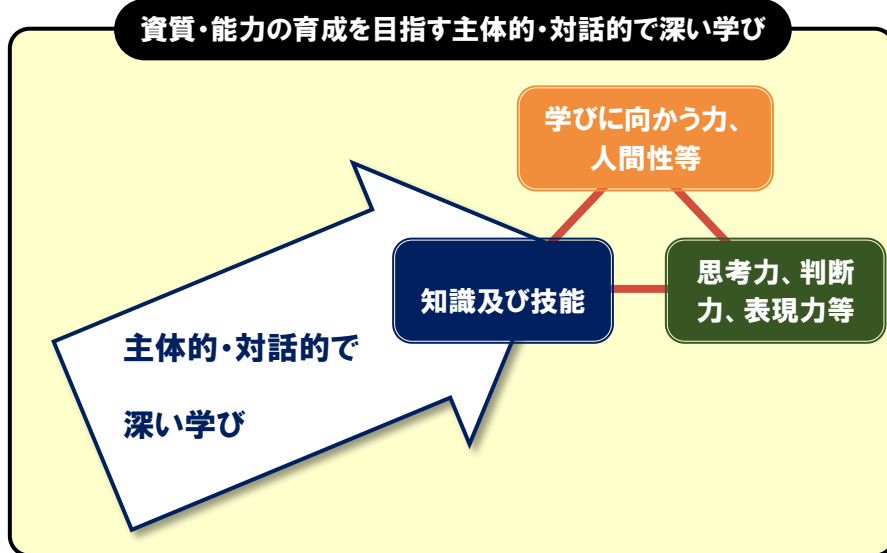
授業のあとは

- ⑥【プリント類の整理】次時の学習以降で既習事項を見返すことができるよう、授業で扱ったプリントやノートなどの整理を呼びかけましょう。
- ⑦【欠席した子供への配慮】
欠席した子供にとって、授業の様子を伝えてもらったり一言が添えられた連絡カードが届いたりすることは嬉しいものです。一人一人の存在を大事にする上でも、欠席した子供への対応をていねいに行いましょう。

3 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて

学習指導要領では、育成を目指す資質・能力として、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」が示されています。この三つが偏りなく実現されるための授業改善の視点が「主体的・対話的で深い学び」です。

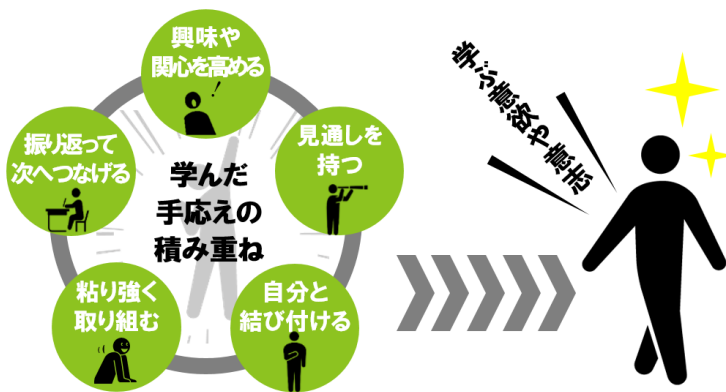
これらは授業の「型」ではありません。子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができることが目的であり、そのための授業改善の視点が「主体的・対話的で深い学び」であることに留意が必要です。



① 「主体的な学び」を視点とした授業改善のポイント

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。

(「学習指導要領解説 総則編」より)



「主体的な学び」の視点からは、「興味や関心を高める」「見通しを持つ」「自分と結び付ける」「粘り強く取り組む」「振り返って次へつなげる」などの子供の姿がイメージできます。このように学んだ手応えを積み重ねていくことは、子供の学ぶ意欲や意志の涵養につながります。

このような姿を実現するために、子供にとって本気になれる学習問題や学習課題が設定されているか、解決のために必要な情報が手に入れられる環境が整っているか、課題解決に向けた多様なアプローチが保障されているか、振り返りの時間は保障されているか、また、自己の変容を自覚できるような振り返りになっているか等を見直してみましょう。

②「対話的な学び」を視点とした授業改善のポイント

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。

(「学習指導要領解説 総則編」より)



「対話的な学び」の視点からは、必要な情報や知識を取り込む（インプット）姿、得た情報等を既存のものと結び付けるなど、情報処理（プロセス）をする姿、そして、疑問や気づき、新たに創り上げた考え等を他者へ伝える（アウトプット）姿がイメージできます。

このような姿を実現するために、他者と対話する必然性のあるテーマが設定されているか、自分の考えを創り上げる時間は確保されているか、多様な考えに触れられるようなメンバー構成や人数になっているか、対話で扱う情報の質と量は適切か、互いの思考が可視化・操作化する工夫はされているか等を見直してみましょう。

③「深い学び」を視点とした授業改善のポイント

習得・活用・探究という学びの過程の

中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

(「学習指導要領解説 総則編」より)



「深い学び」の視点からは、教科等の本質を外すことなく、学んだことを子供自身が関連付け、体系化していく子供の姿がイメージできます。このような学習過程を通して、例えば、知識及び技能では、異なる様々な場面でも活用できる「生きて働く知識・技能」として身に付けることができます。

このような姿を実現するために、単元（題材）のゴールイメージは明確になっているか、そのゴールイメージは資質・能力の三つの柱が偏りなく育成されているか、そのゴールに至るまでの学習過程で「見方・考え方」を働かせている子供の姿がイメージできているか、子供はどの場面でどの資質・能力を身に付けるか、また、知識や技能をどの場面でどのように活用するか等を見直してみましょう。

4 学習評価の充実

① 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

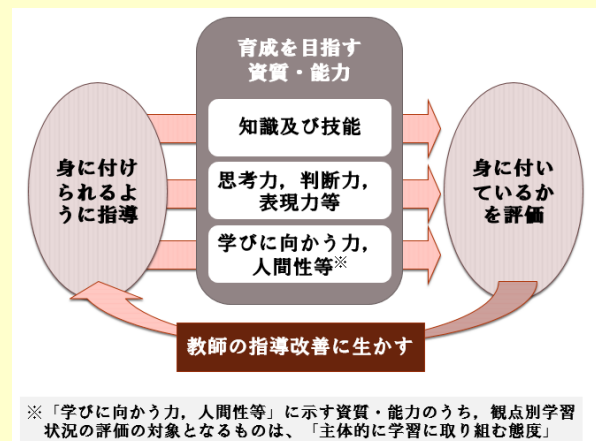
「評価」とは、評定を付けて子供たちを成績別に分類するためだけのものではありません。学習評価は、教師の学習指導における子供たちの学習状況を評価するものです。子供たちの学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、子供たちが自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、学習評価の在り方が極めて重要です。主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行うと同時に、評価の場面や方法を工夫したり、学習の過程や成果を評価することを子供たちと共有したりするなど、授業の改善と評価の改善を両輪として行っていくことが大切です。

学習指導と学習評価との関係を簡単に図示すると、右図のようになります。教師は、児童生徒が、資質・能力を身に付けることができるよう、学習指導を行い、その結果、資質・能力が身に付いたかどうかを評価します。

そして、その評価結果を踏まえて、自身の指導を見直し、指導改善を行います。

この、「学習指導→学習評価→指導改善→学習指導…」というサイクルが大切になります。

子供たちの学習状況は、教師の学習指導の鏡とも言えるのです。



② 評価の役割

「学習評価」には、例えば、以下のような分類があります。

診断的評価



児童生徒の実態を把握し、それに合わせた指導計画を立てるための評価

形成的評価



学習活動の途中に生徒がどの程度理解したのかを確認するための評価
「指導と評価の一体化」として指導に生かすために評価

総括的評価



通知票、指導要録などの評定につながる評価

授業の改善と評価の改善を両輪として行っていく上では、「形成的評価」の考え方が大切です。

「形成的評価」の考え方が大切となる理由

- ☑ 「評定を付ける」ことを主目的とした授業にしない。
- ☑ 児童生徒の学習状況を把握したら、児童生徒が「できるようになる」ことを目的に適切な支援を講じる。
- ☑ たくさんの児童生徒が「分かった、できた！」の喜びを味わえるように支援し続ける。

③ 学習評価の改善の基本的な方向性

一方で、学習評価の現状について、学校や教師の状況によっては、以下のような課題があることが指摘されています。(H31.1.21 中教審「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」より)

- ✓学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない。
 - ✓これまでの「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭できていない。
 - ✓教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい。
 - ✓相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない。
- そこで、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものにすることが重要です。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

④ 観点別学習状況の評価

観点別学習状況の評価とは、学校における児童生徒の学習状況を、複数の観点から、それぞれの観点ごとに分析する評価のことです。児童生徒が各教科等での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点到課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とするものです。それら各教科の観点別学習状況の評価を総括した数値を示すものが「評定」です。

観点別学習状況の評価のポイント

「**知識・技能**」は、知識及び技能の習得状況や、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについて評価するものです。

「**思考・判断・表現**」を評価するためには、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じ、児童生徒が思考、判断、表現する場面を効果的に位置付けた上で、指導・評価することが大切です。

「**主体的に学習に取り組む態度**」は、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行うとしている側面 ②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面 という二つの側面から評価しましょう。

教科	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	備考
国語	【知識及び技能】(1)～(3)	【思考力…】A～Cの(1)	A～Cの(2) 言語活動の例
社会	事項ア(知識のみの場合もあり)	事項イ	
数学	A～Dの事項ア	A～Dの事項イ	【数学的活動】ア、イ、ウ
理科	事項ア	事項イ	
音楽	知：事項イ 技：事項ウ	事項ア	【共通事項】も同様に整理
美術	知識：【共通事項】ア、イ 技能：(2)	(1)	
保健	A～Hの(1)	(2)	(3) 態度形成に関する事項
技家	事項ア	事項イ	
英語	(1)	(2)	(3) 言語活動に関する事項

学習指導要領では、このように、全ての教科等で指導事項が資質・能力別に整理されています。(※教科によって整理の仕方、事項の番号や記号の付け方等の違いはあります。)

各学校において目標に準拠した評価を行うに当たっては、観点ごとに「評価規準」を定める必要があります。

まずは、学習指導要領を確かめましょう。

〔参考〕 国立教育政策研究所ホームページ <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>

・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(小学校編・中学校編)

5 1人1台端末等のICTの活用について

1人1台端末等のICTの活用は、クラウドによりICTの特性・強みを生かすことで一層効果を上げることができます。そのため、情報収集し、試行の繰り返しをして整理・分析し、情報共有を図り、表現するといったあらゆる学習場面において、子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、積極的にICTを活用し、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成することが大切です。

まずは、授業における活用例です。課題解決に向かう探究的な学習の過程における「教師の活用」「子供の活用」「子供と教師の活用」を紹介します（各画像は、県HP『クラウドによる同時共同編集 授業づくり実践編』より）。

ICT活用の特性・強み

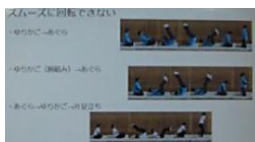
- ① 多様で大量の情報の取扱い、容易な試行錯誤
- ② 時間的制約を超えた情報の蓄積、過程の可視化
- ③ 空間的制約を超えた相互かつ瞬時の情報共有（双方向性）

課題の設定

課題の設定については、子供が解決への意欲を高めるとともに、具体的な見通しをもって追究できるよう工夫します。例えば、教師が課題について情報を分かりやすく示す、子供が知りたい情報を自ら選ぶ、多様な疑問や気づきを共有し比較・整理する、などの場面での活用が考えられます。

教師の活用

子供の気づきを生むよう資料を工夫する



子供が動きの見通しのもてる資料を全員にクラウドで配布

子供の活用

対話から課題設定につながる問題に気付く



Web会議システムを活用し、対話の中から問題を見つける

子供と教師の活用

皆で探究すべき問題を意識化する



クラウドアンケートを用いて子供たちの問題意識を共有する

情報の収集

課題解決に必要な情報の収集は、子供自身で行うことが重要です。数値化される情報だけでなく、実際に足を運んで自ら感じ取った感覚的な情報も大切です。このような情報を整理し、改めて確認するためには、録音・録画したデータを振り返り、レポート等で言語化するなどの工夫も必要です。

教師の活用

支援が必要な子供を把握し、支援する



実験結果をクラウドで集め、表計算ソフトでグラフを提示する

子供の活用

多様な手段で多様に情報収集する



収集する多様な情報は再現可能なデジタルデータで記録する

子供と教師の活用

異なる視点からの情報を共有・活用する



蓄積された情報が多角的になっているか全員で確認する

整理・分析

整理・分析については、子供自身がつくったり収集したりした多様な情報を整理・分析して思考する活動へと高めていくことが重要です。例えば、多様な情報を「比較」「分類」「序列化」「関連付け」したり、つくったものをシミュレーションし分析したりする場面での活用が考えられます。

教師の活用

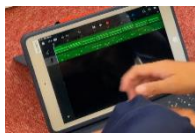
子供たちが整理・分析した改善策を確認



クラウドで、グループがまとめた作品の改善策を確認

子供の活用

シミュレーションツールを用いて試行し分析



グループで修正しながらつくった音楽を視聴し分析する

子供と教師の活用

異なる視点の分析で新たな問題に気付く



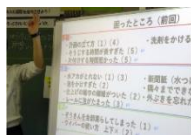
教科書本文の表現の工夫を比較し、疑問点を出し合う

まとめ・表現

まとめ・表現については、相手意識や目的意識を明確にするとともに、情報の再構成や新たな課題の自覚につなげることが必要です。また、校内のみならず国内外への情報発信により自分の考えを幅広く伝え、その効果を検証し、課題の更新につなげることに活用できます。

教師の活用

学習の過程を振り返り視点でまとめる



これまでの学習を振り返り、視点でまとめ、提示する

子供の活用

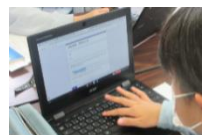
相手に伝わるように、まとめ・表現する



自分の製作品の自慢ポイントを互いにまとめて、発表する

子供と教師の活用

探究的な学習の履歴を集積する



探究の過程を振り返り、学習履歴として集積する

次に、授業以外の場面における活用例を紹介します。1人1台端末の活用は授業だけでなく、児童会や生徒会活動など子供たちの自主的な活動などを含め、学校のあらゆる場面での活用が期待されており、そのことが学校の教育活動の充実につながります。災害や感染症等の発生等により学校の臨時休業が行われる場合において、1人1台端末等のICTを活用した学習で子供たちの学びを保障するためにも、あらゆる場面での活用を進めましょう。

教師の活用

オンラインを活用した学活や学習を行う



教師の活用

保護者とオンラインで日程調整をする



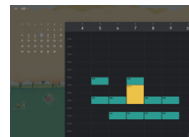
子供の活用

係や委員会の相談をチャットで行う



子供の活用

自分のスケジュールを考える



6 信州型ユニバーサルデザインの構築～指標を活用した校内研修ツール～

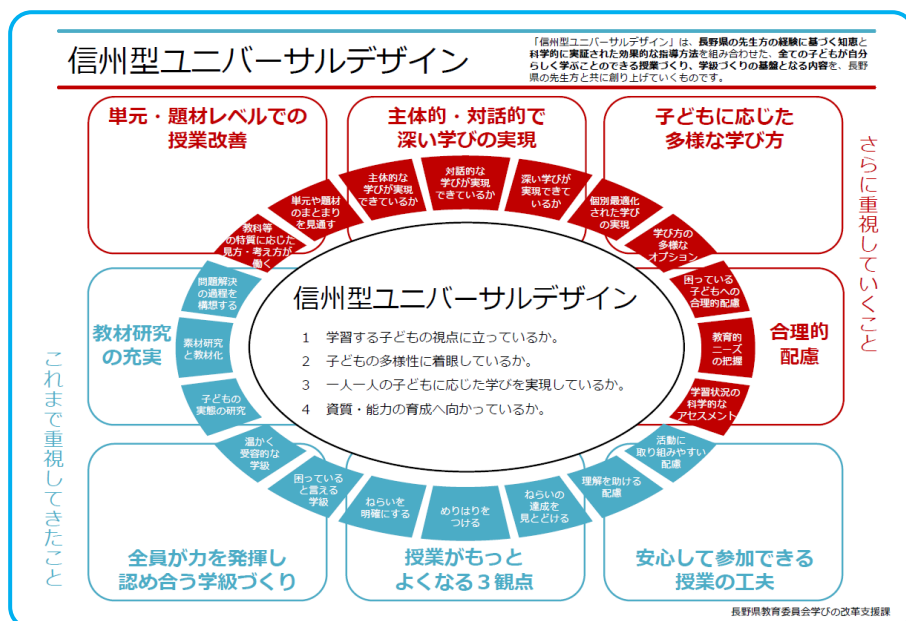
長野県教員育成指標に基づく資質能力を高める研修方法の一つとして、「信州型ユニバーサルデザイン」（以下、「信州型UD」）を構築しました。信州型UDとは、すべての子供が自分らしく学ぶことのできる授業づくり、学級づくりの基盤となる内容を、長野県の先生方とともに創り上げていくものです。

このような授業づくり、学級づくりについて、先生方が振り返る際の多様な視点を「全体像（右図）」として整理しています。多様な視点を整理するに当たっては、これまで長野県の先生方が「重視してきたこと」と、今後「さらに重視していくこと」に分類するとともに、8の窓口と20の着眼点にまとめています。

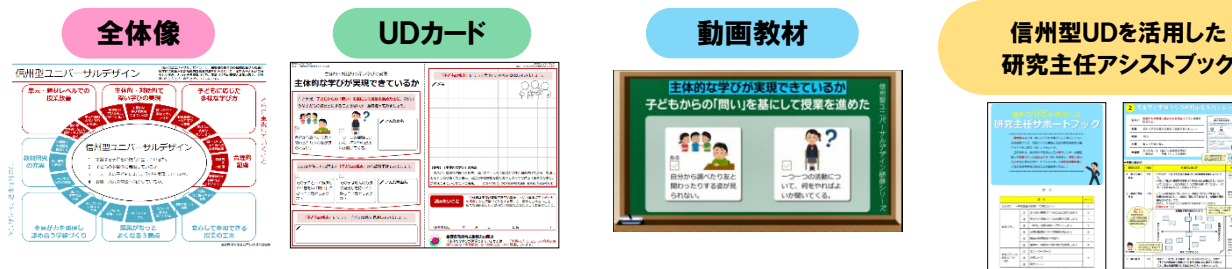
また、20の着眼点に沿って、自らの授業づくり、学級づくりを「子供の視点」に立って振り返りつつ、先生方との交流を通して、新たに試みたい実践等を見いだせるよう、信州型UD研修シリーズ（校内研修資料）を作成しましたので、ぜひご活用ください。

信州型UDで大切に考えていきたいこと

- 1 学習する子どもの視点に立っているか。
- 2 子どもの多様性に着眼しているか。
- 3 一人一人の子どもに応じた学びを実現しているか。
- 4 資質・能力の育成へ向かっているか。



信州型UD研修シリーズ(校内研修資料)



信州型UD研修シリーズの研修の構造

- 1 **振り返る** よく行われていそうな実践を糸口に、日常の子供の姿を振り返る。
- 2 **掘り下げる** このような姿が見られる理由について、子供の視点から掘り下げて考える。
- 3 **見直す** 子供の視点に立って、自分の実践を見直す。
- 4 **交流する** 子供の視点に立って見直した内容を交流する。
- 5 **試みたいことを見いだす** 新たな選択肢として試みたい実践などをまとめる。

※2次元バーコードから信州型UD研修シリーズをご覧ください。

7 さまざまな授業とよりよい授業にするポイント

自らの授業を振り返ることを大切に

よい授業をと意気込んでやっても、なかなかうまくいくものではありません。10年、20年と経験がある教師でさえ、「よい授業だったと言えるのは数えるくらいだ。」と言っていることから、満足できる授業をつくるのは難しいものです。

よりよい授業を行うためには、常に自分の授業を振り返り、向上を目指して、確かな教材研究を基に、日々、創意工夫した授業を実践していくことが大切です。

【教師に課題の多い授業】

＜教師主導型の授業＞

- ・ 内容を全部教えようとして、授業が平坦になり子供の心に残らない授業。
- ・ 専門用語を安易に使っていることが多く、子供にとって難しく分かりにくい。従って、子供の反応も鈍くなっていく。
- ・ 子供の実態の把握が不十分で、どの子も分かるような教材化ができていない。また、能力以上のものを与えたり要求したりしていることが多く、教師のみが満足している授業。
- ・ 教師の手の中で子供を動かそうとしていて、子供と一緒に授業を創っていかうとする姿勢が少ない。

＜ねらいが不明確な授業＞

- ・ 追究することにより、技能や感覚、態度が高まるような内容となっていない。
- ・ 追究に耐え得る内容や事柄でないために成就感や満足感を味わえず、分かる授業となっていない。

よりよい授業にするポイント

学習のねらいや内容・方法については、「教師は子供の学習を支援する立場である」との考えのもとに、子供の立場に立って考えなければなりません。このように考えると、学習活動の母体である学級づくりがまず大切になりますが、ここでは子供が追究する学習に必要な指導のポイントを述べてみたいと思います。

【学習の糸口は子供がつかんだもので】

子供が追究する学習を展開していく時、その糸口は子供がつかむものがよいです。子供は常にいろいろなものに関心を示しています。そのどれが糸口となり得るかは教師が見定めるのです。そのためには、今子供たちはどんな位置にあり、何を求めようとしているか、常に子供の姿に注目していることが大切です。子供の姿を把握するのに大切なことは、教師の姿勢が子供の立場に立ち、柔軟なものでなければならないということです。

【追究活動の基盤となる価値意識の醸成】

子供が追究する学習であっても、ただ子供に任せておいたのでは、いわゆる「はいまわる」だけになってしまいます。そこで教師の指導の工夫が要求されます。この指導は、ストレートに手順や方向を与えるのではなく、側面的に支援し、刺激するようにします。そこで一番重要なことは、対象を追究する価値の自覚に関する意識を徐々に深め、価値に気付いた子供を中心にすえて一般化することです。そうすることによって子供はやる気を起こし、手段や方向は自ら考え出すことが多くなっていきます。

【追究を連続的なものに】

子供の追究はできるだけ息長く、連続的なものであることがよいです。しかし子供の活動は、常にまんべんなく同じエネルギーでなされていくのではなく、ある時には集中的に、またある時は緩慢な状態になるのが普通です。追究を連続的なものにするには、対象とのかかわりを（親愛の情がわいてくるほど）深くしていくことが大切です。

小学校低・中学年では、「小屋づくり」「さんぽ」のような作業的内容や、「絵を描く」「歌づくり」「お話づくり」などの表現活動の場を設定し、それまでの学習の成果を味わうと効果的です。

また高学年や中学校の場合は、次のようなことにポイントを置いて指導することが大切です。

- 常に課題を意識できるようにし、追究活動が課題から離れないようにする。
- 追究内容の価値をつかみ、意欲をもって追究できるようにする。
- 追究の成果をグループ発表するなど、励まし合う場を設ける。

【追究対象への感動をより強く共同のものに】

子供が自ら追究する学習を展開するには、その発端となる感動がエネルギーとなります。教師は一人の子供が得た感動を学級全体の感動とし、またより強いものに育て上げる支援が必要です。

【まとめ】

教育活動は、子供のもっている可能性をよりよく伸長させるところにその願いがあります。学習はその主人公である子供が進めるものであって、教師は子供に寄り添う支援者でなければなりません。

それには、子供が今、心を寄せているものは何かなど、子供の実態把握から出発することが大切です。また支え合いを体験するためには、個々の子供の願いを集団の中へ位置付けることが必要です。それには子供同士の願いの関連を、座席表などに記入し把握しておくことが大切です。

第3節 授業を深める指導技術

1 主体的な学習を目指した発問のしかた

考 え を 引 き 出 す 発 問 の あ り 方

【発問の目的・役割】

教師は授業を進めていくために様々な言葉を発しますが、子供に考えを求める問いかけを発問と言います。

その際、子供の実態に応じてその考えを広げたり、深めたり、新たなことに子供が気付いたり、整理して順序立てたりすることができるようにするのが教師の発問の大切な役割です。

一人一人のもっている力を十分に発揮できる発問を、どのように工夫したらよいか考えてみます。

【発問計画を大切に】

発問が場当たりので、計画性に欠ける傾向のある教室で学ぶ子供は、筋道を立てて考える力や考えたことを構造的にまとめて発表する力が育ちにくく、学習の効果も上がりません。授業の前に、子供の考えの深まりを予想して、発問の内容、順序をあらかじめ吟味、検討し、メモしておくことが大切です。

そのためには教材研究を十分に行うことです。その教材のよさを教師自身が感得し、教科や領域の単元や題材のねらいをもとにして、どのような発問で子供の学びを深められるか考えて構成します。このように教師の発問によって、どのような学習活動を展開させて学習目標に迫らせるかの順序や計画性をもたせた上で、一つ一つの発問を吟味してみる必要があります。

また子供の実態によって、方向付けなどの補助的な発問が必要になります。子供の反応の予想をもとに具体的に準備しておきますが、実際の場合では精選に心がけたいものです。

【気を付けたいこと】

- 学習のねらいを明確にして、子供の反応に適切に対応してねらいに迫りましょう。
- 考えをまとめるのに必要な時間的ゆとりに配慮します。反応をよくみて発問をしたいものです。
- 一問一答にならないように、「今の意見を、みなさんはどう思いますか」と広げて、全体の意識を深めましょう。「なぜ。どうして」の発問を多用しすぎて、子供を追い込んでしまうようなことは慎みたいものです。
- 常に発問の内容を明快かつ子供の実態に合わせてよく分かるようにし、どの子供も意欲をもって学習できるように努めます。
- 教師が話しすぎることを避け、子供が語りたくなる発問をすることが大切です。時には授業の終わりで発問せず、黙ったまま余韻を残すことも必要になります。

2 考えや学び方を支援する助言のしかた

考 え 方 や 学 び 方 を 支 援 す る 助 言 の あ り 方

【助言の目的】

授業中、子供の活動が滞ったり、考えが行き詰まったりします。教師はそのような状況を見逃すことなく、支援の手を差しのべましょう。助言はつまずきの解消や活動の励まし、活動の修正等、子供の学習活動を促し、ねらいを達成していくための教師の営みであるといえます。

【助言を与える場面】

助言は随時行うものですが、次のような場面では、それぞれの特徴を生かして、支援の効果が上がるようにしたいものです。

- 発問の後、補足説明として追究を促す助言
- 学習活動の途中、追究活動を支え、励まし、方向付ける助言
- 学習活動の終末、学習状況の評価、次時への発展、意欲付けの助言

【効果的にする心得】

子供の追究活動を促し、考え方や学び方を支援する助言のために、心得ておきたいことがあります。

- 学習に取りかかれず不安な様子でいたら、そばに行って「何か困っていることがあるの」と語りかけ、発問の表現をその子の実態に合わせて、分かりやすくします。また遠慮がちにしていたら、「それでいいんだよ」とか「もう一度試してごらん」と励ましの言葉をかけて、活動を促します。
- 意外と思える活動をしていたら、「どんなことをしようとしているの」と説明を求めるか、「なるほど、おもしろそうだね」と続けさせるか、「こんな点からも考えてごらん」と方向付けをします。しかし、教師の一方的な考えを押し付けたり、具体的な方法を示し過ぎたりすることは、その子の真の追究にならないので、十分気を付けましょう。
- 子供の追究活動は、本来個性的で多様なものです。「目の付けどころがいいね」「おっ、すごい。いい発見だ」と状況を的確に見とり、共感しながら激励します。また、「みんなに発表してごらん」「○○さんのやり方を見て」と、考え方や学び方のよさを全体の人に広げることも大切です。
- 子供の発言に際しては、まず、じっくりと聞いて気持ちや状況を理解します。「よく心の内まで話してくれたね。もう少し聞かせてほしいな」とか、「そのことで困っているんだね」と、響き合う人間的な一声をかけていくようにします。
- 発言の途中で言葉を取りあげる、無意味に復唱するなどは避けるべきですが、状況によっては必要な場合もあります。その子の心理状態まで配慮して、個に合った温かい支援を心がけるようにします。適切な助言のために、指導計画の段階でつまずきや新しい気付きの場を想定しておくとともに、前時までの学習の姿から、本時の活動を予測しておきましょう。また、平素から子供の心理状態を的確に把握することに努めることも大切です。

3 板書の技術と心得

ど の よ う な 心 得 で 、 板 書 を し た ら よ い か

【板書の目的】

板書は、学習目標や学習課題を明確にして子供の学習意欲を高めたり、文字表現や図・表等の授業に必要な資料を提示したりして、思考の広がりや深まりを促します。また、学習内容の整理・まとめをします。

【板書の条件】

板書のよしあしは、教材研究の深さによって決まります。教材のもつ構造を明らかにして、板書事項を構成します。指導案作成の段階で板書計画を立てたいものです。その際、次の事項を基準に整理してみるのがよいことです。

- (1) 学習目標達成のために精選され焦点化された、中核的な事項を簡潔に板書する。(簡潔性)
- (2) 必要不可欠な事項を、子供の発達の段階に応じた分かりやすい言葉や記号で正確に板書する。(信憑性)
- (3) 学習目標の達成に向けて発展的なものにする。(発展性)

【板書の心得】

子供は板書に注目しています。思いつきの不用意な板書、消しては書くという一貫性を欠く板書は、

それを見て考えたり、まとめたりしようとする子供の頭の中を混乱させます。学習効果を高める板書にするため、次のことを大切に考えていきたいものです。

- 導入の段階は学習問題、学習課題を、展開の段階では思考の深まりのプロセスを構造的に、終末の段階は学習の成果と次時への課題を板書します。
- 特に子供の発言については、要点を必要に応じて板書します。適切な位置付けを考え、関連的に板書し、思考の深まりを助け、学んでいる道筋が分かるように整理します。
- 板書の文字は子供にとって大切な教材となります。正しい筆順で、適正な大きさに（全員によく見える）、誤字のないよう楷書で、ていねいに書きます（言語環境づくりに気を配る）。
- 色チョークの使用や文字の大小、枠どり・矢印によって強調したり関係付けたりします。ただし、コントラストに配慮して、誰にとっても見やすく読みやすいものを心がけましょう。色や線の使い方を約束しておくこともよいことです。また、カードや各種の資料の活用、電子黒板やプロジェクター、実物投影機の併用、板書事項の図式化を工夫するなど板書に変化をもたせ、視覚に訴えるよう工夫します。
- 子供に板書する機会を積極的に与え、書くことにより書かれたものの見方を養います。
- 話しながら板書することはできるだけ避けます。書くところをしっかりと見させ、学習に節を付けます。ノートに書く時間も保障します。
- 一時間の授業構造を考え、板書が最後まで残るよう黒板の使い方を前もって考えて板書します。

4 ノートや学習カードの指導

ノ ー ト や 学 習 カ ー ド の 指 導 の あ り 方

【ノートをつくる目的】

ひらがな、カタカナ、漢字はもちろん、数字や英文字、記号まではっきりと分かりやすく書くことが学習の基礎となります。文字の正しさ、美しさ、書く速さに配慮しながら、よい手本をふだんの学習のなかで見せていくことが大切です。鉛筆の持ち方、筆跡の濃さ、ノートの選び方等できるだけ早い時期に徹底させます。書き慣れるに従って現れがちなくせ字や、極度にうすい鉛筆の使用等にも注意していく必要があります。

【ノートの形式（例）】

書くことは、立ち止まって考えることであり、自分の考えを確かめることです。学習のどの段階で何を書かせるかが大切ですが、基本的には次のような内容が考えられます。

- 学習のめあて…課題、疑問
- 自分の考え…一人調べの結果、初感
- 友だち（個、小集団）の考え…実験や調査、自分の考えの修正は —— で（誤りも消さずに）
- まとめ…正解、結論、感想、残された問題

初期の段階では、ノート使用の約束を決め、そのための練習の時間をとるのもよいことです。ただ、形の整った、見た目に美しいノートづくりに走らないよう、ノートが、考えを練り、整理し、まとめていくのに役立ち、後で見返した時、学習の大切な足跡が残っているようにします。

学年が進むに従って、図表にまとめたり、資料や標本を貼付したりする指導もします。また、余白を残しておき、後日追記したり、ページを差し替えたりして、「自分のノート」を作っていく楽しさも味わわせたいものです。

【練習ノート】

同じ字や単語を一行いっぱいを書くような練習は避け、質、量ともに無理がなく、身に付く練習になるよう支援しましょう。

【学習カードの利点】

フィールドワークやグループ活動では学習カードが便利です。学習カードには日付や通し番号を付けて累積しやすくします。形式はねらいにより様々に工夫できます。子供のアイディアも生かし、新鮮で使い易く、必要感のある学習カードへ更新していきます。きちんと記入する時間をとりますが、素早くメモする力を養うことも必要でしょう。

【先生の赤ペン（朱書き・コメント）】

ノートや学習カードの点検から自分の指導の見返しができ、個への指導の手がかりが得られます。赤ペンはミスの訂正よりマーク（下線など）やよい気付きの自覚を促すヒントに、叱責より賞賛激励に使いたいものです。

5 指名と机間指導の仕方

効果的な指名や机間指導はどのようにしたらよいか

【個を生かす指名】

一人一人が喜びをもって授業に参加し、個が生きる学習を進めるために、指名をする場合の留意点をあげてみましょう。

- (1) 学級内が自由で本音で語り合えるように、日常実践を通して、自分の考えを発表したり、表現し合ったりすることが自由にできる雰囲気作りをすること。それには、教師が受容の心を広くもち、どんな小さな発言も大切に、納得するまでよく聞く姿勢をもつことです。
- (2) 子供がどのような願いをもち、どのような考え方をするのかをよくとらえた上で、学習場面に合わせ、その子のよさが生きる指名をします。従って並んでいる端からとか、名簿順とか単に機械的であったり、「分かった人」「できた人」など特定の子に偏ったりしないようにすることです。

【思考を深める指名】

授業の発展にそって、ねらいをはっきりさせた指名をすることは、学級全体の思考や理解を深める上で大切なことです。次の点を考慮しましょう。

- (1) 計画性のある指名を
机間指導で座席表等を活用してメモを取り、それをもとに、あらかじめ指名の順序を考えておくなど、話し合いや、お互いの意見の交流を計画的に進められるような指名をします。
- (2) 指名は指導の中で教師が行うことを原則に
子供同士の相互指名によって、発言のための指名にならぬよう、学級全体の思考が深まる方向を考えたいものです。

【机間指導の視点】

机間指導は、一人一人の学習の様子を具体的に捉え、適切な指導や支援を行い、効果的に学習ができるようにするものです。次の点に留意し、視点を明確にした机間指導をしたいものです。

- (1) その子に合ったねらいのもとに
あらかじめ用意した座席表やメモをもとにして一人一人のつまづきをとらえ、具体的な支援をします。子供との貴重なふれ合いの機会なので、個に寄り添ったねらいをもって行います。
- (2) 細かな点にも気配りをした上で
子供と同じ目の高さになり、声の大きさなど、周りの学習の妨げにならないような配慮をします。

【全体に生かす指導】

個別指導の結果を全体指導に生かすような工夫をします。共通のつまづきや誤りを発見した場合は、適当な機会にとり上げ、それを全体の問題にしていけます。また、指導方法の修正も必要です。そのような柔軟な考え方をもって指導をしていきたいものです。

第4節 日々の授業改善

1 子供が生きる授業改善のあり方

子供の姿から出発した授業に

【子供のよさをとらえて】

始業式に学級担任が発表される時の子供の緊張感とどよめき、教室に新しい先生を迎えて先生の第一声を待っている時の輝いた瞳。一人一人の息づかいが伝わってきて、思わず襟を正した記憶もまだ新しいことでしょう。また、一日一日生活するうちに、よく発言して活発な動きをする子供が目につく反面、消極的で静かな子供がいることにも気付きます。どの子も自分の思いをもって生きていることを受容し、理解する態度で接していくことが大切です。

精一杯考えたつもりでも、実際の授業では予想もしないような質問や子供の反応に戸惑うことがあります。そんな時は、無理に教師の意図する方向に引っ張ることをしないで、その子がどんなことを願っているのか、何を考えているのかをよく聞くように心がけましょう。そうすることによって、教師は子供たちから多くのことを学ぶことができます。

求める子供の心とその子供に寄り添う教師の心がふれ合う時に、相互の信頼感が生まれ、子供は安心して、発言したり自分を出し切ったりするものです。そうした自由でのびのびした学級の雰囲気の中で、きらきらと光る子供の素晴らしさが見えてきます。

授業をするに当たって、いつも根底にすえておきたいことは、子供の実態です。どんな子供かということ絶えず把握し直していくことが大切です。

マイナス面のみをとらえたり、固定的な見方をしたりするのではなく、今日の前にいる子供がどんな場面でどのような手だてをした時に、どのような反応をしたのかを、子供の動きとして記録していきましょう。その時に、子供のよさをとらえる教師の目と心が最も大切なのです。

【授業改善の糸口を子供の姿から探って】

日頃子供の生き生きとした姿を実感し、子供と共に生きようと努めていると、子供たちの願いが分かってきます。どの子も「分かるようになりたい。できるようになりたい」と思っています。教師はそれらの願いを受け止めると同時に、この子にこんな力が付けばきつとこのような姿になるに違いないという自らの願いが重なり、子供を指導する方向が見えてくるものです。そして、この子供たちにこの教材で、このような場面を組めばよさそうだという、ひらめきや予想がでてくるに違いありません。このようにして、授業改善の糸口が子供の実態に即してはっきりしてきます。

子供の願いに寄り添って、つける力を明確に決め出して、そのための手だてを考えて授業を改善していくことが大切です。

そのためには日常の授業を通して、子供の学習記録を読んだり、作品を分析したりして糸口を探り、教材研究を深めておくことが必要でしょう。

【どんな力がついたのかを確かめて】

つける力と手だてをはっきりさせておくと、子供がどの場面でどのような力がついて、どんな学びの姿になったのかが見えてきます。そのような子供の姿を記録して分析し、見えてきたことをまとめるようにします。確かに力がついた点と今後の課題として残された点を明確にして、実践を継続的に積み上げていくようにします。

また、一人一人がどのように学んできているのかの歩みが明確に分かるようにまとめ方を工夫し、研究会等の場で客観的な評価を受けることが大切です。授業改善の基本として、個人の殻にとじこもらないことが大切です。一人の子供の育ちは、学級集団は勿論のことですが、学年や全校の集団の中で関係をもっているということです。

他教科でその子にどんな力が育っているのかをよく見極め、その力が他の教科の学習にどのように生かされるのかを、全領域の中で関連的に確かめ合えるようにしたいものです。

学校教育目標の具現化に向けて、全校研究テーマとの関連を図りながら、授業づくりを進めることで、子供の姿から出発し、子供に還る授業となるのです。

2 研究授業の準備

謙 虚 に 学 ぶ 姿 勢 で 研 究 授 業 に

【なぜ研究授業をするのか】

なぜ研究授業をするのか、一言で言えば専門職としての教師の力量を高めるためということになります。目の前の子供に寄り添って、その子の可能性を引き出して陶冶する創造的な営みが専門職としての教師の仕事といえます。

学習者がどのように学び取っているか、またどんなことをやりたがっているか等、子供の実態を見る力を付けたり、それをもとに教材を考えたり、資料や教具を整えたり、主体的な学習になるように場の設定や手だてを工夫したりするなど、授業のあり方を実践的に研究するのが研究授業です。

独善に陥ることなく、授業改善を図るために、進んで研究授業をして謙虚に学ぶことが教師としての力量を高めることになるのです。

【学習指導案を作成するに当たって】

研究授業の準備の一つに、学習指導案の作成があります。何をどのように準備して作成すればいいか、初任者にとって不安が付きにくいものです。先輩の教師の授業に学んだり、助言を仰いだりしていくことも勿論大切なことですが、何よりも不安を解消してくれるのは目の前の子供です。

前の項で触れたように、子供の素晴らしさを克明に記録し、この子のこんな力が伸びてほしい、そうすればきっとこのような姿になるに違いない、という研究課題を据えましょう。

学習指導案の作成が子供に生きて働くものとなり、実践研究で授業の質を高めていくものにするために、次の留意点に気をつけて実践しましょう。

(1) 指導事項を厳選すること

学習内容が多くて一時間の主眼が絞り込めず、学習が深まらない場合が多くあります。子供の学習過程に起きる出来事を予想し、余裕をもって学習の流れを構想しましょう。

(2) 子供の反応を具体的に思い浮かべて

A君だったらどのような学習活動を展開するだろうか、Bさんだったらどんな質問をするだろうか、C君だったらどんな教材がよいか等、子供の具体的な活動を想定しながら一時間の指導計画を練りましょう。それでも、授業は思い通りには展開しないものです。子供の様々な動きに対応できるように、前もって子供一人一人に応じた手だてなどを記述した座席表を作成することも取組の一例として挙げられます。

(3) ねらいを明確にすること

「一人一人がどのように学びとっているか」を絶えず確認して、この子にこの教材でこんな力を付けてほしい、というねらいを明確にしましょう。

【教材研究を十分に】

子供が目を輝かして学習に取り組むためには、何よりも心躍る素材の発掘が大切です。子供にとって好奇心が湧き、これまで培われた素地力をフルに発揮して、新たな追究へと駆り立てられる価値ある教材の選定です。そのためには、子供の今の最大の関心事は何か、素地力はどうか、つける力は何か、を吟味します。

次に、子供の活動の見通しを付けて学習の全体構想を練り上げます。具体的には子供の学びの筋道にそって、つまずきそうなことは何か、それを克服する手だてをどうするか、教材・教具の整備、発問、

場面設定、板書計画、個に寄り沿った支援の仕方などを検討して準備します。

前にも述べたように、この時、教師側の都合を排除しながら子供の具体的な反応を思い浮かべて、望ましい姿を想定していくことが大切になります。この教材化の仕事が研究授業の準備として最も大切なので、子供の研究と素材研究を生かして徹底的に検討しましょう。

【主眼を吟味して】

一時間の授業の充実は、子供の活動が見通せて、本時のねらいが鋭角的になっているかにかかっています。こんな子が、こんな活動をして、このような力が付く、と主眼を焦点化してみると、授業展開における子供の姿が見え、指導の仕方や評価が明確になります。「これでよい」と決め出された本時のねらいをもう一度、前時との関係から検討するのです。

この際、指導上の留意点も併せて考えておきます。主眼達成のための学習形態や安全上の配慮など、教師の主要な手だてを具体的に記載します。

【授業に生きる座席表を】

本時を迎えるに当たり、子供一人一人の学習意識、つける力、教師の手だてなどを座席表に記入し準備することも取組の一例として挙げられます。

授業の中では、教師にとって大切な学習の評価として、本時での学習意識とつなげて、子供がどう学びとっているかを記録して指導に生かしていきたいものです。

3 研究授業の評価のあり方

今 後 の 授 業 の 実 践 に 生 き る 授 業 研 究 の 評 価 を

【以後の実践や研究に生かすために】

研究授業の評価は、授業の成果や問題点を具体的に究明し、授業のあり方を学ぶものです。ところがどんなにすばらしい筋道だった研究授業でも、事後の評価やまとめがきちんとなされなければ、研究としての成果や反省が明らかにならず、以後の研究や実践にも生かされないでしょう。言うまでもなく研究授業は実践研究を深める目的でなされるものです。ですから、評価をきちんとすることによって、その意義が十分あるようにしたいものです。

【子供や教師の具体の姿から評価する場合】

研究授業の評価は、まずその目的やねらいから評価されます。具体的には、「研究テーマ」や「本時の主眼」に照らして評価することになります。

多くの場合、授業の展開に重点を置いて評価します。例えば「一人一人に確かな問題把握がされたか」「話し合いの中に個別学習での把握をゆり動かす契機があったか」「終末段階で『わかった、できた』という成就感が得られたか」などといった観点から授業を検討します。その場合も子供の動きや教師の指導が具体的に引き上げられて、授業の成果と反省が明確にできれば、よい研究ができるでしょう。

なお、本時の主眼にふれないことでも、子供の動きや教材のとらえ、指導の技術的な面等で特徴的なことは、当然評価の対象に取り上げてさしつかえありません。特に若い先生方は先輩の授業からいろいろな面を、貪欲に学ぶようにしたいものです。

【研究協議を掘り下げて】

一般的には研究授業が行われると、その後で授業研究会が開かれます。従って、その授業研究会が評価の場になり、協議内容が授業の評価になります。

研究会は、観点が一つ一つ取り上げられて検討されていきます。その場合お互いの努力で、実証された点と問題として残された点を子供の動きに結び付けて明確にしたいものです。さらに問題点について

は、その要因まで十分掘り下げて検討することが、質の高い評価につながります。なお、それらをまとめて記録に留め、以後の実践に生かすようにしましょう。

学校によっては授業記録を詳細にたどり、授業分析をすることがあります。それは研究協議で十分究明できない面を補う意味で、子供の発言や動き、教師の発問や助言等をさらに厳密に確かめ、一時間の授業を客観的・構造的にとらえようとするものです。授業分析によって、新たな発見をすることも多く、研究を深めることができます。

【研究授業への心構え】

研究授業に参加する心構えとして、何よりも積極的に学ぼうとする情熱と、他の人の話を素直に受け入れることができる謙虚な態度が必要です。研究授業を参観することで、自分の力量を伸ばすことができます。一回一回の機会を大切に、大いに学んでいきましょう。

まず事前に指導案を熟読することはもちろん、校内の指導案審議などを通して、その授業がどういう立場やねらいでなされるのか、そのために子供をどう把握し、どんな教材を用いて、どのように展開されているのか、その筋道を十分つかんでおく必要があります。その中で参観する時の観点も明らかになってくるでしょう。

次に参観する時は、観点を踏まえながら子供の動きとそれに対する授業者の動きを、できるだけ細かく観察し、記録するようにします。授業が終わったところでその記録を見返し、自分がとらえたよさや問題点等をまとめて書き出しておくことも、研究会の折りに役立ちます。

研究会では、自分がとらえたことを積極的に発言することが大切です。自分のとらえを客観的に批評してもらえることになり、その授業に対する理解が深まることになります。

研究協議の中でも、「はっとさせられたこと」、「なるほどと思ったこと」などは記録に残すことによって、自分の財産にしましょう。

第5節 教育評価

1 教育評価の意義と目的

教育の反省と改善のために

何のために教育評価をするかを簡単に言うと、「教育の効果を最大にするための反省と改善である」と言われています。教育活動の継続的な改善を図るためには、綿密に計画を立て、そのとおりに（軌道修正しながら）実践し、結果を評価し、改善し、次につなげる教育活動の実施と評価が必要です。

教育はこのような営みの連続です。

2 教育評価の種類

学校では、全体計画（グランドデザイン）に基づいて一つ一つの教育活動を実践します。その際、教育活動全般にわたり、PDCAサイクルによる教育活動の展開を図ります。

【PDCAサイクル】

- (1) P l a n （計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして教育活動の計画を作成する。
- (2) D o （実施・実行）：計画に沿って教育活動を行う。
- (3) C h e c k （点検・評価）：教育活動の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
- (4) A c t i o n （処置・改善）：教育活動が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

授業を例にとって考えてみると、まず単元や題材の目標が明確にされ、具体的に各時間のねらいが設定されます。その目標やねらいを達成するために、子供の能力、適性、興味等を配慮した教材の選択、指導法の工夫など指導計画が立てられ（P）、それに従って授業が展開されます（D）。そして、授業の過程の随所で、あるいは終了時に、初期の目標が達成されつつあるか、あるいは達成されているかを検討します（C）。初期の目標が達成されつつあれば、準備した指導計画が適切であったと判断して、次に予定されている指導を展開していきます。もし、初期の目標が順調に達成されていない場合は、指導計画のどこが適切でなかったかを考え、教材を変更したり指導法を改めたりします（A）。

3 教育評価の場面

子供に生きる評価の工夫を

【一般的な評価の場面】

年度当初に作成された全体計画（グランドデザイン）も、PDCAサイクルを通して、取組状況を検証し、更なる改善に努めていくことが必要です。

評価は教育活動のあらゆる場でなされるものですが、一般的に評価の場面は、

- (1) 活動の開始前に、その活動の計画をより適切なものとするための評価
既習の素地力をみるものです。学習では授業前に行います。
- (2) 活動の途上において、その展開をより効果的にするために行われる評価
ねらいに沿って学び合う姿を把握し、対応していくものです。学習活動の途上での子供の発言・考え・つぶやき・記述など、表現されたものや行為だけではなく、直接的に表現されないものにまで目を向けましょう。そのために、教師の力量や温かな人間性が要求されます。常日頃から人を見る目を培い、具体的に支援の手が入れられるよう努める必要があります。
- (3) 活動が一段落した時点で、その結果生じた効果を総括的に把握するために行われる評価
学習活動等でつける力を明確にし、学習指導要領に示されている目標に照らしてその実現状況を見ていこうとするものです。

4 教育評価の実際

【子供を伸ばす手だての究明を】

子供の状況を把握するためには、評価項目・評価規準・観点を定め、適切な方法を用いて評価することが望めます。そのためには各教科等、学習指導要領で示された目標・内容を学習内容と結び付けて、具体的に学習過程に位置付けて考えることが大切です。

例えば単元や題材の目標を、各時間のねらいと評価の観点との関連に立った脈絡のあるものとして展開計画に位置付ける、本時の主眼は子供の達成度までを見通し、評価しやすいものにするなどです。また学びの過程では、課題をもって追究することによって、問題発見・解決能力が身に付いているかどうかを評価したいものです。

更に、自己評価ができる子供に育てたいものです。自己評価は子供自らが学びの過程を見返したり、友の様子等から自己修正をしたりして、向上に努めているものです。学びが自己の中に具体的になっているかどうか、自分の学習や行動を見返すことは資質・能力の向上につながります。

【個を生かす学習指導と評価を】

学習指導の評価は、学習活動によって子供がどのように変容したかを、指導の目標に照らして確かめることです。教師は評価することによって、個々の子供の学習成果や進歩の程度を知り、事後の指導の資料を得、これを手がかりとして指導計画や指導方法に改善を加えていきましょう。

このため、一人一人の子供に応じた指導方法と適切な評価の工夫が図られる必要があります。一人一人というのは、個々の子供が他の誰とも異なった人格や能力をもっているからです。それ故、教育で目指すものは多様になります。現実の教育は、こうした多様な子供たちを一つの学級の集団で指導していくのです。教育で目指すものが多様であれば、教育活動も多様になり評価も多様になります。

評価は直接的なものから間接的なものまで、いろいろな方法が考えられますが、いずれも子供を伸ばすことに結びついたものであり、教師の指導法改善と子供の学習改善のための評価です。

学習活動における一人一人の子供を把握した累積的な評価を行い、指導の反省を踏まえながら、どの子も認められ、励まされる授業を構成しましょう。また、教科等のねらいに結び付けて評価し、基礎的・基本的な内容について達成不十分な場面には、評価が指導に生かされているかどうかを吟味することが大切になります。その結果によっては、フィードバックをして確かな学力になるよう手だてを講じるなど、指導と評価を一体として考えていき、分からない子供がそのまま取り残されることのないよう、一人一人が成就感を味わえるような授業改善が図れるようにしたいものです。

【よりよい指導計画を立案するために】

指導計画を立てる時は、子供一人一人について多くの情報を得ることが必要となります。そのために行う評価を、診断的評価と呼んでいます。診断的評価は、大きく二つに分けられます。

一つは、長期にわたる指導計画を立てたり、グループ分けをしたりするため等に必要な情報を集める目的で行うもので、子供の知能、認知型、適性、性格など様々な情報を、標準化された心理検査や教育検査を使って求めます。

他の一つは、新しい単元や題材に入る前に、その単元や題材に必要な知識及び技能等をどのくらいもっているか、指導しようとしている内容、目標についてどの程度知っているかを調べるものです。

【指導の途中で軌道修正するために】

指導の途中で小テスト、問答法、観察等を用いて、主として到達度評価で行うきめの細かい評価を形成的评价と呼んでいます。それは単元や題材の学習に入った後に、数時間にわたって指導した内容ごとに何回かに分けて行い、どれが達成したか、どれは達成されていないかを調べます。

形成的评价の方法として形成的テストなどが使われています。この学習では是非これだけは身に付けさせたいという知識、技能をテストし、子供がつまづいているところを知るとともに、子供自身が、どこでつまづいているかが判断できるようになっていることが望めます。

その結果、十分に達成できない場合には、教師は今までの計画や指導を見直して修正します。子供は

自分の学習への取り組み方を反省して変えていきます。そのような活動になるために、教師に指導の柔軟性と、子供の出す様々な情報をキャッチできる敏感さが求められます。

【目標がどのくらい達成されたかを】

指導を行った後、子供が学んだ成果を総括的にチェックする評価を、総括的評価とよんでいます。その中には単元や題材の終了時に行うもの、期末に行うもの、学年末に行うものがあります。

学習した単元でねらった知識・技能だけでなく、長期的にわたって養われた、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度など、単元で育成する資質・能力を評価します。

その結果を教師は、子供のつまずきの発見と修正、単元や題材の計画と指導の反省や改善（学習改善につなげる評価）、成績評価に用います（評定に用いる評価）。子供は自己の学習達成度を知るだけでなく、学習できなかった箇所を発見し、さらに学習すべき点を知る情報となったり、自らの学習を振り返るきっかけになったりします。

この情報が学習の動機付けとなるように、教師からの励ましやヒントなど補足的な情報を与えることが大切です。

5 教育評価の方法

評価は、学習指導と表裏一体の関係にあるので、学習指導過程の要所要所に位置付けます。評価の場面は、前ページで述べたように、指導に入る前に行う診断的評価、指導の過程で行う形成的評価、さらに指導後に行う総括的評価の三つに大別されます。

【発問による反応で】

具体的に発問し、子供の理解度を確認します。「〇〇のやり方が分かりましたか」「はい」というやりとりでは本当の評価にはなりません。「〇〇をするにはどうしたらよいでしょう」などと発問することがよいでしょう。発問に対する答えは、個人に求める場合と多くの子供に一斉に求める場合があります。反応によって次の展開をどうするか判断し決定していくことになります。

【様子の観察から】

教師が指導しながら、つまずきの内容、素地力、技能の程度、関心の度合い、到達度などを、子供の動きから観察し記録する方法です。あらかじめ評価の観点を定めて観察しチェックします。

問題点についてはその場で指導する場合と、次の指導に生かす場合とがあります。

【子供の作品から】

学習カード、記録ノート、ペーパーテストの答案用紙等をあわせて、子供の学習の結果として残された一切の作品を含みます。これは、行動している時点でとらえなくても、後に分析できる点に利点もっています。しかし、結果であるために過程が評価できない欠点もあります。従って、それぞれの方法の長所・短所を心得ておく必要があります。

【実際に行動させて】

一般に、パフォーマンス・テストと呼ばれている方法です。パフォーマンス（Performance）という言葉は、遂行、実行、行為、動作、演技などの意味をもつ言葉です。パフォーマンス・テストは、学習の過程または終了後、期待される行動を評価するために、観察・測定・分類・計算などの直接行動を実際に行っている様子を評価するものです。つまり、具体的に何ができるかを評価することにあります。子供が実際に活動し、その課題解決の行動や操作の状況からみて、行動能力としての学力がどの程度修得されたか、また、行動目標としての指導の目標がどの程度達成されたかを評価し、指導に役立てるのが目的です。しかしこのテストは、全ての学習内容にわたって行うことは時間と労力の面から困難があります。学習内容や場面を選んで行う必要があります。

【質問紙法によって】

客観的ペーパーテストと記述式ペーパーテストが一般的です。客観的ペーパーテストは、多肢選択法に代表される形式です。この方法は採点に当たって教師の主観が入らず、能率も上がります。知識の理解、基本的な概念の習得の程度などをみることができます。しかしこのテストは、課題解決の能力をみるには限界があり、また、理解されていないのに正答することもあり得ます。多用すると知識の偏重を招く危険性を伴うことを忘れないようにしましょう。記述式ペーパーテストは、「□の中に適当な言葉を入れなさい」といった用語の記入程度のものから、「○○について説明しなさい」など、文章で記述するものまであります。問い方により、知識だけでなく表現力等も評価することができます。

6 教育評価と通知票

【通知票】

教師は、子供の学校での状況を家庭に知らせ、保護者は家庭での状況を学校に知らせるなど、互いに緊密な連絡を取り合うことが必要です。学校と家庭との連絡を目的としたものとしては、学校・学年通信や学級だより、懇談会、家庭訪問、連絡帳など、いろいろな手段が取られていますが、これらの連絡手段の中で代表的なものが通知票といえるでしょう。通知票は、学期末等において様々な観点から評価し、子供について学校と家庭の共通理解を図るものになるものです。

【結果だけでなく過程も】

通知票の内容については若干の相違はありますが、一般的には、出欠状況、身体・健康状況（これは別冊になっている学校もあります）、学習状況、特別活動の様子、性格・行動の様子、総合所見、学校教育目標、通知票の見方、修了証などです。

主な項目の評価について述べると次のようになります。

(1) 学習状況の評価

教科毎に到達度評価（絶対評価）をしているのが一般的です。即ち、一人一人の子供が目的に対してどれだけ高まったか、どれだけ深まったかをとらえます。そのためには、毎日の授業における子供の学習状況を把握したり、単元や題材の終わりでは、目標がどれだけ達成されているかなどを把握したりしておく必要があります。また、進歩の状況や努力を必要とする内容も的確に評価しておくことが大切でしょう。通知票への記載は、◎○△や、A B C、5 4 3 2 1などの記号のほかに、総合的に評価して文章表現します。特に努力事項は、何をどのようにすればよいかを明らかにします。

(2) 行動の様子

人間形成や対人関係におけるあり方、集団生活や基本的生活習慣など、行動面の評価です。意欲的に学校生活を送ろうとするための励ましも含めて、集団生活における子供の様子や指導の経過を記載します。

(3) 総合所見

通知票の目的は、今の姿を評価するだけではなく、その努力を認め、さらに意欲を高めることをねらいとしています。つまり結果だけで評価することをせず、その子の取り組む姿勢や努力の過程を重視し、どのような努力をすればよいのかという方向を示すことがよいでしょう。「結果だけでなく過程も」「全体の中での位置付けよりも、個としての高まり」を大切にしたいものです。

【留意したいこと】

- (1) 学習についての評価規準・評定の観点・項目が、保護者及び子供に理解され易いように表現を工夫しましょう。また、用語、文字は正確に書きます。
- (2) 学習や行動などについて、評定を記載するだけでなく、子供個人としての進歩の状況を明らかにするよう配慮しましょう。

- (3) 通知票の内容・形式及びそれに対する考え方や活用について、学校の意図としていることを、保護者及び子供に十分理解できるように配慮しましょう。
- (4) 保護者及び子供が教科についての評定のみにとらわれ、いたずらに誤った競争心にかされたり、自信を失ったりすることのないように配慮しましょう。
- (5) 保護者が進歩の状況や所見などに注目し、子供を励ます手がかりとし、また、子供自身が反省したり、自己評価したりしていくように配慮しましょう。
- (6) 広く行動、性格、健康の状況等にも目を通し、一人一人の子供を全人的に理解していくように配慮しましょう。
- (7) 学校職員の共通理解に基づいての運用に留意しましょう。

【学年末評価は指導要録の活用を】

学年末には一年間のまとめとして指導要録へ記録します。指導要録は法令に基づく公簿で、「学校において備えなければならない表簿」とされ、子供の進級・転学・進学などにおける指導の引き継ぎのための資料であるとともに、外部に対する証明等に役立たせるための原簿としての性格をもっています。

学校では指導要録を単なる記録として保存するのではなく、子供の継続的な指導に役立たせるという観点から、一人一人の可能性を積極的に評価し、豊かな自己実現に役立つよう、記入法を明確にする必要があります。

所見欄には個性を生かす教育に役立てる観点から、子供の長所を取り上げることが基本になっています。

指導要録を記入するためには、日常の学習の中で子供がどのように発達したかを常に見ていく必要があります。教師は評価することによって個々の子供の学習成果や進歩の程度を知り、事後の指導のあり方についての資料を得、これを手がかりとして、学習指導計画や指導法に改善を加えていきましょう。

記入にあたっては、「記入の手引き」を参照し、正確に記入してください。児童生徒を肯定的にとらえ、温かな指導、支援の記録となるよう心がけましょう。

第6節 ICTの「学び」への活用

1 教育機器に対する基本的な考え

思考を広げ、深めることを補助する道具

学習指導には様々な直接体験が重要な役割を果たします。しかし、実際の授業では時間の制約や環境設定が難しい場合があります、全てを体験することはできません。教育機器はその体験を助ける道具だといえます。

教育機器を活用することで、子供がさらなる興味関心をもち、思考を広げて多様性をもつことも可能です。また情報共有を効率的に行うことができるなど、学習内容を豊かにし、分かり易く楽しい学習にし、学習効果を上げることも期待できます。

もちろん、教育機器は万能ではありません。学習効果が上がると思われる指導場面を見極めて、活用することが大切です。子供が思考を広げ深めることを補助する道具として、授業のねらいの達成のため、どの場面で、どのように活用すると効果的か考えて活用するようにしましょう。

2 ICT機器の活用(ICT: Information and Communication Technology)

必要不可欠だが、しっかり目的意識をもって

授業ではコンピュータ、タブレットPC、プロジェクター、電子黒板、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオ、DVDプレーヤー等、多くの情報機器の使用が可能です。学習場面によってより効果的な使い方を工夫するとよいでしょう。

その中でもコンピュータは、社会のあらゆる分野で使われており、その特性を生かして大量のデータの蓄積や高速なデータ処理が行われています。これからの社会に生きる子供が、コンピュータとかかわりをもたずに生活することは不可能なことです。このような時代背景の中で、学校にもコンピュータやタブレットPCが導入され、子供の重要な学習環境の一つとなっています。

3 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力の育成

令和の時代における「スタンダード」

平成29年3月告示の学習指導要領では、言語能力、問題発見・解決能力等と並んで情報モラルを含んだ「情報活用能力」が、学習の基盤となる資質・能力として挙げられました。情報活用能力は、「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」です。

PC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムであり、1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校の「スタンダード」であり、特別なことではありません。端末を使用することにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現に向けて、子供たちが学習や日常生活にICT機器を活用できるようにしていくことが重要です。

【情報教育で育成するもの】

これからの社会では、溢れる多くの情報に振り回されることなく、情報化に主体的に対応できる能力を身に付けていくことが大切になります。この力を全ての子供に育成していくことは、私たちの教育課

題の一つです。

高度情報通信社会を迎え、情報教育をより系統的、体系的に、強力に推進することが求められています。情報教育の目標は「情報活用能力」の育成にあり、平成 28 年 12 月に示された中央教育審議会答申では、情報活用能力を構成する資質・能力を、三つの柱に沿って次のように整理しています。

(1) 知識・技能

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

(2) 思考力・判断力・表現力等

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見出す力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

(3) 学びに向かう力・人間性等

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

【ICT の「学び」への活用】

“すぐにでも” “どの教科でも” “誰でも” 使える ICT の「学び」への活用は、子供たちが、教科の学びを深め、教科の学びの本質に迫り、教科の学びをつなぐことを支えます。同時に、子供たちは学習の基盤となる資質・能力を育んでいきます。

ICT の「学び」への活用の具体例を「子供」「教師」の両視点から見ると次のようになります。

〈子供が〉	〈教師が〉
○情報の収集と加工の道具として利用する ・問題解決のためにデータを収集し、加工し、可視化し、深く分析をする ・目的にあわせて、情報を取捨選択する ・問題解決のために、情報を整理したり組み合わせたりする ・問題解決のための方法を見つける ○思考を助ける道具として利用する ・情報のもつ規則性や傾向、特徴などを可視化して、試行錯誤する ・書く過程を記録し、より良い文書作成に役立てたり、リアルタイムでデータを共有し、助言し合ったりする ○表現の道具として利用する ・文字や画像、音声を組み合わせて効果的に考えなどを表現する ・分析した情報をプレゼンソフトでわかりやすく加工して、発表する ・本物のコミュニケーションにより、発信力を高める ◎探究のプロセスにおける様々な場面において、ICT を効果的に活用することで、教科の学びをつなぎ、社会課題の解決に生かすことができる	○教師の授業改善に利用する ・授業方法の工夫と改善をする ◇教師が一斉学習で活用する (イメージを持ちやすいデジタル教材の提示) ◇子供が個人で使用するための指導をする (一人一人が情報を検索し、記事等を収集・整理する) (子供達自身が、情報の真偽を確認・判断する) ◇子供が協力して使用するための指導をする ・授業に活用できる素材の収集や提供を行う ・教材発掘や教材開発・製作を行う ○学習評価に利用する ・デジタル教材を活用し、一人一人の学習進捗状況を可視化 ・様々な特徴を持った生徒に、よりきめ細やかな対応を行う ○校務の効率化に利用する ・学校文書の蓄積、再利用を行う ・成績処理、出席簿管理、会計処理等に活用する ※情報の管理には厳に注意する

4 情報モラル教育

欠 か す こ と の で き な い 大 切 な 教 育

モラルとは、社会で生きていくうえの基礎となる善悪の判断力や主体的な態度のことをいいます。したがって、情報モラルとは、「情報通信社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度」と考えることができます。

「モラル」という言葉だけから見ると、道徳的な意味合いを強く感じますが、わが国の情報モラル教育の目的には、いわゆるモラル教育の観点とは別の側面があります。それは「情報通信社会に的確な判断ができない児童生徒を守り、危ない目にあわせない」という危険回避（情報安全教育）の側面です。特に情報モラル教育のなかで、児童生徒が自身で判断して行動できる力と態度が必要です。判断に必要な要素は、日常の学校生活でつけるものとともに、情報技術の仕組みを知る必要があります。どちらの力も児童生徒が身につけることで、被害にあわない、トラブルにならないようになります。しかし、ただわけもわからず危険を避ける方法を教えるだけではいけません。情報モラルは、情報教育のねらいである「情報通信社会に参画する態度」の育成、ひいては「情報の科学的な理解」「情報活用の実践力」の育成のバランスのなかで育成することが求められます。

情報モラル教育には以下の5つの領域があります。

(1) 情報社会の倫理

情報に関する自他の権利を尊重して、責任ある行動を取る態度を養うことです。

- ・人の作ったものを大切に、他人や社会への影響を考えて行動することの大切さを学ぶ。
- ・他者の権利や知的財産権を尊重し、情報通信社会への参画において責任ある態度で臨み、義務を果たさなければならないことを学ぶ。

(2) 法の理解と遵守

情報通信社会におけるルールやマナー、法律があることを理解し、それらを守ろうとする態度を養うことです。

- ・情報をやりとりする際のルールやマナーを理解し、それらを守る態度を学ぶ。
- ・情報に関する法律や契約について理解し、適切に行動する態度を学ぶ。

(3) 安全への知恵

情報通信社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識や態度を養うことです。

- ・「危険なものには近付かない」、「もし不適切な情報に出会ったら大人に相談する」など、適切に対応できる態度を学ぶ。
- ・情報通信社会の特質を意識しながら安全に行動する態度や、自他の安全や健康に配慮したメディアとのかかわり方を学ぶ。

(4) 情報セキュリティ

生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方を理解し、情報セキュリティを確保するための対策・対応について学ぶことです。

- ・ID・パスワードの保護や、不正使用・不正アクセスの防止などを学ぶ。
- ・情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、情報セキュリティ対策の立て方を学ぶ。

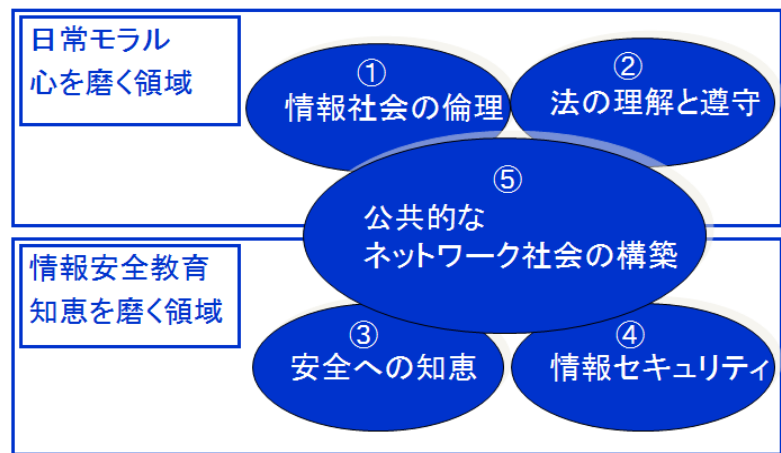
(5) 公共的なネットワーク社会の構築

情報通信社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動を取る態度を養うことです。

- ・協力してネットワークを使い、データ等を共有することの大切さを学ぶ。
- ・ネットワークの公共性を意識し、ネットワークをよりよいものにするために、主体的に行動する態度を学ぶ。

これら5つの領域は、それぞれが独立して扱われるものではなく、右図のような関係を考慮しながら総合的に扱っていく必要があります。日々変化し、進化を続ける情報通信社会に対し、情報モラルに関する固定的なカリキュラムや指導法などに対応できません。教師自身が情報通信社会の現状を知り、また児童・生徒の現状をつかみ、自校で起こりうる状況を予測していくことが、情報モラル教育の基本となります。子供たちがインターネット犯罪に巻き込まれないように、そして子供たち同士がインターネットを介して誹謗中傷し合うことがないように、また子供たちがネット依存にならないように、私たち教師が家庭と協力してしっかりと導いていくことが大切です。

5つの領域の関係



第5章 教科等以外の指導の充実のために

第1節 生徒指導

生徒指導が目指すもの

生徒指導は、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであり、また、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行うものです。

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とします。

生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指されます。

1 生徒指導の実践上の視点

児童生徒が自己指導能力を獲得するために

【自己存在感を感受できるような配慮】

学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている。」という自己存在感を、児童生徒が実感する機会を用意することが大切です。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことが非常に大切になります。

【共感的な人間関係の育成】

学級経営・ホームルーム経営の焦点は、教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということです。失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となります。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場にたって考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要となります。

【自己決定の場の提供】

自己存在感を感受するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要です。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められます。

【安全・安心な風土の醸成】

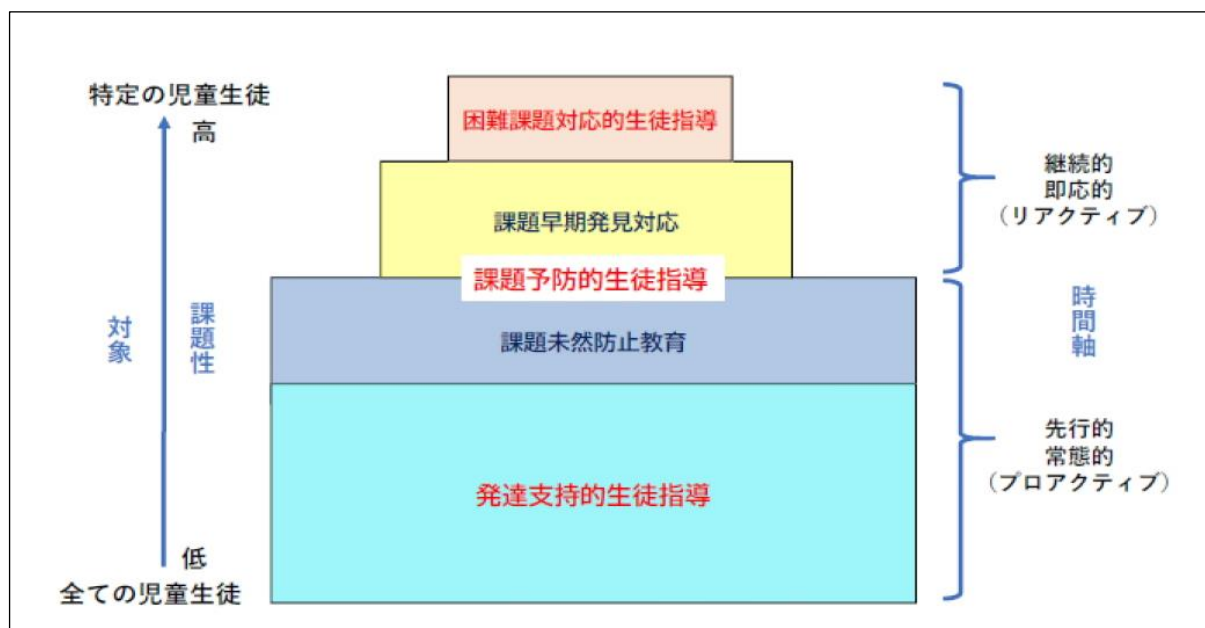
児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要があります。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではありません。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援のもとで、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切です。そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもありません。

2 生徒指導の構造

生徒指導の重層的支援構造を踏まえた取組

生徒指導は、対象と課題性の高さから2軸（先行常態的、継続即応的）3類（発達の、課題予防的、困難課題対応的）4層（発達指示的生徒指導、課題未然防止教育、課題早期発見、困難課題対応の生徒指導）から成る重層的支援構造を持っています。その構造を理解し、適切な指導が求められます。

出典：生徒指導提要（改訂版） 令和4年12月



【発達指示的生徒指導】

- 特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。
- 児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示す。教職員は、児童生徒が「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかける。
- 日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業、行事等を通じた個と集団へ働きかけ等や、市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動、学習指導と関連付けて行う。

【課題予防的生徒指導】

○課題未然防止教育

- 全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした教育プログラム。
- いじめ防止教育、自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等、スクールカウンセラー等の専門家等の協力も得ながら、年間指導計画に位置付け、実践することが重要。

○課題早期発見対応

- 課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で発見し、対応する。
- スクリーニングテストや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えたスクリーニング会議によって気になる児童生徒を早期に見いだして、指導・援助を行う。
- 校内連携型支援チームを編成して、組織的なチーム支援によって早期に対応する。

【困難課題対応の生徒指導】

- いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に関係機関と連携・協働したネットワーク型のチーム支援を行う。

3 児童生徒理解とその方法

組 織 的 、 計 画 的 に す す め る 児 童 生 徒 理 解

【子どもの心理的環境の背景を把握し、生徒理解を深めていくために】

子どもの個性を生かし、個人のもつ特徴や傾向に即した指導や援助を、全ての教育活動の展開において配慮する必要があります。そのためには児童生徒理解が基礎となります。

(1) 一人一人の発達の可能性の理解を

子どものもっている特質が本人にとってどんな意味があるか、また、今後の人格の形成にどのような影響をもつか、などについての確に把握して、子どもの発達の可能性を知ることが目的です。

(2) 多面的で総合的な理解を

児童生徒理解を深めるには、子どもの発達の過程をたどったり、未来への展望を踏まえたりして、現状を総合的に理解する必要があります。その方法としては、面接・観察・調査などによって資料を収集し、日常の行動全体などの特質を総合し、全体像として理解していきます。

また、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SC、SSW の専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切です。

(3) 共感的な理解を

子どもの立場になって話を聞き、本人自身がどのように考え、どのように感じているのかをそのまま受け止め、親和的・受容的な態度で接することが基本となります。その時、初めて子どもは本心を打ち明けるようになるからです。

【組織的、計画的に児童生徒理解を深めていくために】

教師は、毎日子どもと接しているために、固定的な見方になりやすく、新しい成長や変化に気付かない場合もあります。また、個々の子どもへの理解にも限界があります。

そこで、全教師の協力の下に、組織的・計画的に児童生徒理解を深めていくことが必要となります。

(1) 子どもとの人間的なふれ合いを

子ども一人一人の理解は、教師と子どもの人格的なつながりを通して深められます。従って教師と子どもとの好ましい人間関係の確立に努めることが、児童生徒理解の出発点となります。

(2) 客観的な資料・データの活用を

人間的なふれ合いや観察から得た印象の正しさを確かめたり、ゆがみを是正したりするために、調査や検査等の客観的資料を活用することが必要です。面接や観察の記録、調査・検査の結果等の資料を個人別の指導票にまとめ、累加的に活用を図るようにします。このためにも、整理や保管の方法を工夫し、いつでも利用できるようにしておくことが大切です。

(3) 教職員集団の人間関係の形成

教職員が気軽に話ができる、生徒指導実践について困ったときに、同僚教職員やスタッフに相談にのってもらえる、改善策や打開策を親身に考えてもらえる、具体的な助言や助力をしてもらえる等、受容的・支持的・相互扶助的人間関係が形成されることは、児童生徒理解を深める基盤となります。

4 学級経営の充実と生徒指導

個 別 指 導 や 集 団 指 導 の 工 夫

学級は、学校における生活集団、学習集団であり、生徒指導の実践集団です。個々の児童生徒が、学級内でよりよい人間関係を築き、学級生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めるため、学級での個別指導や集団指導を工夫していきます。

【学級担任として、生徒指導上留意すること】

(1) 望ましい人間関係に結びついた学級集団を

生徒指導は、教師と子ども、子ども相互の人間関係の確立を図ることが大切です。そのために、学級集団に目標をもたせ、心理的な結合を図りながら、各自に役割を分担させ、児童生徒の居場所をつくり、所属感・充実感のある学級集団の育成を図る必要があります。

(2) 日常生活の中で子どもとのふれ合いを

学級内の一人一人との心のふれ合いを深めます。集団の中で子どもがどのように考え、行動しているかを個別に的確にとらえ、望ましい指導・援助をします。

(3) 「学級活動」の充実を

学級活動における自発的・自治的な活動を通して、学級経営の充実を図ることで、お互いを尊重し合う温かい風土が醸成されます。こうした活動を通して、お互いを尊重し合い、よさや可能性を発揮し合えるような学級集団となっているとき、個々の児童生徒の自己有用感や自己肯定感などを育成することにつながります。

(4) 家庭との連携を

人格の形成にとって家庭の果たす役割はきわめて大きく、家庭がその大部分を担っているとも言えます。担任による保護者向けの学級通信等での情報発信に加え、生活態度の様子等について絶えず連絡をとり合うようにします。

5 チーム学校として機能する学校組織

教 職 員 間 の 「 同 僚 性 」 の 形 成

児童生徒の問題や課題が複雑化・多様化しているなかで、教員の専門性を持って全ての問題や課題に対応することが、児童生徒の最善の利益の保障や達成につながることは必ずしも言えない状況になっています。

学校がチームとして機能するためには、教職員同士（教員のみならず事務職員や学校用務員、SC・SSW等も含む）はもとより、教職員と多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが求められます。知識や経験、価値観や仕事の文化の違う者同士が関係性を築いていくために専門性に由来するそれぞれに特有の文化やものの見方をお互いに理解し、考え方や感じ方の溝を埋めることが必要になります。学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するためには、教職員、多職種の専門家など、学校に関係する人々に次のような姿勢が求められます。

【一人で抱え込まない】

一人でやることには限界があります。一人で仕事をこなさなくてはという思いこみを捨てて組織で関わることで、児童生徒理解も対応も柔軟できめ細かいものになります。

【どんなことも全体に投げかける】

些細なことでも、学年会や校務分掌の会議、職員会議、ケース会議等に報告し、常に問題を学年全体、学校全体として共有する雰囲気を生み出すことが大切です。

→ 校内支援ネットワークを中心とした役割分担に基づく対応へ

【同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする】

思いこみや独善を排するためには、常に自分たちの考えや行動を自己点検する必要があります。同僚の教職員間で継続的に振り返りを行うことで自身の認知や行動の特性を自覚することができ、幅広い他者との協働が可能になります。

6 学校と家庭、地域との連携・協働

学校を多様な「思いやりのある大人」たちの連携・協働の場へ

生徒指導は、学校の中だけで完結するものではなく、家庭や地域及び関係機関等との連携・協働を緊密にし、児童生徒の健全育成という広い視野から地域全体で取り組む「社会に開かれた生徒指導」として推進を図ることが重要です

【家庭との連携】

学校教育を円滑に進めるために、学校は家庭とのパートナーシップを築くことが欠かせません。保護者が学校の教育活動に積極的に参加することによって、生徒指導は効果的なものになっていきます。

○保護者との関係づくりを進めるための主な手段

- 学級・学年・学校だより等の通信、
- 保護者会、PTA、三者面談、学校行事
- けがや事故、生徒指導事案等躊躇せず、すぐに連絡する

○学校で作成する生徒指導基本方針等について、保護者に周知し、合意形成を図る

※我が国において、ひとり親家庭は増加傾向にあり、諸外国と比してそれらの家庭の相対的貧困率が高いとされていることから、保護者も支援を必要としている場合が少なくありません。スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携するなどして、学校と関係機関等で情報共有し、児童生徒と保護者の双方への支援を検討し、実施していきます。

【地域との連携】

長野県では各学校が地域との間に築き上げてきた土台の上に、(1)学校運営参画(2)協働活動(3)学校評価機能を一体的・持続的に実施する仕組みを「信州型コミュニティスクール（信州型CS）」として構築し、学校と地域住民の協働により、子どもたちの豊かな成長を支えるため、「地域と共にある学校」づくりを進めています。

特に、協働活動の取組は、生徒指導（特に発達支持的生徒指導）やキャリア教育の範疇に入るものなど、多岐に渡っています。協働活動は、学校の学びを、地域での体験活動や実践活動を通して、現実社会と接続させ、社会に開かれた教育課程を実現していく上で、重要な連携・協働の在り方と言えます。

第1節 生徒指導 参考 「生徒指導提要」（改訂版） R4.12. 文部科学省

近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、今日的な課題に対応していくため、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、平成22年に作成された『生徒指導提要』が、12年ぶりに改訂されました。文部科学省のホームページからダウンロードが可能です。

第2節 教育相談

聴き上手な先生は、子どもにとって信頼できる先生

1 教育相談の意義

【個性を伸ばし、人格の形成の支援を】

教育相談とは、すべての教師が、あらゆる教育活動を通して、一人一人の子どもの自己実現に向けて、悩みや不安感、困難点等の諸問題について助言・指導を行い、これらの諸問題の解決を助け、各人の生活の適応と安定を図ることです。さらに重要なことは、自己理解を深めさせ、人格の形成を図るようにすることです。

教育相談には、日頃から子どもや保護者が安心して、相談できる関係を築く「予防的教育相談」、学習能力や思考力、社会的能力、情緒的豊かさを獲得するための心の成長を支え、育てる「開発的教育相談」、子どもの問題行動の心理的環境の背景に考慮しながら問題を解決する「問題解決的教育相談」があります。

○ 学校における教育相談

臨床心理学やカウンセリングの理論を踏まえ、教育の理念、機能、教育観などから吟味して必要なものを選択していくことが大切です。しばしば教師は「自分の気持ちを分かって欲しい」と思う子どもの気持ちを考えずに指導してしまうことがあります。その結果、子どもは教師に反抗したり、問題行動を起こしたりすることもあります。

このような場合に教師は、

- ・気持ちが分かるとはどういうことか。
- ・子どもの立場に立つとはどういうことか。

を自らに問い返す、カウンセリングの「受容」や「共感」の考え方が非常に参考になります。実際の指導では、注意や叱責が必要な時もあります、日頃から思いをよく聴き、子どもが自分のことをわかってくれたという気持ちがもてた上での指導はマイナスにはならないのです。このあたりが心理の専門家への相談と少し異なるところです。

○ 学校教育相談の心構え

【カウンセリングマインド】

カウンセリングマインドとは、カウンセリングをするとき、話す相手の立場に立って、その人の考えや行動を受容的、共感的に理解しようとする態度、考え、心構えのことを言います。そして、コミュニケーションをする際、相手に「安心感、信頼感、自尊心」を与える基本的な姿勢のことでもあります。例えば、

- ・「誰でも良くなろうとする力と意欲をもっている存在」として、相手を尊重し、信頼する。
- ・ありのままの感情を共感的に理解し、安心して何でも言える関係を作る。
- ・相手が自分を語り、自分を洞察することで自分自身が問題への解決、成長への方向に自己決定、自己実現ができるようにすることです。

【先行しがちな教師の姿勢】

教師が子どもへ関わる時、ともすると一方的に自分の価値観を押し付けてしまいがちです。相手

の気持ちをよく聴くこともなく、教師の考えを話すことは、子どもとの関係づくりや問題解決などにおいて何の役にも立たず、時には反発を買うことさえあります。子どもの気持ちに寄り添いながら聴くことは、子どもに「この先生は自分の気持ちを分かろうとしていてくれる」という安心感や信頼感につながります。

なお、教師の思い込み、決めつけ、押しつけを自戒したい言葉として次のようなものがあります。

- ・「早く言いなさい」
- ・「もっと分かるように話して」
- ・「そんなに気にするほどのことではない。気にしすぎ」
- ・「あなたにも問題があるからじゃないの」
- ・「それは、そういうものだ」

2 教育相談の対象と方法

対 象 は 全 て の 子 ど も 、 相 手 の 気 持 ち を く み 取 る

【どの子どもも相談の対象】

教育相談というと、「問題をもつ子への指導」と思われがちです。不登校、家庭内暴力、家出、いじめ、喫煙、万引きなどの指導を一对一で行うものを消極的・治療的相談といいます。

しかし、相談には積極的・開発的相談と呼ばれるもう一つの面があります。

「子どもの成長過程で、誰もが出合う問題の解決を助けることによって成長を促進するような相談」と言われるものです。例えば、学習、友人関係、親子関係、進路選択、異性との交際などは、どの子どもも直面する問題です。これを計画的に進めていきます。

【相手の立場に自分を置く】

相談の中で「聴く」ということは、相手が何を訴えたいのか、親や教師、友人など周囲の人に何を感じているか理解することです。そして、こちらが受け止め、感じ取ったことを率直に相手に返してやることです。

その伝え方としては、「ええ」「うんうん」「なるほど」など簡単な応答になります。しかしこちらの熱意が伝わると、相手は自分のありのままの姿を表現するようになります。その結果、自分を見つめ直し、次第に変容していくのです。なお、表情、動作など、声にならないことを聴きとることも重要です。

【相手の気持ちの確認は「繰り返す」ことで】

繰り返し方は、相手の言葉そのままでもよいし、自分の受け取り方を正しく伝えられる言葉でもよいです。

深い悩みや強い不安感をもっている相手は、この繰り返しによって安心感を覚え、自分の気持ちや考え方に距離をおいて眺めることになり、改めて自分の姿がはっきり見えてきます。

【相手を理解するには質問すること】

質問は、相手をより深く理解するために、「あることについて、もっと話して欲しい」と話を引き出すことです。この時、相手の話の流れを妨げないようにすることが大切です。

事件の事実確認のためだけとか、資料収集のためだけに質問するのでは、相手の考え方や行動の変容を期待することはできません。

具体例を示すと「皆が僕をいじめる」とある子が訴えてきた時、「本当にいじめがあったのか？」という確認よりも、「よく話してくれたね」と、その心理的事実を大切に受け止めて、「どのような時に、嫌と感じたの？」「そのことについてもう少し聞かせてもらえる？」「それはこういうことかな？」などのように展開していくと、子どもは相手から大切にされているのだと実感します。また質問に答えること

によって、自分が思ったり感じたりしていることが深まり、今まで気付かなかったことがはっきりしてきます。相談者としては、このかかわりの中でその子の理解を深めていくことができます。

【真意をくみ取るには明確化すること】

話を聞きながら相手を理解しようとする時、言葉や態度で表現されているものがその人の全部でないことがあります。自分でも気付いていない感情、気がついていないがうまく表現できない、さらには言葉の裏にその言葉とはかなり違った感情が働いている時もあります。このような言外の気持ちや漠然とした気持ちをはっきりさせていく必要があります。

面接中に相手の真意をくみ取る努力をしなければ、話が堂々めぐりになり、不信感をもたせます。

【受容的・共感的な聴き方】

		内容・具体例	留意点
受 容		・無条件の肯定的関心 ・うなずき、相づち ・「なるほど」 ・「うん、うん」 ・「そうか」「そうだよね」	・解釈や評価、批判、忠告などせずに聴く。 ・内容でなく、その裏に秘められた思いや願いを聴く。 ・表情や眼差し、姿勢にも留意する。 ※相手が「聴いてもらっている、受け入れてもらえている」と実感できるようにする。
	事 実 の 繰 り 返 し	・相手の語っている言葉、内容の重要な部分を、そのまま返す。 ・「あなたは今、〇〇の状況なので、△△なのですね」	・相手が話を続けられるようにする。 ・自問自答と、気持ちの整理を促すようにする。 ・単なる「オウム返し」ではない。 ※心をこめて、きちんと返す。 ※相手が「私の言うことを理解し、受け止めてくれた」という安心感をもてるようにする。
明 確 化	感 情 の 反 射	・相手の語っている気持ちに焦点を当てて返す。 ・「あなたは今、〇〇で、□□という気持ちなのですね」	・相手の述べた話の内容や気持ちに共感し（それを別の言葉に置き換えて）返す。 ※「繰り返し」の段階より、さらに「受け止めてもらえている」という信頼感がもてるようになるようにする。
	要 約	・「あなたの話は、こういうことでしょうか」	・断定した言い方はしない。疑問文で要約する。 ・誘導や解釈を含まないようにする。
明 確 化	確 認	・「あなたの言いたいことは、こんな気持ちですか」	・相手の話の内容や気持ちを、受け止めることができていないと感じたとき、確かめる。 ※「正しく理解し、共感してくれている」というように相手を感じ取れるようにする。
	感 情 の 明 確 化	・気持ちに寄り添う理解 ・気持ちを推しはかった会話 ・「本当に寂しい感じがしたんですね」 ・「いたたまれない気持ちだったんですね」 ・「悔しい気持ちを抑えていたんだね」	・言葉の背景にある感情を感じ取って、言語化する。 ・まだ言葉に出していないが、ほぼ本人も気づき始めていると思われることも言語化する。 ・感情を抑えている、混乱、迷っていると思われること。 ・相手の感情に視点を置き、語調、表情などに注意を払いながら感じ取るようにする。 ・断定した言い方をしない。 ※「ありのままの自分を受け入れてもらえた」と感じ、さらに心が開いていけるようにする。 ※正確な明確化であったか、心の中が整理されたようか、確かめていく。

質問	開かれた	・ 関心と理解で、話を広げる質問 ・ 「・・・というと」 ・ 「もう少し詳しく聞かせてくれませんか」「具体的に言うと」	・ 初回面接の時には質問が多くなりがちであるが、一問一答式にならないように、気持ちを聴く態度で行う。 ・ 相手の発言を積極的に促すことができる質問になるように。
	閉ざされた	・ 相手が「はい／いいえ」で答えられる質問 ・ 一言で答えられる質問 ・ 「朝食は食べましたか」 ・ 「それはいつ行われるのですか」	・ 質問することで、話の腰を折ってしまわないようにする。 ・ 関係のあることに対して聞く。 ・ 好奇心で聞かない。相手のためになることを聴く。 ・ 相手の持っている問題を引き出すように配慮する。 ・ 相手の緊張や不安が強い場合は「閉ざされた質問」が有効。
支持		・ 相手の生き方、考え方、気持ちを肯定的に受け止めて支える ・ 励まし、忠告、助言等で心を支える	・ できていることに注目する。 ・ 支持するための根拠（経験、理論など）をもつことが必要。 ・ 安易な励ましは逆効果になるため注意する。

【沈黙の時間は心が動いている】

相談中に相手が沈黙すると、間がもたなくなつて何か言わせようと話しかけることが多くなりがちです。時間にすれば1～2分であっても、長く重苦しく感じられるものです。しかし、沈黙は相手の心の中では空白なのではなくて、心が動いている時と理解すべきです。

沈黙の時間がうまれるのは次のような時です。

- ・ どう話してよいか迷っている。
- ・ どう思われるか心配だ、後でバレないか。
- ・ ひと息ついている。
- ・ 気持ちが高ぶっている。

このような時は、言葉はないがその子は自分を語っているとも受け取れます。相談者はその流れを妨げるような発言をしないで黙っていることです。要はあまりあせらないことです。しかし、同じ沈黙でも「今日は何も話す気がしない」と黙ってしまう場合もあります。沈黙によって相談を拒否しているのです。こんな時は「話したくなければ無理に話さなくてもよい」ことを相手に伝えて安心感と信頼感を与え、他日の発展に期待することにします。

【相手が言い返した時は交流を深める契機に】

相談中に「先生は私の気持ちを分かってくれないじゃないか」と言い返されることがあります。こちらでも思わず反論したり、弁護したりしがちですが、それでは相手が見えなくなります。相手は試しているかもしれないからです。こちらがそれをどのように受け止めるかで、心の交流を深めることができるかどうかが決まるのです。

教師が相談を進める時、知らず知らずのうちに陥りやすい問題点は次のことです。

- ・ 「秘密を守る」ことを忘れる。
- ・ 教師の気持ちや考え方が先走りして、押し付けになりやすい。
- ・ 「一問一答のやりとり」になりやすく、内容が深まらない。
- ・ 「子どもの沈黙」に対応できず焦ってしまう。

気をつけていきたいことです。

3 教育相談の特質

子どもの能力や可能性の開発・伸長に役立つ指導・支援を

【学校教育相談の現状】

相談は今まで多くの場合、行動や情緒の改善が主でしたが、これからの学校現場での相談は、将来不適応を起こしそうな子を早期に発見するばかりでなく、全ての子どもに行うことが必要です。そのためには、教育の現場に携わる教師は一人で抱え込むことなく校内・校外の専門機関との連携を図り、対応することが必要です。

ただし、子どもの問題を何でも丸投げするのではなく、担任しているのは自分であるという自覚と、子どもとの心のふれあいが大切です。

【学校教育相談の特質】

大多数の子どもを対象とするため、専門の相談機関とは異なる独自の意義と使命があります。それらを列挙すると以下のとおりです。

- ・ 教育計画の一環として行う。
- ・ 可能性を引き出し、育成する。
- ・ 中核的な営みは生徒理解である。
- ・ 全教師によって進める。
- ・ 資料を十分に活用する。
- ・ 生徒指導や学習指導への援助活動である。
- ・ 面接の機会が豊富で長期にわたる指導、援助ができる。

4 学級担任による教育相談

学級担任による長所と短所をふまえての教育相談を

【学級担任による相談の長所と短所】

<長所>

- ・ 相互理解が深められている。
- ・ 機会を設けやすい。
- ・ 日常の資料が活用できる。
- ・ 問題が起きた時、早急に対応できる。

<短所>

- ・ 身近な存在のため、内容によっては相談しにくい。
- ・ 教師と子どもという関係で相談が進められやすい。
- ・ 専門的な教育相談の知識や技法が、不十分である。

従って校内にあっては、該当児童生徒と関係のある教師と連携しながら進めることが好ましい。

【相談の種類】

○ 定期相談

学級担任が学級の全員と順次話し合う。前もって順番や時間を決めておく。特定的话题に限らない。漠然とした問いかけで話を引き出す。

○ チャンス相談

こちらから近付いて気軽に声をかけ話し合う。

○ 呼出し相談

特定児童生徒を呼んで行う。その場合、叱責、訓戒、尋問等いわゆるお説教にならないように十分

に注意したい。また、密室で1対1とならないように扉を開けるなど、環境に配慮する。

○ 自主的な相談

教師を信頼して子どもが自分から相談に来る場合。

5 教育相談と事例検討

謙 虚 な 態 度 で 臨 み 、 学 び 合 う 事 例 検 討 に

(1) 事例検討

<方法>

ア 提示資料は多くてもA4で2枚ぐらい。

イ 資料の項目は、児童生徒のプロフィール、問題行動の概要、家庭環境、生育歴、指導経過、検討課題等

(2) 事例検討会に参加したら

ア 推測で意見を言わない。

イ 「こう考えているが、どうですか」と謙虚な態度で臨む。

ウ 事実を語る。

エ 他人の意見を受け入れる。

オ 対象となる児童生徒のアセスメント（見立て）と解決すべき問題や課題を踏まえたプランニング（手立て）のための検討であることを自覚する。

第3節 学校人権教育

1 人権教育の意義

人権尊重の精神を涵養し、
あらゆる人権問題を解決する意欲と実践力の育成を

【長野県における同和教育】

長野県における人権問題の解決を目指す教育は、同和教育の基本方針に基づき、同和教育の解決を目指して取り組まれてきました。本県においては、昭和25年（1950年）、M小学校で起きた給食差別事件を契機に、「法の下での平等の原則に基づき社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫く」ことを中心課題とする同和教育が始まりました。そして、中心的な課題を部落差別の解消に置き、様々な差別をなくす教育として発展的に取り組まれてきました。

一方、昭和44年（1969年）から、被差別部落の劣悪な環境を改善し実体的な差別を解消することを目的に行われてきた「同和対策事業特別措置法」等による施策は、平成14年（2002年）3月末日を以てその期限を迎え、この後は一般対策として行われることになりました。その結果、「同和」を冠した事業の名称が行政の間から消えていくことになりました。それまで「部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消」を目的に営まれていた「同和教育」も、「人権同和教育」へ、そして「人権教育」へと移行していくこととなったのです。

【同和教育から人権教育へ】

国は、平成12年（2000年）12月6日、法律第147号として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し施行しました。この法律に基づき、平成14年（2002年）3月「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。また、長野県では、この法律に基づき、「長野県人権教育・啓発推進指針」が策定されることとなりました。

その後、平成22年（2010年）2月には、「長野県人権政策審議会答申」（平成21年（2009年））を受け、県が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示す「長野県人権政策推進基本方針」が策定されました。長野県教育委員会では、「人権教育・啓発に関する基本計画」、文部科学省から平成20年（2008年）3月に示された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」及び「長野県人権政策推進基本方針」の基本方向を踏まえ、「人権教育指導の手引」を改訂し、「人権教育推進プラン」を策定し、これに基づき人権教育を推進しています。

同和教育の解決に向けた学習や取組の深まりを、人権の大切さや様々な人権問題についての学習や取組へと広げていくことで、全ての人の基本的人権を尊重していくことが大切です。

2 学校人権教育の目標と基本的な立場

人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動

【学校人権教育の目標と方針】

学校における人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び啓発の推進に関する法律）を言い、長野県人権教育推進プランでは次の3つの基本方針を示しました。

- 1 人権尊重の意義及び様々な人権問題についての**理解と認識**を深めます。
- 2 自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合う「**共に生きる心**」を醸成します。
- 3 人権問題を自らの課題として解決し、人権を尊重する社会を築いていく**意欲と実践力**を高めます。

3 人権教育の視点に立った教育の推進

教育活動全体を通じて人権教育を行う

【人権教育と教育活動】

人権教育は、全ての教育の基本という理念に立ち、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などの特質に応じて、教育活動全体を通じて計画的に推進されるものです。

「人権尊重の視点に立った学校づくり」

(人権教育の指導方法等のあり方について[第三次とりまとめ]より)

○人権が尊重される環境づくり

(安心して過ごせる学校・教室)

○人権が尊重される人間関係づくり

(互いのよさや可能性を認め合える仲間)

○人権が尊重される学習活動づくり

(一人一人が大切にされ、互いのよさや可能性を発揮できる授業)

生徒指導

人権が尊重される
人間関係づくり

人権が尊重される
学習活動づくり

★人権尊重の
視点に立った
学校づくり

人権が尊重される
環境づくり

学級経営等

教科等指導

◎「人権尊重の視点に立った学校づくり」の図からは、次のような考えが読み取れます。

- ・教職員は、日々、人権尊重の視点に立って授業をし、学級経営をし、生徒指導をしている。
- ・学校の日常的な雰囲気や人間関係も含めて、学校教育全体を人権尊重の視点で見直し、改善していくことができる。

「学校における人権教育の実践＝『日常指導』＋『間接的指導』＋『直接的指導』」

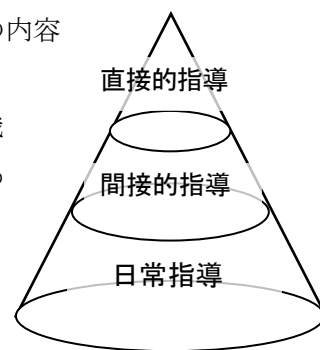
人権教育の実践の位置付けとして、「日常指導」「間接的指導」「直接的指導」が考えられます。

日常指導…児童生徒が学校で過ごす全ての時間において、お互いを大切にする指導を行う。

間接的指導…各教科等において、コミュニケーション能力、科学的・合理的なものの見方・考え方等を指導する。その際、各教科等の内容と人権教育の目標・内容との関連を意識する必要がある。

直接的指導…各教科等において、個別の人権課題等について理解と認識を深め、人間としての生き方を指導する。人権を尊重する社会を築こうとする意欲と態度の育成に留意する。

※ 人権教育の実践では、普遍的な視点からの日常指導、間接的指導に留まらず、個別的な視点からの直接的指導へとつながっていくことが大切になります。



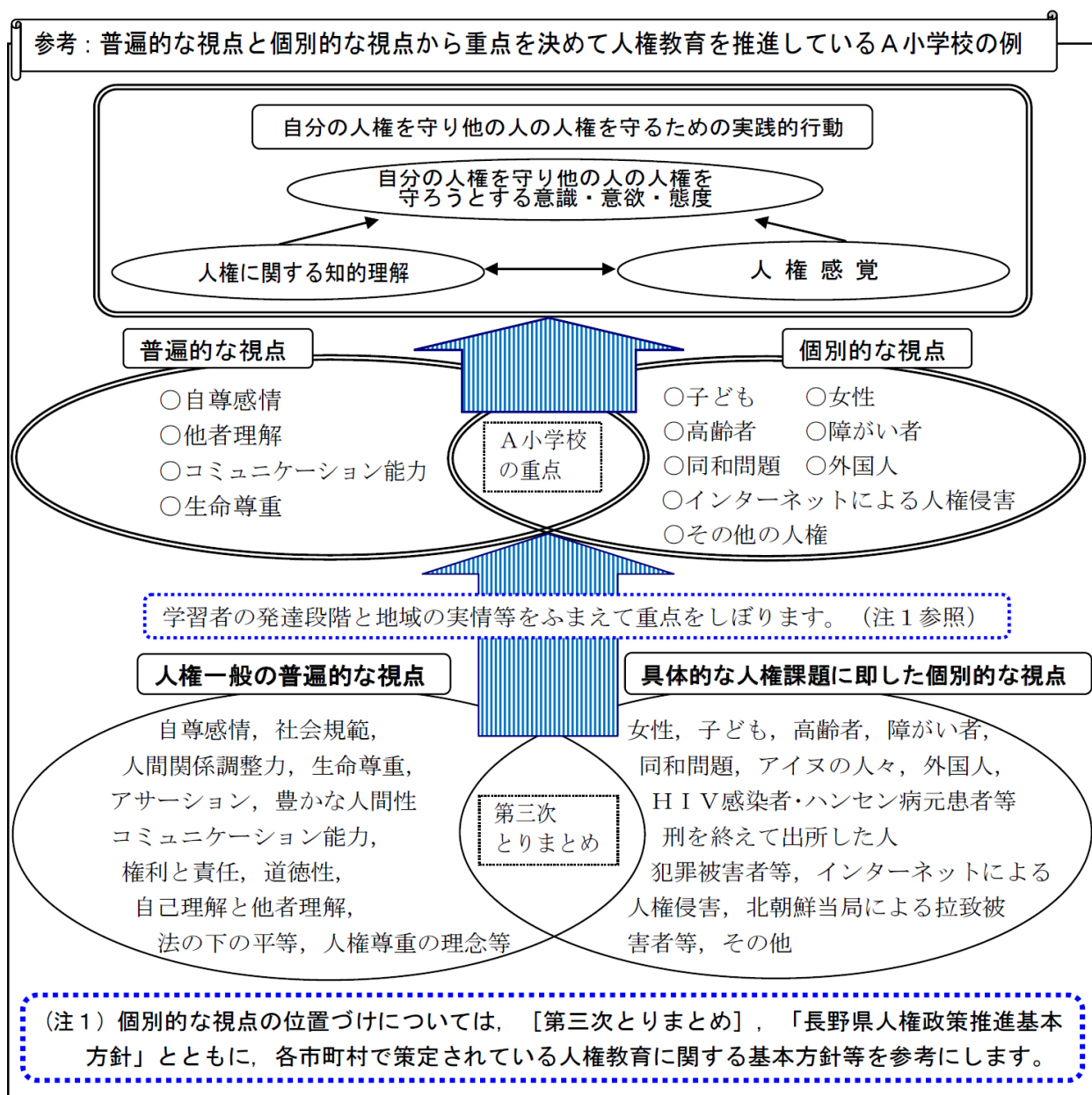
4 学校人権教育の推進

普遍的な視点と個別的な視点からバランスよく推進する

学習者の発達段階と地域社会の実情をふまえて「人権一般の普遍的な視点」と「具体的な人権課題に即した個別的な視点」の両面から人権教育を進めます。

「人権教育・啓発に関する基本計画」には、人権教育・啓発の手法について、「人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる」と記されています。

例えば、学校教育において、普遍的な視点からのアプローチでは、自尊感情、相手の立場になって考える想像力や共感的に理解する力、コミュニケーション能力、人間関係を調整する力などを育てる取組が考えられます。また、個別的な視点からのアプローチでは、様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、児童生徒が主体的に追究できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、人権課題を自分ごととしてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行うことが望ましいと考えられます。



第4節 特別支援教育

1 特別支援教育

一人一人の子どものニーズに応じた「特別支援教育」

【特別支援教育とは】

平成19年4月に、改正学校教育法が施行され、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に適切な教育を行うことが明記され、通常の学級に在籍する発達障がい等、特別な支援を必要とする幼児児童生徒まで含めて、特別支援教育が行われるようになりました。

小学校・中学校・高等学校の通常の学級において、学習や集団生活等の学校生活で“学びにくさ” “つまずき”を抱えた児童生徒を、「困った子」と見るのではなく、「困っている子」として適切な支援を行うものです。

【こんな子はいませんか？（例）】

- 授業中の姿勢が悪かったり、いつも体を動かしたりしている。
- 話したばかりのことをすぐに質問してくる。
- 自分の興味あることを一方的に話す、会話が成立しにくい。
- 運動会や音楽会など特別日課になると、登校を渋る傾向がある。
- 感想文など気持ちを文章に表す場面になると、手が止まってしまう。
- 文字の形が極端に整わない。

こうした児童生徒の困っている姿を、「性格」「努力不足」あるいは「しつけ」のせいにしてしまっていることはないでしょうか。それでは子どもの力は伸びません。どの子どもにも、その子に合った適切な支援があれば伸びていく可能性があります。そう考えて、支援の改善に努めることが基本です。

子どもの支援に悩んだときには、一人で抱え込まず、校内の特別支援教育コーディネーター等に相談してみましょう。

長野県教育委員会では、目指す特別支援教育の基本方向を「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」とします。それは、障がいのある子が、自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる教育であるとともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とつながる力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育む教育です。

【学びの場】

一人一人の実態に応じた適切な学習を進める場として次のような教育の場があります。

- (1) 特別支援学校
視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱及び身体虚弱
- (2) 特別支援学級
知的障がい、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がい
- (3) 通級による指導（通常の学級に在籍したまま一部特別な指導を受ける）
言語障がい、情緒障がい、難聴、弱視、LD、ADHD、自閉症、肢体不自由、病弱及び身体虚弱
- (4) 通常の学級
原則として、一人一人に配慮した支援のもと、通常の学級で学ぶ

2 障がいの理解

子どもの理解が第一歩

【子どもの理解】

「障がい」の有無や種類にかかわらず、目の前にいる児童生徒のありのままの姿を理解することが大切です。苦手なことや不十分なことだけに注目するのではなく、その子の興味・関心や得意なこと、今伸びてきていることなどの「可能性の芽」に注目します。その上で、その子に合った「できる状況」を準備します。

「可能性の芽」

長野県では、障がいのある子どもの指導支援にかかわって「可能性の芽」を大切にしています。

「可能性の芽」とは、「よいところ、得意なところ、伸びてきているところ」などに焦点をあて、「こうすれば・・・できる、このような条件が整えば、こんな育ちが期待できるなど、その子の支援を考える際のヒントをまとめたもので、「個別の指導計画」に明記します。発達検査や日頃の姿を分析し、根拠を明確にしておくことが重要です。なお、ポイントは子どもの主体性に注目することと、子どもの姿を肯定的にとらえることです。

その上で、その児童生徒に合った「できる状況」を整えて、本来の力を発揮できるように支援をしていきます。

「できる状況づくり」

「できる状況」とは、子どもがめいっぱい活動し、首尾よく成し遂げることでできる状況のことです。したがって、「できる状況づくり」とは、「めいっぱい取り組める状況」と「首尾よく成し遂げられる状況」を作ることの意味します。

「首尾よく成し遂げられる状況」にはしばしば、「簡単にできる」という意味とする誤解があります。本質的には「めいっぱい取り組める状況」と一体的に理解していかなければいけません。単に成功体験を与えるというような意味ではなく、その子の生活がやりがいと手応えのあるものになることが大事なのです。簡単にできる活動はおもしろみもありませんので、どこか本気になれず、結局「できない状況」になります。

3 教育課程の編成

実態に即した教育課程を編成し、支援を

【特別支援学校】

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を実施します。ここで言う「準ずる」とは「同じ」であることを意味していますが、在籍する児童生徒の状態を考慮すると、幼・小・中・高の教育課程を適用することが必ずしも適当でない場合があることから、一人一人の児童生徒の実態に応じて特別な教育課程を編成することができます。内容としては、各教科と道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の他に、自立活動があります。自立活動では、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6区分があります。また、各教科等を合わせて指導する場合の形態として「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」等があります。一人一人の支援のためには、「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」を作成する必要があります。

【特別支援学級】

特別支援学級では、小学校・中学校の教育課程が適用されますが、一人一人の実態に応じて特別支援学校の学習指導要領等を参考にして自立活動を含めた特別の教育課程を編成することができます。児童又は生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を知的障がい者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成します。一人一人の支援のためには、「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」を作成する必要があります。

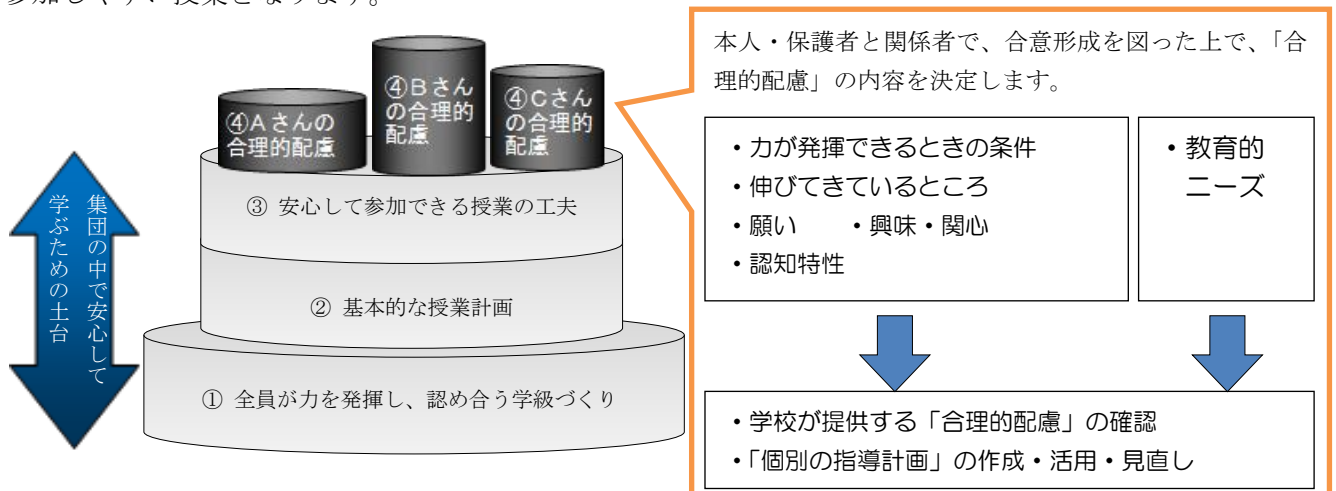
【通級による指導】

通級による指導では、児童又は生徒の障がいに応じた自立活動の指導を、小学校・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて行います。特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行います。その場合、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導ではなく、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導であることを忘れてはいけません。一人一人の支援のためには、「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」を作成する必要があります。

4 授業のユニバーサルデザイン化

全員が楽しく「わかる・できる」授業づくりに取り組みましょう

インクルーシブな教育を実践するためには、一人一人に寄り添い、教育的ニーズに応じた支援を行うだけでなく、学級集団全体への指導が重要です。その第一歩として、全員が楽しく「わかる・できる」授業づくりを目指し、授業のユニバーサルデザイン化に取り組みましょう。授業のユニバーサルデザイン化の基盤は「全員が力を発揮し、認め合う学級づくり」です。そのうえで「授業がもっとよくなる3観点」や「個に応じた支援」を学級全体への支援に生かす視点等を持って「基本的な授業計画」を立て、授業をすすめます。刺激の軽減などの「安心して参加できる授業の工夫」に取り組むことで、だれもが参加しやすい授業となります。



5 発達障がい

「困った子」ではなく「困っている子」

【発達障がい】

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、自閉症スペクトラム障がい等は、認知の特性により、多くの子と同じように活動することに困難さがあります。「困った子」として受け止められやすいために、しかられる対象になりやすく、自己肯定感（セルフエスティーム）が低くなり二次障がいを起こしやすい子どもたちもいます。「困った子」ではなく「困っている子」として受け止め、適切な支援をしていくことが大切です。

また、吃音も発達障がいのひとつです。吃音は話しことばのリズムの障がいであるとともに、感情面や心理面などの心の問題が重要です。訓練して治すものではなく、子どもが話しやすい状況を整え、主体的に話そうとする気持ちを育むことが大切です。また、周囲の人たちが吃音を指摘することなく、「それが〇〇さんにとって自然な話し方」と受け止める環境が必要です。

【校内支援体制】

学校全体で「困っている子」を支援していく必要があります。小・中・高等学校には、支援体制の要として特別支援教育コーディネーターが指名されており、校内教育支援委員会が設置されています。特別支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒の教育的ニーズに応じて校内外の支援・資源を活用し、チームとして支援します。各市町村教育委員会等によっては、配置されている巡回相談員や専門家チームに相談ができます。また、地域の特別支援学校のセンター的機能を活用して相談し、専門的なアドバイスを受けることもできます。

支援の形態としては、通常の学級における担任の個別の支援やTT（ティームティーチング）による支援、特別な場における個別の支援等があります。

6 生涯にわたる支援

Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）を大切に

【個別の指導計画】

個に応じた指導が充実していくために「個別の指導計画」を作成します。これは教育課程を具体化したもので、一人一人の教育課題や支援方法の明確化を図るためのものです。作成することを通して、教師間の共通理解を図ったり、保護者との連携を深めたりすることにもつながります。また、子どもの育ちを基に修正を行い、日々の学習活動に活用していくことが大切です。特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒と通級による指導を受けている児童生徒については作成することが義務付けられています。通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒についても作成を進めています。

【個別の教育支援計画】

福祉、医療、労働等の地域関係機関との連携を深め、一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するために「個別の教育支援計画」を作成します。乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して適切な支援を行うためのものです。個別の指導計画と同様に特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒と、通級による指導を受けている児童生徒について作成が義務付けられています。通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒についても作成を進めています。保護者と合意形成ができた合理的配慮については、ここに明記するとよいでしょう。

【就学判断・教育相談】

一人一人の教育的ニーズを把握して、適切な支援を行えるように、市町村は障がいのある子どもについて、乳幼児期から伴走者として、保護者と継続した教育相談を行います。そのために市町村教育委員会には、医師、教員、児童福祉施設職員等の専門家からなる「教育支援委員会」が設置されています。

【キャリア教育】

一人一人の社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促す教育の充実を図ることが必要です。学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていきます。ワークキャリアだけでなく、ライフキャリアの視点を大切に、小学部段階から計画的段階的に指導を行います。

【生涯学習】

障がいのある児童生徒が、卒業後、生涯を通して主体的に学んだり、スポーツや文化に親しんだりして、自らの人生をよりよくしていく態度の育成を目指します。

7 その他

【交流及び共同学習】

障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒とが、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む学習を、計画的組織的にを行います。障がいのある児童生徒には、人間関係の広がりや社会性の伸長、学習経験・生活経験や物の見方・考え方が広がったり深まったりすることなどが期待できます。また、通常の学級の児童生徒にとっても多くの共通点を見い出したり、障がい等の理解を深めたりすることなどが期待できます。

【副学籍】

文部科学省は、居住地校に副次的な学籍を置くことについては、「居住地域との結びつきを強め、居住地校との交流及び共同学習を推進する上で意義がある」としています。長野県内では、平成 17 年に駒ヶ根市が導入して以来、年々導入している市町村が増えています。（令和 4 年度 69 市町村）

【訪問教育・院内学級】

療養中の児童生徒及び障がいのため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を家庭に派遣して教育を行う「訪問教育」や、病院内に学級を設置する「院内学級」（病弱及び身体虚弱特別支援学級）があります。

【医療的ケア児】

人工呼吸器による呼吸管理や、経管栄養、たんの吸引、導尿など、医療的ケアを日常的に必要とする子どもたちのことを「医療的ケア児」といいます。小・中学校においても医療的ケア児が増加しています。

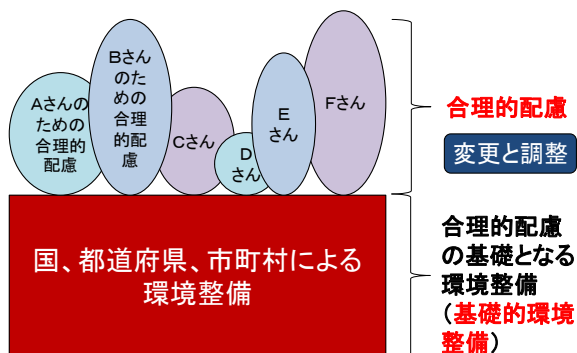
「障害者差別解消法」（平成 28 年 4 月施行、令和 3 年 5 月改正）

障害者差別解消法は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的として制定されました。

障害者差別解消法で学校において法的義務とされている「合理的配慮の不提供の禁止」の「合理的配慮」とは、「障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの」です。また、合理的配慮を行うためのベースとなる環境整備のことを、「基礎的環境整備」としています。

学校教育における「合理的配慮」は、特別な配慮がないと他の子どもたちと同じように学ぶことが難しい子どもが、特別な配慮を必要としない子どもたちと同じスタートラインに着くためのものです。その子がどんな困難さを感じているかを把握し、その子に合った合理的配慮が提供できるよう、保護者や支援者で話し合います。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係



～具体例～

国立特別支援教育総合研究所

インクルーシブ教育システム構築支援データベース

※「インクル DB」で検索 <http://inclusive.nise.go.jp>

8 参考資料

【キーワード説明】

日常生活の指導	児童生徒の日常生活を充足し、高めることを意図して、日常生活の流れに沿って、実際の学校生活で支援するものです。児童生徒が主体的に動き出せる環境を設定することが大切です。
遊びの指導	遊びを学習の中心に据えて、身体活動を活発にして仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育てていくものです。自ら遊ぶことが難しい児童には、遊びに誘って遊びの楽しさを味わうことができるようにしたり、遊びたくなるような環境の設定や工夫をしたりすることが大切です。
生活単元学習	各教科等を合わせた指導の代表的な形態で、知的障がいのある児童生徒の特性に適合した指導の形態です。社会生活への適応性を養うための一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を、実際の、総合的に学習でき、児童生徒自身が主体的に楽しみながら活動する中で力が獲得されていきます。
作業学習	作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習しようとするものです。
可能性の芽	その子の「よいところ、得意なところ、伸びてきているところ」等に焦点をあて、「こうすれば…できる、このような条件が整えば、こんな育ちが期待できる」など、その子の支援を考える際のヒントをまとめたものです。
教育課題	「可能性の芽」とのつながりを意識し、およそ一年後の目指すべき具体的な姿を2つぐらいにしぼってまとめたものです。本人、保護者、教師の願いを総合し、卒業後の姿を見通して設定することが大切です。
できる状況づくり	「できる状況」とは、子どもが、めいっぱい活動し、首尾よく成し遂げることのできる状況のことです。したがって、「できる状況づくり」とは、「めいっぱい取り組める状況」と「首尾よく成し遂げられる状況」をつくることを意味します。
自己肯定感（セルフエスティーム）	「自分に対するイメージについて自分の価値を評価し、自分を大切にしようと思う気持ち」「自分を肯定的に認め、自分に自信をもち、自分に確かな力があることを誇れる気持ち」のことです。失敗やつまずきを繰り返すと「どうせ私なんかだめだ」という気持ちになり自己肯定感が低下します。精一杯の活動を通して「できた」「成功した」と満足したり、周囲から「認められる」「褒められる」ことを積み重ねたりすると、自己肯定感は高まります。
特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校は、教育相談、研修会の実施、巡回訪問、教材の貸し出しなど地域の小中学校等における特別支援教育のセンター的な役割を果たします。子どもの支援について悩んだときはセンター的機能を活用して教育相談担当教員や特別支援教育コーディネーターに相談してみましょう。

【参考となる文献】

- ・特別支援教育教育課程学習指導手引書 「共通・連携編」
- ・特別支援教育教育課程学習指導手引書 「特別支援学校編」
- ・特別支援教育教育課程学習指導手引書 「小学校・中学校編」
- ・特別支援学級ガイドライン
- ・特別支援教育コーディネーターハンドブック
- ・発達障害児等を支える指導・支援事例集
- ・教育支援ハンドブック
- ・通級による指導ハンドブック
- ・合理的配慮実践事例集
- ・特別支援教育 学習指導要領サポートブック※1
- ・「適切な学びの場」ガイドライン

以上の文献のダウンロード先

○長野県教育委員会ホームページから特別支援のページへ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/tokubetsushien/index.html>

※1については、ホームページに掲載していません。冊子を活用してください。

長野県教育委員会発行
 長野県教育委員会発行
 長野県教育委員会発行
 長野県教育委員会発行
 長野県教育委員会発行
 長野県教育委員会発行
 長野県教育委員会発行
 長野県教育委員会発行
 長野県教育委員会発行
 長野県教育委員会発行

- ・特別支援学校 教育要領・学習指導要領 文部科学省発行
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部） 文部科学省発行
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部） 文部科学省発行
- ・特別支援学校 高等部学習指導要領 文部科学省発行
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（高等部） 文部科学省発行
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領 視覚障害者専門教科編（高等部） 文部科学省発行
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領 聴覚障害者専門教科編（高等部） 文部科学省発行
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領 知的障害者教科編（上・下）（高等部） 文部科学省発行
- ・初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド 文部科学省発行

以上の文献のダウンロード先

○文部科学省ホームページから特別支援のページへ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm

第5節 健康教育（学校保健、学校安全、学校給食及び食育）

（参考）文部科学省「保健主事のための実務ハンドブック」（平成22年3月発行）

同 「「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き」（平成31年3月発行）

同 「「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き」（令和2年3月発行）

生涯を通じて健康、安全で活力ある生活を送るための基礎を培う健康教育

学校における健康教育は、「学校保健」「学校安全」及び「食に関する指導（学校給食を含む）」の3領域を包括したものであり、それらが相互に関連し、管理と一体になって進められるものです。小学校・中学校学習指導要領総則第1の2の(3)『健やかな体』の項で、体力の向上と合わせてその基本方針が示されています。中教審答申では「健康・安全・食に関する力」についての資質・能力を継日の3つの柱に整理しています。

〈知識及び技能〉	〈思考力、判断力、表現力等〉	〈学びに向かう力、人間性等〉
様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること	自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること	健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること

1 学校保健

中教審答申 平成28年12月

学校における保健教育と保健管理一体的、組織的に行い、健康課題解決に必要な資質・能力及び態度を育てる

(1) 保健教育

【学校における保健教育の意義】

① 生きる力を育む保健教育

社会の変化はますます加速しており、予測が困難な時代になっている。成熟社会を迎えた我が国において、持続可能で質的な豊かさをもった新たな価値観の創出も求められています。

このような時代にあって、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について（平成28年12月）」（以下、「中教審答申」という。）では学校教育が長年その育成を目指してきた、変化の激しいこれからの社会を生きていくために必要な資質・能力の総称である「生きる力」を育成することの意義を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるように教育課程を改善することが示されました。

② 子どもたちの現代的な健康課題の解決を図る保健教育

今日、子どもを取り巻く状況は、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などにより社会環境や生活環境が急激に変化しています。こうした変化は、子どもたちの心身の健康状態や健康に関わる行動に大きく影響を与えています。特に、近年では、情報化の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子どもたちが健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっています。

さらに、東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い子どもを取り巻く安全に関する環境も変化していることを踏まえ、子どもたちが起こりうる危険を理解し、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むことも課題となっています。

これらの多様で喫緊の健康課題を解決するには、学校、家庭、地域が連携し、多面的な対策に取り組んでいくことが不可欠です。近年、我が国の子どものむし歯の罹患率や、成人の喫煙率は減少傾向

を示しています。これらの改善には、社会全体での積極的な対策の取組とともに、学校での着実な保健教育が大きく寄与しています。

このように保健教育の果たす役割は、今後一層期待されています。

③ 保健教育の目標と位置づけ

(ア) 心身ともに健康な国民の育成

心身ともに健康な国民の育成は、教育の基本的な目標であり、教育基本法においても第1条（教育の目的）に明示されており、その意義は大きいです。保健教育は、心身ともに健康な国民を育成する上で極めて重要であり、小学校における保健教育がその基礎を築き、さらに発達段階に応じた中学校及び高等学校の保健教育を積み重ねていくことが必要です。

(イ) 保健教育の目標

学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることをねらいとしています。特に、健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切であることが示されています。こうした指導については、中学校や高等学校学習指導要領総則にも示されています。

その趣旨に基づき、小学校、中学校、高等学校を通じて、学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことです。

(ウ) 保健教育の位置付け

保健教育は、子どもたちの発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要があります。

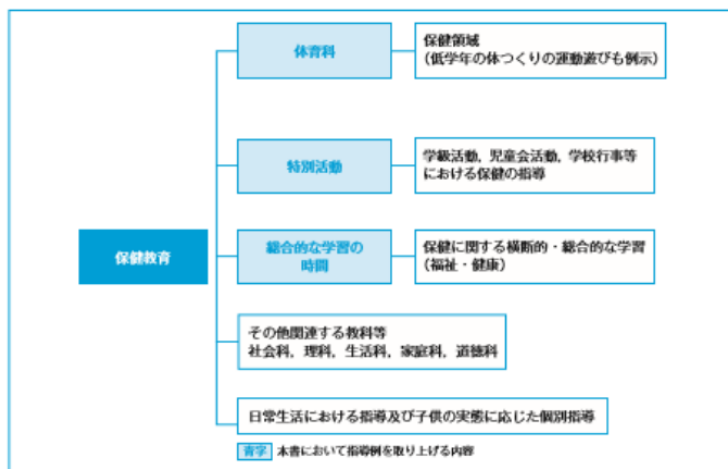
また、新しい学習指導要領では、各学校が学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据ながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントを行うことが示されており、保健教育についても、組織的かつ計画的な推進が必要です。

【保健教育の推進とカリキュラム・マネジメント】

① 各教科等の特質を生かして横断的な視点で組み立てていく

学校教育においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと、いわゆる、カリキュラム・マネジメントに努めることが求められています。こうしたことを踏まえて、保健教育におい

ても、体育科保健領域、特別活動、総合的な学習の時間など関連する教科等がそれぞれの特質に応じて行われた上で、相互に関連させて指導していく必要がある。その際、児童の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、個々の児童が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングといった個別指導を関連させて、児童の発達を支援することも重要です。（図1-1）



（図1-1）

(ア) 体育科保健領域

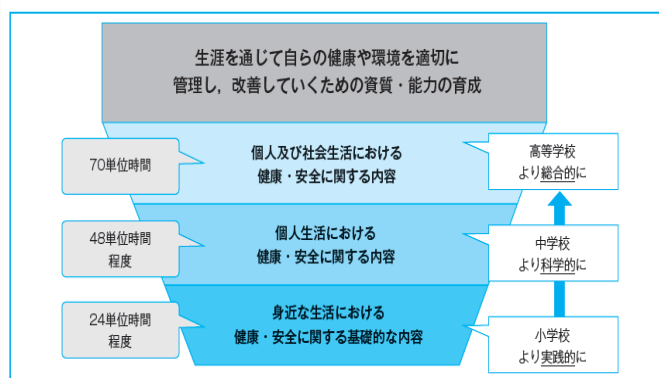
小学校体育科保健領域、中学校保健体育科保健分野、高等学校保健体育科「科目保健」の学習は、生涯を通じて自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を育成することを目標として学習内容が体系的に位置付けられています。(図1-2)

《体育科の目標》

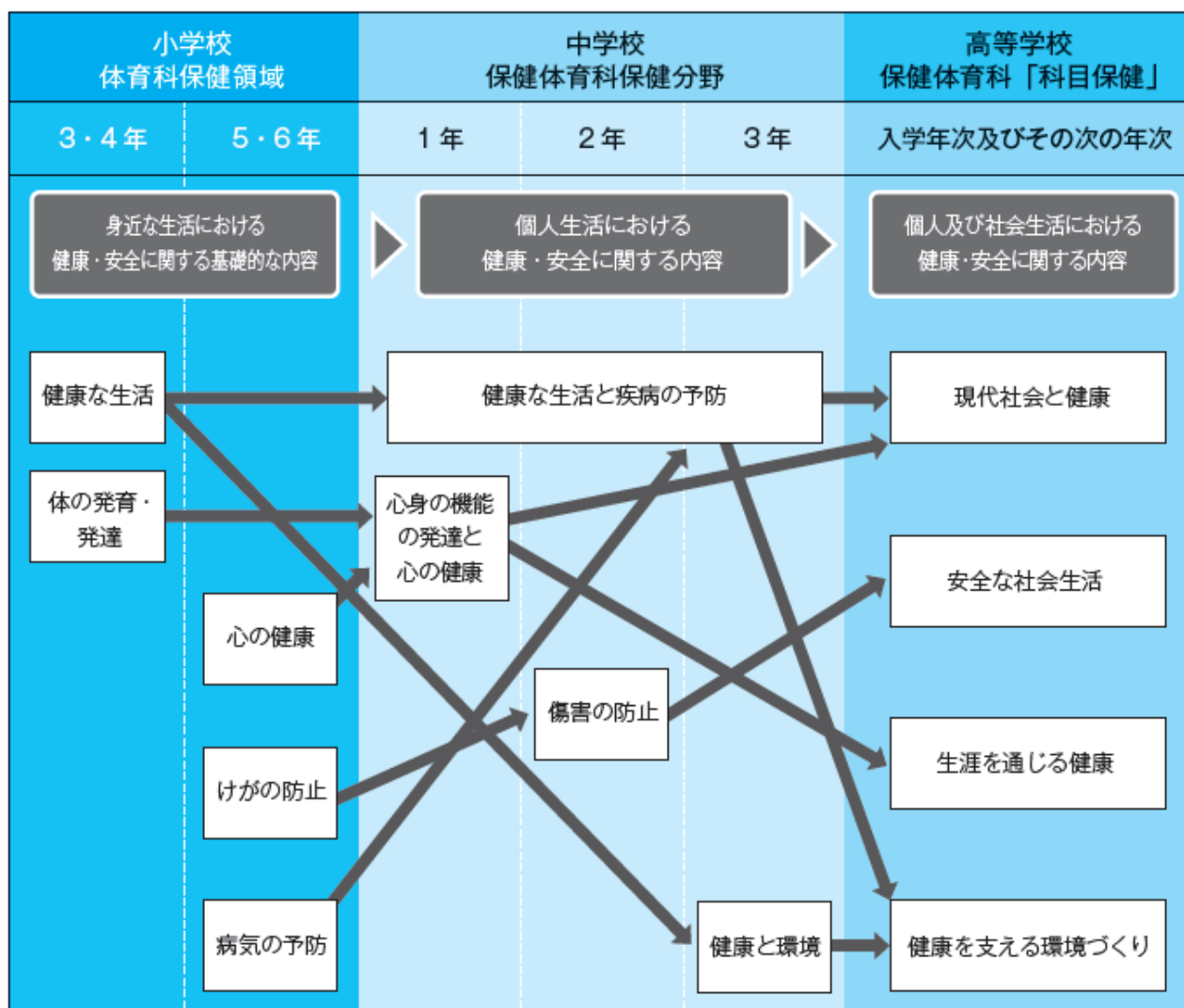
体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程

を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(図1-3)

- その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。



(図1-2)



(図1-3)

(イ) 特別活動

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

《特別活動の目標》

- a 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- b 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- c 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

《学級活動の目標》

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

(ウ) 総合的な学習の時間

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

《総合的な学習の時間の目標》

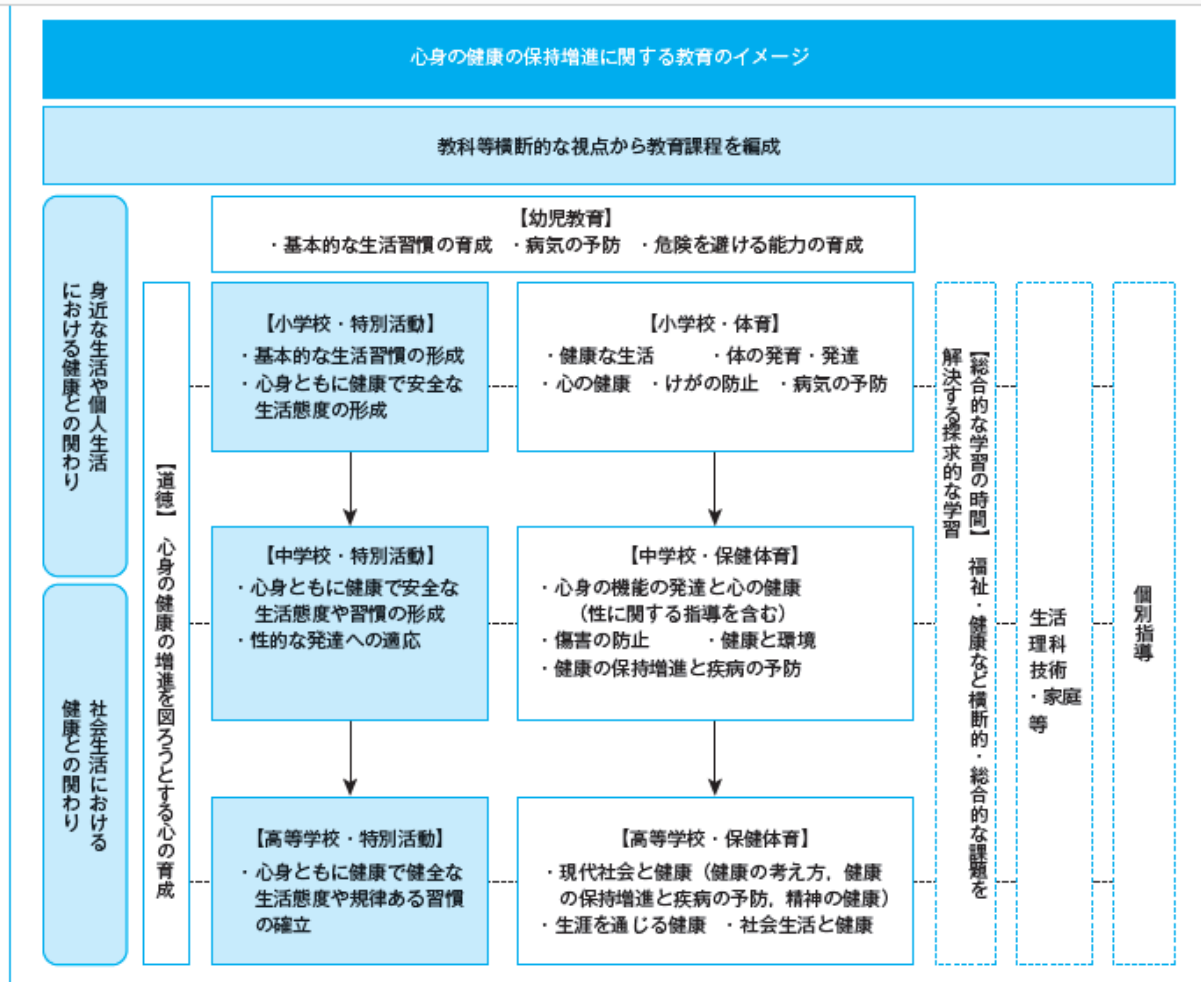
- a 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- b 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- c 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

② 学校の全体計画や各種データ等を踏まえて教育課程の評価や改善を図る

保健教育を実施するにあたっては、学校保健計画など、各分野における学校の全体計画等との関連付けを十分に行うことが大切です。例えば、学校保健計画に関しては、学校保健安全法第5条に基づき、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならないことに留意する必要があります。こうした関連付けを行うことによって、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、より効果的な指導を実現することが重要です。さらに、保健教育においては、健康に関する各種調査結果やデータ等を活用して、児童や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から保健教育の目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが必要です。なお、こうした教育課程の評価や改善は、各学校が行う学校評価と関連付けながら実施することが望ましいとされています。

【保健教育を効果的に進めるために】

子どもの発達の段階に応じて保健教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を体育科保健領域の学習を中心に教科等横断的な視点で組み立てていくことが大切です。教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画など学校の全体計画等と関連付けながら、より効果的な指導が行われるように留意することが示されています。このようなことから、保健教育に関わる各教科等の年間指導計画と学校保健計画との関連を十分図りながら、カリキュラム・マネジメントの充実を図ることが大切です。(図1-4)



(図1-4)

【教育課程の実施に必要な人的な体制等を整えて教育効果を高める】

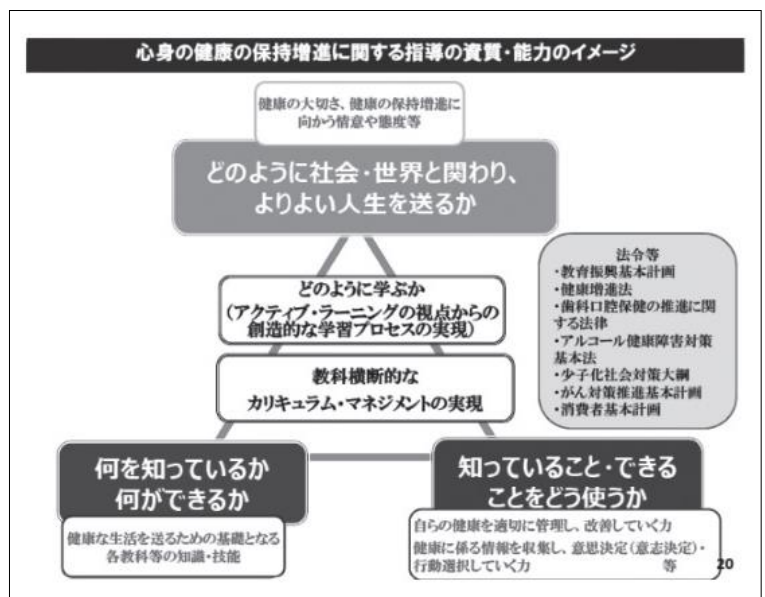
① 教育課程の編成及び実施における教職員の共通理解

教科等横断的な個々の教職員の取組だけでは効果的とは言えず、教職員がそれぞれの役割に基づいて、組織的かつ計画的に行うことが重要です。そのためには、学校の保健教育の基本方針をはじめ、学校保健計画との関連、各教科等の内容とその関連、指導方法等について、すべての教職員の共通理解を図ることが大切です。

② 教科等横断的視点に立った各教科等の関連を図った指導

社会で生きて働く知識や力を育むために、子どもたちが「何を学ぶか」という学習内容の在り方に加えて、「どのように学ぶか」という学びの過程に着目してその質を高めることにより、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにしていくことが重要です。保健教育においても、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が必要です。（図1-5）

各教科等の目標を正しく理解していないと、各教科等の関連を図った指導において、目標が達成



(図1-5)

できません。例えば、体育科保健領域と特別活動の学級活動の目標の違いを明確に理解していないと、同じ扱いの指導に陥りがちです。このため、各教科等の目標を踏まえ、各単元（題材）における目標を明確にして、達成することにより、生涯にわたって健康で安全な生活を実践する力を確実に育成していくことが重要です。

③ 家庭及び地域の関係機関等との連携

子どもの健康状況や家庭の実態は多様であり、個別の事情を考慮する必要がありますが、子供が健康的な生活行動を実践するためには、家庭に対して粘り強く働きかけをしていくことが大切です。その際には、指導内容について保護者の理解を得る配慮や家庭の個人情報、プライバシー等の問題に十分留意して行うことが重要です。

また、学校における保健教育は、家庭や地域の実態に即して進めることが重要であり、それぞれの地域の素材を生かしながら、発達の段階に応じて教材化していく必要があります。さらに、保健所や市町村保健センター等が行う保健事業と連携を図ることによって、学校で行う保健教育を充実させていくこともできます。

④ 保健指導と健康教育

健康診断や子どもの生活実態により実施する保健指導と学習指導要領に基づいて行う健康教育の違いを明確にしていくことが必要になります。

個別の保健指導は学校保健安全法で定められ自主的・実践的な態度の育成を図ることが目的となっています。特別活動等における保健指導は学習指導要領で位置付けられ、授業等で行われ、各学習指導要領のねらいに沿って実施されるものとなっています。

(図1-6)

特別活動における健康教育・保健指導のポイント

< 個別の保健指導と特別活動における保健指導の目的・内容等の概略 >

	保 健 指 導	
	個別の保健指導	特別活動における保健指導
方法	個別(小グループ含む)	授業等(学級活動等)
位置付け	学校保健安全法	学習指導要領
目的	個々の児童生徒の心身の健康問題の解決に向けて、自分の健康問題に気づき理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的、実践的な態度の育成を図る。	特別活動の各学習指導要領のねらいに沿って実施
内容	日常生活における個々の児童生徒の心身の健康問題	現在及び将来において生徒が当面する諸課題に対応する健康に関する内容

(2) 保健管理

(図1-6)

学校における教育活動の円滑な実施と成果の確保に資することを目指す保健管理は、教育活動の推進に必要不可欠なものといえます。学校保健安全法には、第1条に「この法律は、学校における児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関して必要な事項を定める」とあり、学校の管理運営等、健康相談等、健康診断、感染症の予防など保健管理の規定が定められています。

【健康観察】

学校保健安全法第9条には、「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする」と示されています。

保健指導の前提となる日常的な健康観察は、児童生徒等の心身の状況の把握を目的に行われますが、学級経営とのかかわりが深く、児童生徒の理解につながり、虐待・いじめ・不登校傾向などの心身の健康上の問題を早期発見することにも役立ちます。さらに、健康観察を充実することにより、児童生徒が自分の心身の健康に関心を持ち、健康づくりに主体的に取り組むようになるなど教育的側面からも重要な意義があります。

【健康相談】

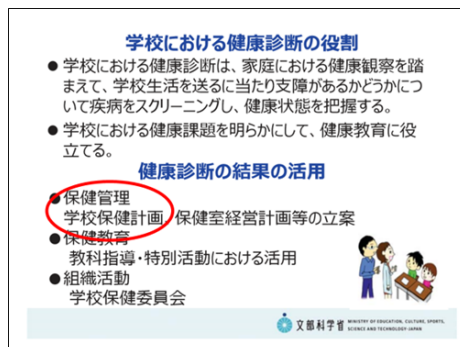
学校保健安全法第8条には、「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする」と示されています。保健指導の前提として行われる健康相談は、児童生徒等の多様な健

健康課題に対し組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められます。また、健康診断終了後の事後措置として健康相談が行われますが、健康診断は集団を対象として行うスクリーニングであると同時に、ある時点での横断的な健康状態の評価であるため、年度途中で異常が発生したり疾病があったりした者に対して健康相談を行えるよう配慮することが必要です。

【健康診断】

健康診断は、医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握し、評価を行うとともに、発育・発達や疾病異常に関して健康づくりの課題を明確にするなど重要な意義があります。健康診断は、大別すると児童生徒の健康診断、教職員の健康診断、就学時の健康診断になります。

学校行事として学校保健安全法第13条に示されている児童生徒の健康診断を行う場合には、一定の時期に集中的、総合的に行うようにし、その運営についても学校を挙げて組織的に行うことによって、その教育的効果を高めるよう配慮することが大切です。また、健康診断の結果は、子どもが抱える健康課題として、学校保健計画や保健室経営計画の立案の根拠としたり、健康教育や組織活動の基本資料とします。



【感染症の予防】

集団生活の場である学校は、感染症の媒介の場となりやすく、いったん発生したときは感染が早く、まん延しやすいため特に注意が必要です。そのため、児童生徒の疾病異常の早期発見・事後措置などの保健管理活動と発生防止保健教育の活動を組織的に推進することが求められます。

また、問題が生じた場合は、実態の把握をするとともに、校長、関係教職員などと連絡を密にとり、必要に応じて対策委員会や、臨時学校保健委員会を開催するなど、予防措置の企画や関係機関への連絡・調整に当たることが大切です。

【救急処置】

救急処置は、学校における保健管理活動の中で重要な仕事であり、全教職員が役割を分担して行う活動です。問題が発生した場合に、負傷者の生命の安全を考え、速やかに対応することができるように、救急処置における校内体制が整備されているか確認し、いざというときに、それが機能するようにしておくことが重要です。

【学校環境衛生】

児童生徒の健康を保持増進し、学習能率を高め、心豊かな学校生活を送ることができるようにするためには、健康的で快適な学習環境をつくり上げることが大切であり、そのための学校環境衛生の活動は学校経営においても重要な役割を担っているといえます。

学校環境の衛生管理については「学校環境衛生基準」に基づき行われる環境衛生検査と日常における環境衛生があります。環境衛生検査は、毎年度時期を定めて学校環境の実態を把握し、必要があれば事後措置を講じる定期の環境衛生検査と、必要があるときに行われる臨時の環境衛生検査があります。日常における環境衛生は、環境衛生の維持又は改善を図るために行う日常的な点検を指します。

(3) 組織活動の推進

学校保健活動が円滑に進められ、成果を上げるためには、教職員が役割を分担して活動を組織的に推進することができるような協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関と連携するための学校保健に関する組織活動の充実が大切です。学校保健に関する組織活動には、学校内における組織活動、学校保健に必要な校内研修、家庭や地域社会との連携、学校保健委員会などが考えられます。

【学校内における組織活動】

組織活動とは、全教職員が学校保健に関する共通理解にたち、それぞれの責任を明確にし、互いに連携を保ちながら、チームとして協力して行う活動です。学校運営組織としては、保健部、保健安全部、健康教育部といった「部」として位置付けることが多く、生徒指導部、特別活動部、教育相談部などの関連する組織と綿密に連携を図るとともに、それぞれが受けもつ役割を明確化することにより、組織的な活動として機能を発揮することが期待できます。

また、児童生徒一人一人に働きかける学級担任に対して、学級経営案に児童生徒の健康に対する取組、保健指導の重点、学校環境の整備などに関する事柄が位置付けられるよう働きかけるなど、協力体制を確立することが大切です。

【校内研修】

各教職員が学校保健活動に対する認識を高めるとともに、健康に関する知識を深めたり、保健指導の向上を図ったりする研修は、健康課題の解決につながります。具体的には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所等の専門家の講話、救急処置等の実習や学校保健に関するマネジメントの演習、事例研究、保健指導の授業研究等が考えられます。

【家庭や地域社会との連携】

児童生徒が生涯を通じた健康づくりを推進していくためには、家庭との連携を図ることが重要です。そのためには、学校でなすべきことを明確化し、その内容を家庭に伝え、理解を求めることによって、家庭との適切な役割分担に基づく学校保健活動を行っていくことが大切です。家庭の実態を考慮し、保護者の意見を的確に把握しながら、日ごろから家庭に対する啓発活動を行うなど、家庭との信頼の構築に努めておきましょう。PTAは学校と家庭との連携を図る上で重要な組織であることから、PTAに働きかけ、協力を得ることも大切です。

また、児童生徒の現代的な健康課題に適切に対応するためには、学校や家庭を中心に、学校の設置者である地方公共団体等や地域の関係機関を含めた地域レベルの連携が必要です。

【学校保健委員会の開催】

学校保健委員会は、学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する組織です。したがって、様々な健康問題に対処するため、家庭、地域等の教育力を充実する観点から、学校と家庭、地域を結ぶ組織として学校保健委員会を機能させることが大切です。

2 学校安全

安全な環境の確保と自他の安全と社会の安全に貢献できる資質・能力を育てる

(参考) 文部科学省「「生きる力」を育む学校での安全教育」(平成31年3月改訂)

同 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成30年2月)

同 「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」(令和3年6月)

【学校安全の意義】

学校においては、幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という)の安全を確保するだけでなく、児童生徒等が生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることが重要です。

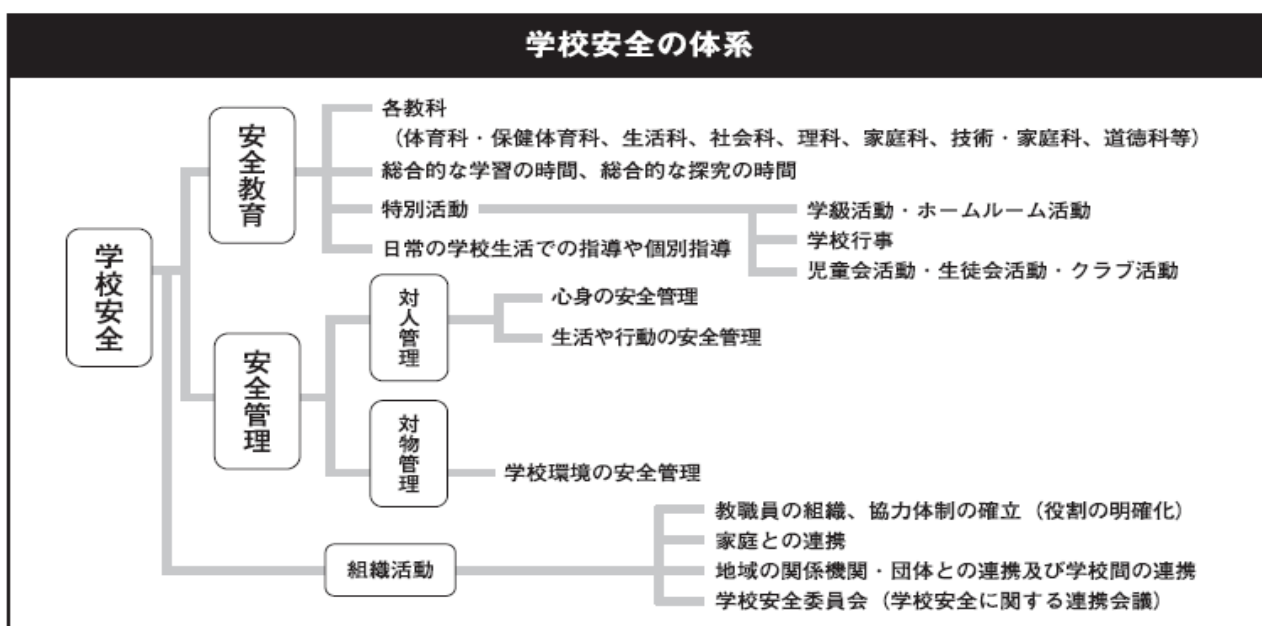
全ての学校では、以下の目標に向かって、刻々と変化する自然状況や社会状況に対応し、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達の段階や学校段階、地域特性に応じた取組を継続的着実に推進する必要があります。

目標① 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指します。

目標② 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを旨とするとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを旨とします。

【学校安全の考え方】

- ・学校安全のねらいは、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることです。
- ・学校安全の領域は、「生活安全」「交通安全」「災害安全」などですが、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などにも柔軟に対応し、学校保健や生徒指導など様々な関連領域と連携して取り組むことが重要です。
- ・学校安全の活動は、安全教育、安全管理から構成されており、相互に関連付けて組織的に行うことが必要です。(図1)
- ・学校における安全教育は、主に学習指導要領を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて実施します。
- ・学校における安全管理・組織活動は、主に学校保健安全法に基づいて実施します。
- ・学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策は、5年ごとに策定する学校安全の推進に関する計画に定められています。



(図1)

【学校安全計画】

学校安全計画は、学校保健安全法第 27 条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられているものであり、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画です。

＜策定・策定後における留意点＞

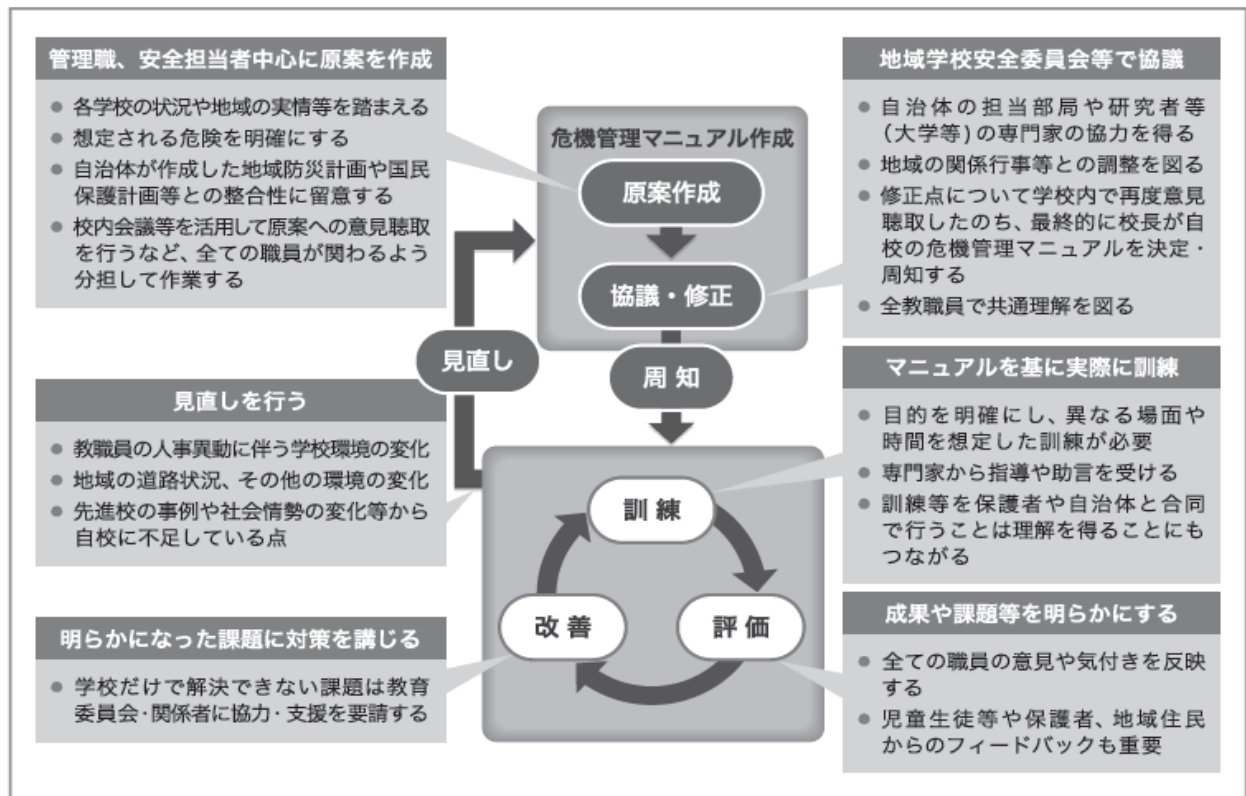
- ・学校安全計画には、少なくとも、①学校の施設及び設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、③職員の研修に関する事項を盛り込むことが必要です。（学校保健安全法第 27 条）
- ・学校安全計画を策定する際には、全ての教職員、保護者や関係機関・関係団体等の参画や周知が重要です。
- ・策定後も、全国各地において発生する様々な事故等・自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、学校安全計画を毎年見直し P D C A サイクルを回す必要があります。

【危機管理マニュアル】

学校保健安全法第 29 条において、学校は危機管理マニュアルを作成するものとされています。危機管理マニュアルは、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものです。

＜作成・作成後の留意点＞

- ・危機管理マニュアルを作成する際には、各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して、児童生徒等の生命や身体を守る方策について検討します。併せて、全ての教職員、保護者や関係機関・関係団体等の参画や周知が重要です。
- ・作成後も、全国各地において発生する様々な事故等・自校を取り巻く安全上の課題やその対策について、訓練、評価、改善を繰り返し行っていく必要があります。（図 2）



（図 2）

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」文部科学省 平成30年2月

(1) 安全教育

【安全教育の目標】

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指します。

- ・様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現します。そのために必要な知識や技能を身に付けていること。
(知識・技能)
- ・自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていくこと。
(思考力・判断力・表現力等)
- ・安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。
(学びに向かう力・人間性等)

各学校においては、これを踏まえ、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要です。その中で、日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの安全教育を推進することが重要です。

【安全教育の進め方】

- ・安全教育は、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう、学校教育活動全体を通じて計画的な指導が重要であり、そのためには、学校安全計画に適切かつ確実に位置付けるなど、全教職員が理解しておくことが必要です。
- ・安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、ロールプレイング等、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について自ら考え、主体的な行動につながるような工夫が必要です。
- ・安全教育と安全管理は、密接に関連させて進めていく必要があります。内容としては、次のような例が考えられます。

- ア. 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表していることから、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。
- イ. 継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。
- ウ. 日常の指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質・能力を培うことができる。

【安全教育の評価】

- ・カリキュラム・マネジメントの一環として、安全教育において児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくことが求められています。
- ・安全教育を評価するための方法には様々な手法が考えられるが、評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、評価を進めていくことが必要です。また、児童生徒等だけでなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重です。

【安全教育の各領域の内容】

a 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにします。

- ① 学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 通学路の危険と安全な登下校の仕方
- ③ 事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当
- ④ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- ⑤ スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方
- ⑥ 消防署や警察署など関係機関の働き

b 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車(自動二輪車及び原動機付自転車)等の利用ができるようにします。

- ① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 交通機関利用時の安全な行動
- ④ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- ⑤ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- ⑥ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ⑦ 交通法規の正しい理解と遵守
- ⑧ 自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解
- ⑨ 幼児、高齢者、障がいのある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮
- ⑩ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力
- ⑪ 車の自動運転化に伴う課題(運転者の責任)、運転中のスマートフォン使用の危険等の理解と安全な行動の仕方
- ⑫ 消防署や警察署など関係機関の働き

c 災害安全に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにします。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水(雪)害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難場所の役割についての理解
- ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑨ 災害時における心のケア
- ⑩ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ⑫ 消防署など関係機関の働き

【教育課程における安全教育】

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要です。具体的には、各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められます。

(2) 安全管理

【学校における安全管理】

学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることです。

安全管理には、全ての学校種や児童生徒等に共通して行われる点も少なくないが、立地を含む学校環境や児童生徒等の状況などは大きく異なる点もあるため、それぞれの学校の実情に応じた管理も不可欠です。例えば、学校環境については、学校種や教育活動の重点等による施設や設備の違いが挙げられます。児童生徒等の特性としては、年齢や個人により、心身の発育・発達の状態、行動、障害の種類や程度などが異なることが挙げられます。同じ環境であっても、その危険性は個人によって同一でないことに十分留意することが必要です。

また、安全教育又は安全管理どちらか一方のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と安全管理が一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるものです。

安全管理における環境整備等は、児童生徒等がより安全な行動を意思決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながります。さらに、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員ができる限り、児童生徒等や保護者、地域、関係機関等が安全管理に適宜参加することにより、教職員以外の立場ならではの視点や協力により安全管理の取組が充実した面もあります。

このため、学校安全計画で一体的に安全教育と安全管理を年間の計画に基づいて計画的に実施することが重要です。

【事故等の未然防止のための安全管理】

① 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられます。学校環境の安全を保つためには、学校とその設置者が協力して校舎等内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければなりません。安全点検の対象や内容は多岐にわたります。また、安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものです。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見逃される可能性があります。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法について法的に定められています。学校保健安全法施行規則（以下「規則」という）に基づく安全点検は、定期的、臨時的、日常的に行うこととされています。

② 学校生活の安全管理

対象や項目の設定では、学校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある対象や項目の例を本資料別表に示しますが、これらに限定することなく、追加・変更等を行うことが求められます。このとき、学校単独では対応できない部分も多いため、教育委員会と十分に連携しながら対応する必要があります。

③ 不審者侵入防止の観点からの安全管理

学校への不審者侵入防止の観点から、①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じる必要があります。このため、校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討します。併せて、学校への来訪者の案内・指示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声掛けや名札等による識別、教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施します。

また、学校施設の開放時は、開放部分と非開放部分とを明確な区分及び不審者等の侵入防止策（進入禁止場所の明示や施錠等）を徹底します。

④ 不審者侵入防止に関する安全管理

学校において児童生徒等の生命や安全を守るとは、すべての教育活動においての基礎となり、また、その前提となります。このため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要があります。具体的には、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における侵入のおそれのある不審者等の情報する場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、実施する必要があります。

⑤ 通学の安全管理

児童生徒等の通学時の安全を確保するためには、教育委員会・学校・保護者や警察等の関係機関、自治体、地域の関係団体等との連携を図り、取り組むことが重要です。

通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保します。一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するもので、学校保健安全法第 27 条に規定しています。学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第 30 条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努めることが求められています。

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学の手段に対応した安全管理が主な対象となります。安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策などを行うことが必要です。特に、中学校や高等学校、特別支援学校における生徒の通学手段は、多岐にわたることから、それぞれの交通手段の特性を考慮した安全管理が求められます。また、通学の安全管理については、交通安全の観点だけでなく、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点や災害発生時の災害安全の観点からも対策が必要です。

【事故等の発生に備えた安全管理】

学校の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要です。そのため、組織として機動的に対応できる体制を整えておくとともに、傷病者を発見した場合には、臆せず躊躇せず迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切です。（「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照）

さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故等発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要です。

① 校内で事故等発生した場合の留意点

校内で事故等が発生した場合には、原則として、その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、必要に応じて救急車等を手配します。また、直ちに養護教諭や他の教職員の応援を求めます。役割を分担して、周囲の状況を整え、児童生徒等の動揺を抑えます。また、保護者、学校医、教育委員会等へ連絡します。事後措置としては、引き続き保護者等との連絡・対応を行うとともに、教職員間の共通の理解、児童生徒等への指導、さらには、状況に応じて、PTA、警察、報道機関等への対応を行います。また、侵入者による校内外における犯罪発生の際には、児童生徒等の生命や身体的安全確保を最優先し、通報や応急手当などを併せて実施します。

<被害児童生徒等の保護者への連絡の留意点>

- ・被害児童生徒等の保護者に対し、事故等の発生（第 1 報）を可能な限り早く連絡します。その際、事故等の概況、けがの程度など最低限必要とすると情報を整理した上で連絡します。
- ・被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第 2 報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努めます。

※ 緊急の際の連絡方法を複数確保しておくとともに、搬送車や搬送先を記録をしておきます。

＜応急手当を行う際の留意点＞

突然倒れた場合などは「119 番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められます。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動しなければなりません。

- ア. 被害児童生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応します。
- イ. 教職員は事故等の状況や被害児童生徒等の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応します。
- ウ. 応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理します（応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示します。）。

② 校外活動時等における事故等発生時の留意点

校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒等への事前の安全に関する指導の十分な実施及び教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施します。

このとき、グループに分かれて活動する場合や児童生徒等が教職員から離れて活動する場合などは、児童生徒等から教職員への連絡方法や引率する教職員から学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制を整備しておく必要があります。

また、あらかじめ、経路や現地における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査しておくとともに、引率する教職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立しておきます。特に、野外活動等の際には、医師、看護師、養護教諭等の専門性の高い者を同行させることが望ましいです。さらに、校外でマラソン大会を行う場合や部活動で遠征する場合など、AEDを使用することが考えられる場合は、事前に設置箇所を確認し、必要に応じて活動場所に持参するなどの対応が必要であるとともに、使用方法等について教職員間で確認しておく必要があります。

③ 学校への不審者侵入時の対応

学校への不審者侵入事案への対応は、学校内に不審者を侵入させない環境づくりとともに、全教職員が、どこかの学校の出来事ではなく自分の学校でも突然発生し得るという意識を常にもち続けることが重要です。さらに、実際に不審者が侵入した場合に備えた対応を訓練などによりシミュレーションして、教職員一人一人の判断力・行動力を向上させていくことが欠かせません。

学校へ不審者が侵入した場合は、各学校の危機管理マニュアルに従って、校長、副校長又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起や避難誘導等、警察や消防署等の関係機関や教育委員会への通報・連絡など、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げて行動することが必要です。

また、学校に侵入するおそれがある不審者情報があった場合に備え、警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者や地域住民等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制を整備しておくことが必要です。（学校における不審者への緊急対応の流れについては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照）

④ 登下校時における緊急事態発生時の対応

登下校時における緊急事態として、誘拐や傷害などの犯罪被害や交通事故、地震、豪雨等による自然災害等が想定されますが、例えば登下校時における不審者等による緊急事態発生時の体制については、日頃から、不審者の出没に関する情報や児童生徒等への声掛け事案をはじめとする情報などについて、警察と連携を図りながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有できる体制を整えておくことが大切です。

実際に、児童生徒等の通学途中で、事故等が発生した場合には、学校は、いつ、どこで、誰が、どのような事件・事故に遭ったのか正確な情報を得るとともに、関係機関と連絡をとって、事案に応じた対応がとれるようにすることが必要です。

その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関への連絡、保護者への連絡などの対応を素早く行うことが求められます。そのため、前もって事件・事故等発生時の対応について検討し、緊急事態に即対応できるようにしておくことが重要です。

また、登下校時における不審者等による緊急事態発生時には、各学校の危機管理マニュアルに従って、

被害者等の安全確保、登下校の安全確保など、地域における取組と学校の取組の両面から対応を行うことが大切です。（登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応の流れについては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を参照）

⑤ 新たな危機事象への対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化しています。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要です。（対応の流れについては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を参照）

【災害発生時の対応（火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時）】

学校及び周辺で起こり得る様々な災害について、災害時又は災害が発生するおそれがあるときにおける情報連絡を的確かつ円滑に行うため、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく必要があります。

災害によっては、電話、携帯電話、メールなどの通信手段が利用できなくなることを考え、それ以外の連絡方法や、災害発生時の措置をあらかじめ定めておくことも必要です。特に児童生徒等の下校や引渡しについては、災害の種類と程度に応じた基本的パターンを定め、保護者と事前に共通理解を図っておくことが必要です。児童生徒等の在宅中（登校前・休日・夜間等）に災害が発生した場合や警報が発表された場合、若しくは避難勧告等が発令された場合の登校や休校についても、できる限り事前に設置者等と協議し、同様に基本パターンを決めてあらかじめ保護者に周知します。（引渡しの詳細については第5節1（2）参照）なお、災害発生時等に実際に機能するよう、様々な場面・状況（授業中、休み時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保策や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込むとともに、訓練等を行うことも大切です。

【事後の対応と学校事故対応】

危機が一旦おさまった後、速やかに児童生徒等の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出します。これらをスムーズに行うためには、ルールづくりなど事前の準備が必要です。また、必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要です。さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要です。

a 事後の対応

① 安否確認

安否確認については、状況別に整理しておくことが必要です。学校以外の場所に避難していることも想定し、緊急事態に迅速に情報提供してもらえるよう学校周辺の店や民家、「子ども110番の家」等と日頃から体制を作っておくことが大切です。

また、学校からの情報発信について、情報通信網が不通の場合に備え、地域や避難施設の掲示板などの活用や、事前に保護者等とルールを決めておくことも大切です。

さらに、児童生徒等だけでなく教職員が負傷していることも考えられるため、安否確認できる体制を複数整えておくことや情報の集約については担当を決めて組織的に行うことが必要です。

② 引渡しと待機

児童生徒等の登下校の安全確保を図るために、学校に待機させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、児童生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要があります。校長は、緊急の対応を実施することを全ての教職員に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ちに具体的な対応を行います。事故等により停電で情報手段が遮断されることも予想されることから、あらかじめ学校と保護者との間で対応を確認しておくことが大切です。また、地域住民、保護者、ボランティア等の対応状況を確認した上で、必要に応じて学校が行う緊急対応への支援を求めるなど、地域と効果的に連携することが必要です。

③ 教育活動の継続

児童生徒等の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、

教育活動の継続について決定していくことが必要です。学校は、事故等発生後における学校機能の早期回復を図るため、設置者等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施します。

計画の作成に当たっては、次の点に留意します。

ア. 児童生徒等、教職員の被災状況把握

- ・児童生徒等、教職員の被災状況や避難先等を把握し、連絡がとれるようにします。
- ・学校の設置者等に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たります。

イ. 施設・設備等の確保

- ・応急危険度判定士等の専門家に安全点検を依頼し、施設の状況を確認します。
- ・ライフラインの復旧状況を把握し、応急対応が必要な場合には関係機関に協力を依頼します。
- ・事故等の発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討します。
- ・校舎内の安全な場所で学習スペースが確保できない場合は他校を使用することも検討します。
- ・被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を検討します。

ウ. 教育活動再開の決定・連絡

- ・教育委員会等と児童生徒等及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育活動再開の時期を決定し、保護者・児童生徒等へ連絡します。

エ. 教育環境の整備

- ・学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議します。
- ・教科書や学用品の滅失及びき損状況を把握するとともに、不足教科書等の確保に努めます。
- ・必要に応じて転出入の手続きを行います。

オ. 給食提供の再開

- ・学校薬剤師等の協力を得て、学校給食調理場の臨時検査を行います。
- ・学校給食調理場の清掃や消毒方法、給食再開に向けた衛生管理状況について、保健所等の助言や援助を得ます。

カ. 保健所等より、地域の感染症や食中毒の発生状況の情報を得ます。

※計画の作成に当たっては、養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮しながら検討します。

④ 避難所としての対応

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われます。避難所の運営管理等は本来的には防災担当部局が責任を有するもので、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定されます。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられます。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する場合も含め、事前に教育委員会、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、避難所としての施設の使用について等）に関して確認しておくなど、できる限り地域住民等が主体的に運営できる状況をつくっておくことが重要です。

ア. 児童生徒等が在校している場合の例

児童生徒等の在校中に災害が発生した場合は、児童生徒等の安全の確保を第一に対応します。また、被害の状況を踏まえながら校長の指揮の下、教職員は避難所の開設に協力するものとします。

イ. 児童生徒等が在校していない場合の例

教職員は児童生徒等の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務が優先されます。その業務が終了、又は、業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力することが可能となり、避難所の運営主体である災害対策担当者や避難者の自治組織等を補助することになります。なお、休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合には、教職員の参集に時間を要することもある必要があります。（「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省平成24年3月参照）

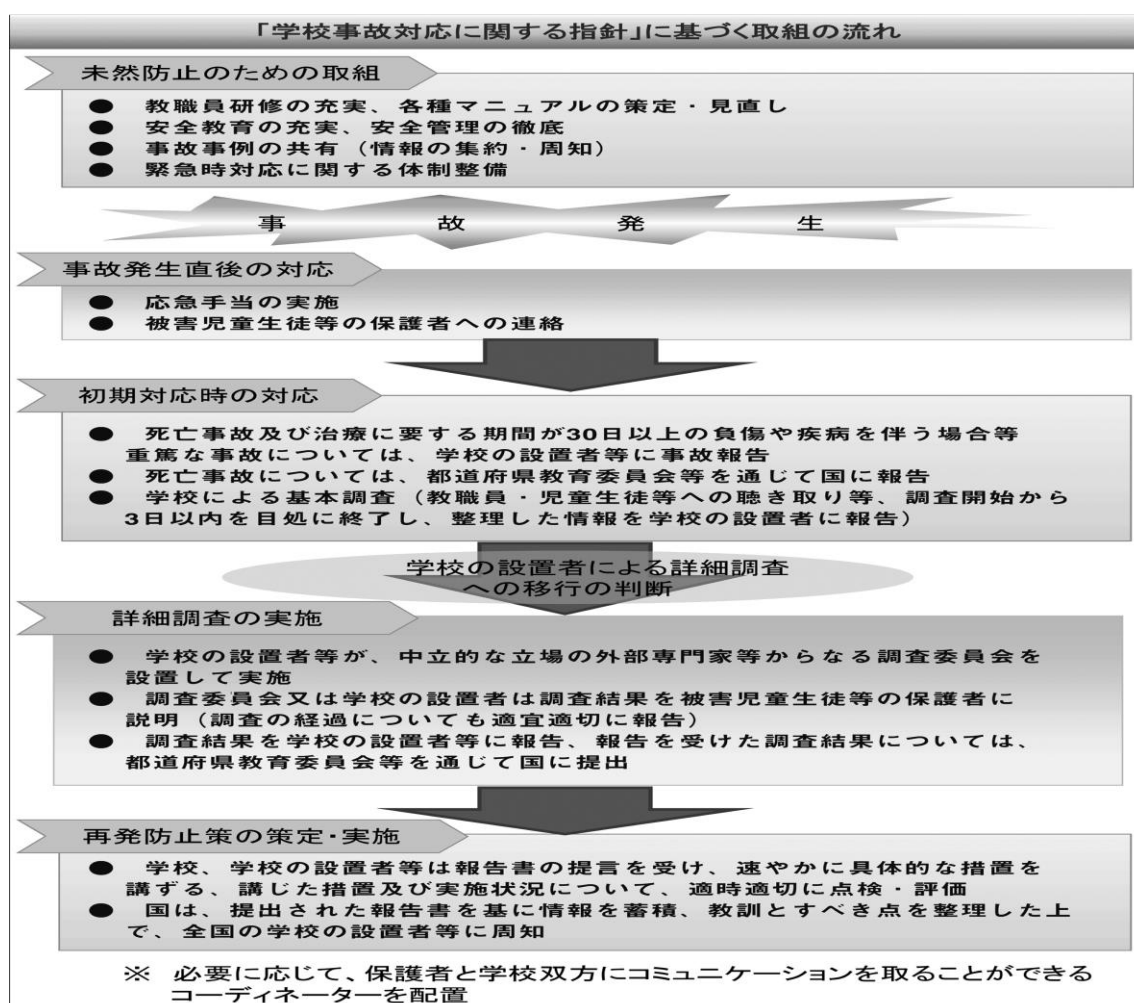
なお、学校施設が避難所となった場合などのために、非常用物資を学校施設の一部に備蓄している学校もあります。食料、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要です。また、児童生徒等が学校に待機する場合

の食料等の物資は、それらとは別に備蓄又は調達する方法を考えておく必要があります。

b 調査・検証・報告・再発防止

学校の管理下における事故等について、学校及び学校の設置者は発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施することや、被害児童生徒等の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められます。「学校事故対応に関する指針」（文部科学省 平成 28 年 3 月、以下「指針」という）では、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて事故等の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となる内容をまとめています。特に、事故等発生後の調査・検証・報告・再発防止策等については、当該指針を十分に踏まえて対応することが重要です。具体的に、学校設置者は、学校管理下で死亡や重篤な負傷・疾病を伴う事故等が発生した場合には、指針に基づき、当該事故等に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」を行い、実効的な再発防止の取組につなげていく必要があります。

なお、詳細調査は、外部専門家等であって、当該事案に対し特別な利害関係等を有しない者（第三者）により構成される調査委員会を設置して行うこととされていますが、その中立性・公平性に疑義が生じないよう、被害児童生徒等の保護者の意向を丁寧に確認しながら調査委員会の運営を行うことが重要です。また、事故等発生時の初動の段階から、被害児童生徒等の保護者に対しては、その心情に配慮した対応を行うことが必要であり、中立の立場で現場対応を支援するコーディネーターを派遣することも考えられます。さらに、外部専門家等による調査はもとより、学校において発生した事故等の検証や被害児童生徒等の保護者等への対応など事故等発生後の対応全般にわたって、学校や一部の教職員のみでの対応には限界があるため、教育委員会等による組織的な支援が重要です。このため、教育委員会等は、平常時より事故等発生後の調査体制とともに、学校及び教職員に対する組織的な支援体制の構築に努める必要があります。



【特別支援学校等における主な留意点】

障害のある児童生徒等の安全に留意するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活が送れるように指導する

ことが大切です。小学校等の通常の学級や特別支援学級から、特別支援学校へ児童生徒等が転入してきた場合は、学校間で情報を共有するなど、連続性のある安全教育を心掛けることも必要です。また、各部が相互に連携するための体制を整えていくことが重要です。（詳細については「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照）

<障害のある児童生徒等の特性に応じた安全管理の留意点>

特別支援学校においては、児童生徒等の障害の状態や学校・地域の実情に応じて、学校安全計画等に具体的に対応を反映させる必要があります。例えば、ヘルメットや防災頭巾等を被ることが難しい児童生徒等の教室では、安全点検について、保護者や消防署等とも連携し、安全な環境づくりを推進します。医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍している場合は、災害時における避難や学校待機を想定した備えについて学校保健計画と学校安全計画とのいずれかに明記されていることを確認することが必要です。

また、特別支援学校の中には、複数の障害種に対応した、いわゆる併置校と呼ばれる特別支援学校や、同一敷地内に高等学校と特別支援学校の分校や分教室が隣接されていたり、病院内に特別支援学校の分教室が設置されていたりする場合など様々な形態があることから、特別支援学校の危機管理マニュアルについては、児童生徒等の障害の状況や各学校の設置の状況によって工夫、連携することが必要です。

また、特別支援学校は、複数の市区町村を学区としていることも多く、県立学校の場合は所在する市区町村の防災担当部局と連携を図ったり、学校の所在地だけでなく学区に起こり得る災害について広く情報を収集したりするなど、適切な対応を検討する必要があります。福祉や医療との連携も重要であり、連絡会議を設けるなど、具体的な連携の方法について検討するとともに、例えば、放課後等デイサービス等との連絡会議において災害時の連絡方法について確認をしておくことも大切です。

ア．障害に応じた情報伝達方法の整備

例）聴覚障害：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図など音声以外の伝達方法

イ．障害に応じた避難経路・避難体制の整備

例）車椅子を利用する場合の経路や、エレベーター等が動かない状況や介助者がいない場合等の代替方法

ウ．障害に応じた避難訓練の実施

例）知的障害：訓練等を複数回行い、経験を重ねたり、避難経路やとるべき行動が理解しやすい図などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにしておきます。

エ．保護者・医療関係者と発生時の対応について事前に検討

【安全管理の評価】

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、児童生徒等の状況の変化や学校の置かれている環境の変化などの状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合があります。将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要がある場合です。また、人事異動等により、教職員の安全管理に関する理解が低下することも考えられるため、安全管理に関しする評価が必要です。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにあります。

なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かしたりすることは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきです。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要です。

（３）事故等発生時における心のケア

【事故等発生時における心のケアの必要性】

事故等の発生により、児童生徒等の心身の健康に大きな影響を与えることがあります。事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」「事故を目撃する」「犯罪に巻き込まれる」などの強

い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多いです。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、通常のストレスの場合、時間の経過とともに薄らいでいくものですが、ストレスの大きさや種類によっては症状が長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもあります。そのため、日頃から児童生徒等の健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要です。

心のケアに関しては、学校保健安全法第 29 条において「学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとします。この場合においては、第 10 条の規定を準用します。」と規定されています。

【事故等発生時における心のケアの留意点】

事故等発生時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なるが、基本的な留意点として次の事項が挙げられます。

- ① 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行います。そのためには、休日に発生した事故等でも、児童生徒等、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておきます。また、児童生徒等の心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要です。
- ② 特に、災害の場合には、まず、児童生徒等に安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧をはじめ、できるだけ早期に平常時の生活に戻ることが大切となります。
- ③ 命に関わるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることです。その代表は先述の A S D や P T S D ですが、事故等発生直後には現れず、しばらくたってから症状が現れる場合があることを念頭に置く必要があります。また、事故等に遭遇・目撃した児童生徒等のみならず、その保護者や兄弟姉妹にも精神的な症状が発現することにも配慮しておく必要があります。
- ④ 通学路を含めた学校における事故等発生による児童生徒等の命に関わる出来事に対して、迅速に適切な応急手当を行います。事態への対応に当たっては、児童生徒等に不要な動揺や風評が広まることのないように、児童生徒等や保護者への情報の伝え方（いつ・誰が・誰に・何を）については共通理解を図った上で実施します。また、被害を受けた児童生徒等の保護者へは、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）が速やかに行えるようにすることが重要です。日頃から応急手当等が適切に行われるように訓練を行うなど、救急体制の整備に努めます。
- ⑤ 障害や慢性疾患のある児童生徒等の場合、事故等発生時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっています。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらないなどの不安を抱えていたりすることもあります。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障害の特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となります。

（４）安全教育と安全管理における組織活動

【学校における体制整備】

① 校内の協力体制

学校安全の活動を推進するための学校の運営組織では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面から教職員がそれぞれの特徴を理解し、統合できるようにしなければなりません。その際、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要です。また、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし学校安全を推進する体制を整備することも大切です。

学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育を推進するためには、学校組織全体が安全教育に関する目標を共有して組織的に取り組むことが必要です。特に、教科担任制である中学校や高等学校においては、教育課程を点検・評価しながら、地域・家庭と連携しつつ教科等横断的に安全教育を推進する体

制を意識して構築することが重要です。

② 教職員研修

教職員は、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するため、学校の教育活動全体でカリキュラム・マネジメントの確立を通じた系統的・体系的な安全教育の実施が求められます。また、危険等から児童生徒等の生命や身体を守るため、状況に応じた的確な判断や行動が求められます。したがって教職員は、学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全教育に関する指導力、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められます。

【家庭・地域・関係機関との連携】

学校が抱える課題が複雑化・多様化していますが、教職員がそれら全てを担うことは困難です。また、事件・事故、自然災害などは、児童生徒等が学校にいる時間帯だけではなく、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要があります。これらのことから、家庭や地域と連携・協働した教育活動の推進が不可欠です。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることから、児童生徒等の安全に関する課題について家庭・地域・関係機関等が連携・協働できるような体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要です。

【家庭、地域等との連携・協働】

学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルを基に、学校の安全教育・安全管理の方針等を保護者や地域住民との間で具体的に共有し、協力を求めたり、保護者・地域住民の学校運営などに対する意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かしたりすることが大切です。

学校運営協議会の場や、例えば、保護者参観日やPTA総会、地域と学校が連携・協働した取組を実施する際など、保護者や地域住民が来校する機会を活用し、学校は、安全に関する授業や避難訓練を実施するとともに、インターネットの利用に起因した被害の防止を含め、防犯・交通安全・防災に関する情報提供や、事故等の発生時に求められる対応等についての保護者・地域住民への説明等を行うことによって、学校と目標を共有しながら家庭や地域でも安全に関する取組が行われるようにすることが必要です。

特に、日常におけるルールやマナーを遵守することは、児童生徒等にとっての安全を確保する上でも非常に重要な要素ですが、それらの基礎は家庭において育まれる部分が大きいことから、家庭も責任をもって学校と一緒に安全教育に取り組んでいくという考え方を共有することが重要です。また、児童生徒等が地域の安全課題の改善に当たって一定の役割を担うことは、児童生徒等自身の成長にも寄与するという教育的意義を、関係者が共有して学校安全の取組を進めることが重要です。

地域の住民や児童生徒等の安全を守るために主体的に活動している様々なボランティア団体等の活動は、「事故等を未然に防ぐ日常的な取組」と「事故等が発生した場合の取組」の2つに大別され、前者では主に防犯パトロール活動、危険な場所の点検、防犯広報活動など、後者としては「子ども110番の家」の活動や事故等発生時の通報等などが行われています。教育委員会・学校は、児童生徒等の安全確保について、これらのボランティア団体等と連携を図りながら取り組んでいくことが必要です。

3 学校給食及び食育

心身の健全な発達に資する学校給食を生きた教材として活用し、生涯にわたる自己管理能力を育てる

(参考) 文部科学省「食に関する指導の手引～第二次改訂版～」(平成 31 年 3 月改訂)

栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進の P D C A ～ (平成 29 年 3 月)

(1) 学校給食の目的と給食指導

【学校における食育の推進】

食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや欠食といった食習慣の乱れに起因する肥満などの生活習慣病、食物アレルギー等の問題が指摘されています。

学校給食は、学校給食法に基づき実施されています。その第一条には、法律の目的として、「食育の推進を図ること」と規定されています。また、第二条には、学校給食の目標として以下の 7 つの項目が規定されており、条文前段には学校給食の実施は「教育の目的を実現するため」であることが明記されていることから、学校給食は教育の一環であると位置付けられています。

第二条 学校給食の目標

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

【給食指導の位置付け】

学習指導要領においては、特別活動の「学級活動」に「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」について示されています。特別活動は、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせながら、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動です。

給食の時間における指導は標準授業時数に含まれないものの、教育課程上の学級活動と関連付けて行うことのできる重要な学校教育活動です。年間を通じて行われる当番活動や、学校給食を教材として活用した食に関する指導により、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けていけるよう、計画的かつ効果的な指導を行うことが大切です。

【給食指導の内容】

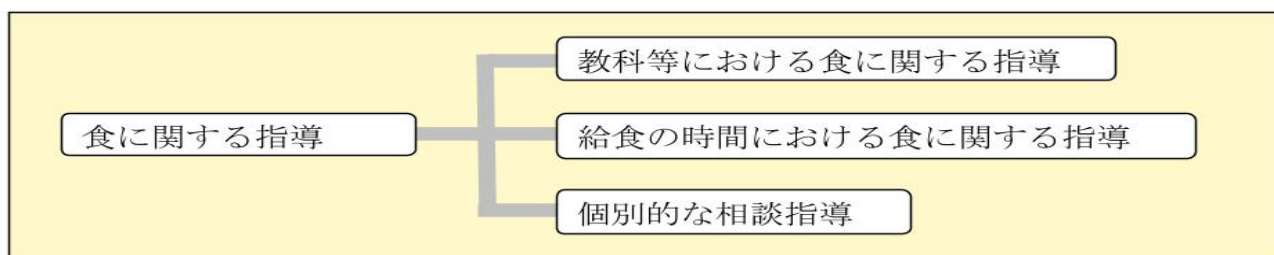
給食指導とは、給食の準備、会食、片付けなどの一連の指導を、実際の活動を通して、毎日繰り返す教育活動です。給食の時間の児童生徒の活動や指導方法については、市区町村や学校でマニュアルなどを作成し、学校全体で系統立て、計画的・継続的に指導する必要があります。

給食の時間における共同作業を通して、責任感や連帯感を養うとともに、学校給食に携わる人々への感謝の気持ちなど豊かな心を育みます。また、楽しく食事をする、健康に良い食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備などに関する指導により、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通してよりよい人間関係の形成を図ります。

（２）食に関する指導

【食に関する指導の内容】

下記の３つに体系化しています



【食に関する指導の目標】

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指します。

知識・技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。	食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。	主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

各学校における食に関する指導の目標は、学校教育目標に基づき児童生徒や学校・家庭・地域の実態、国・都道府県・市区町村の食に関する指導の目標や食育推進計画を考慮した上で独自に設定し、各教科等において指導を行います。その際、以下の六つの視点に基づいて具体的な目標を設定することが重要です。児童生徒等の実態に応じて軽重を付けることは必要ですが、六つの視点はどれも大切なものですので、それぞれの視点を目標の中に位置付けることが望ましいと考えられます。

【食育の視点】

食事の重要性：食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。

心身の健康：心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。

食品を選択する能力

：正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。

感謝の心：食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。

社会性：食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。

食文化：各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

【食に関する指導の全体計画】（学習指導要領）

第１章 総則 第５ 学校運営上の留意事項

１イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめ防止等のための方策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

【食に関する指導の実際】

① 教科等における食に関する指導

学校における体育・健康に関する指導（学習指導要領）

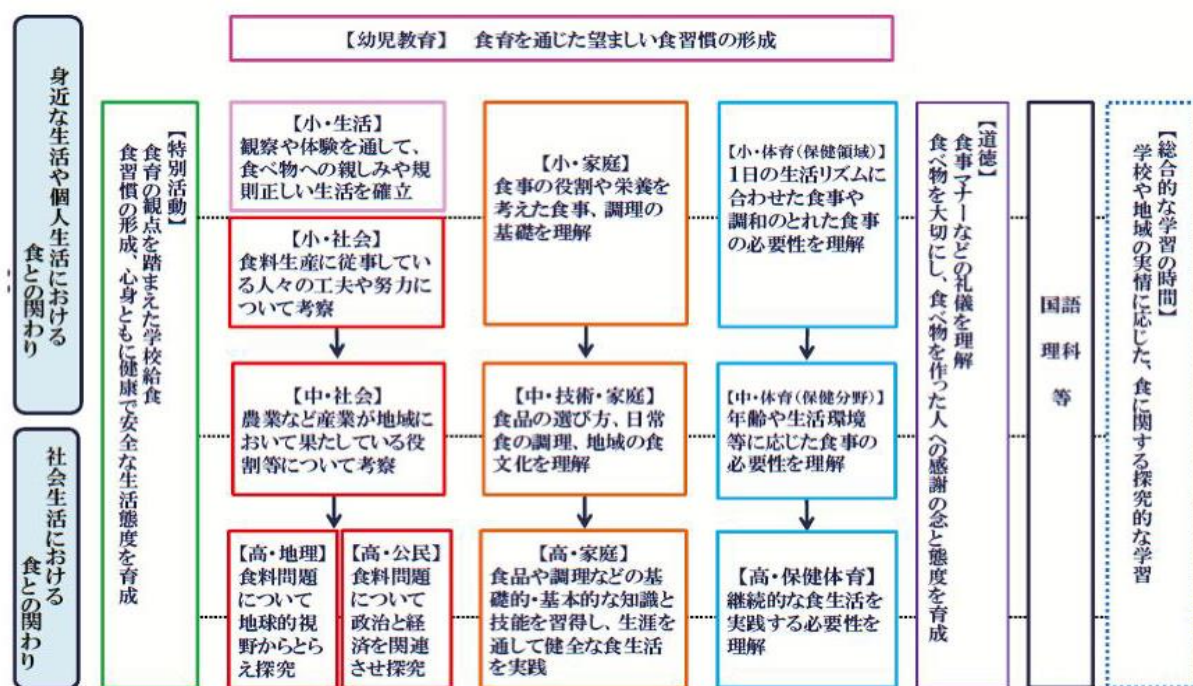
第1章 総則 第1 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割

- 2 (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、＜外国語活動＞及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

＜ ＞は小学校のみの記載。（ ）内は中学校において記載。

食育に関するイメージ

教科等横断的な視点から教育課程を編成

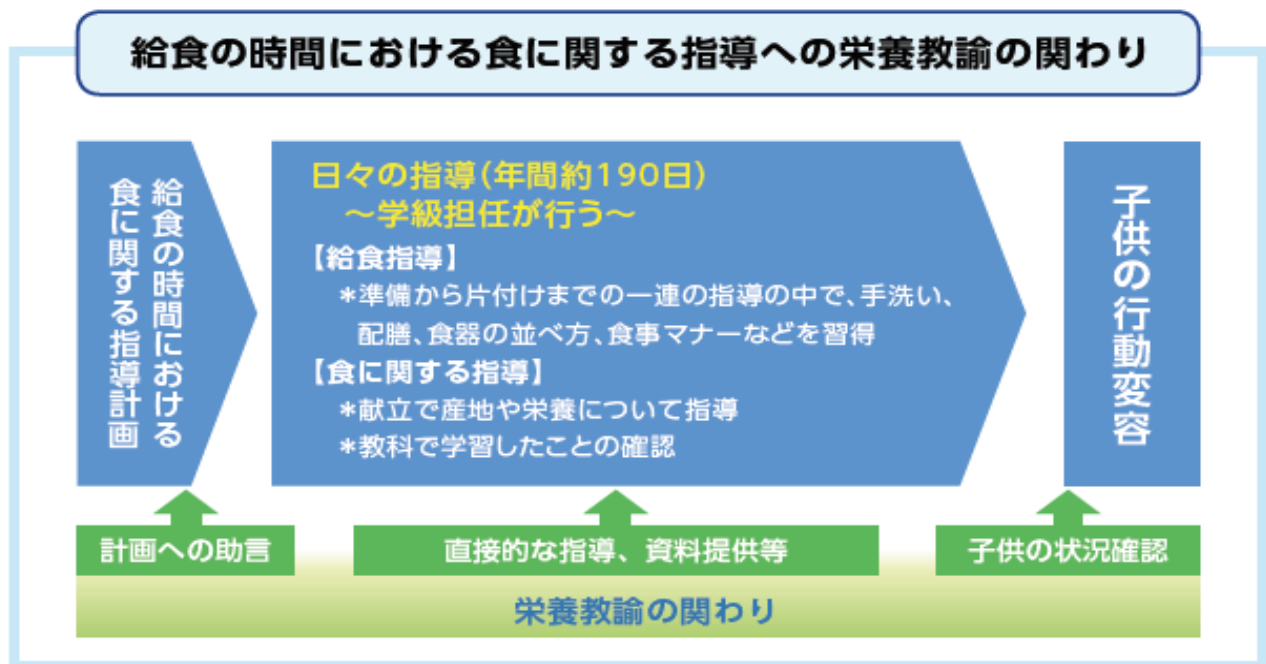


心身の健康に関する内容にとどまらず、自然の恩恵への感謝、食文化、食糧事情などについても各教科との関連を図りつつ指導を行うことが重要です。

② 給食時間における食に関する指導

給食の時間に行われる指導は「給食指導」と「食に関する指導」に分けることができます。

食に関する指導は、学校給食の献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認したりするなど、献立を教材として用いた指導を行う場面となります。この指導は、栄養教諭による直接的な指導や資料提供を行う等、連携をとって進めることが大切です。給食の時間は学級担任等と児童生徒が共に食事をする時間ですが、献立を通じた具体的な指導場面も多いことから、献立を作成する栄養教諭と適切に連携を取って指導することは効果的であり、望ましい食事のとり方の習慣化を図ることができます。



③ 個別的相談指導

食物アレルギー、肥満、やせなど児童生徒の健康状態はさまざまであり、また、偏食傾向や食事マナーの状況、食べる速度や噛む力などについても個別に指導する必要があります。

身体・精神の発達には個人差があり、対象の年齢によって理解力・実践力に違いが見られるほか、家庭環境も異なります。特に学級担任は、児童生徒の生活環境、日常の行動等を知る立場にあるので、教職員の共通理解と協力のもと、日頃から十分な教育的配慮を行うことが大切です。生活習慣の課題については、重点的に養護教諭、栄養教諭との連携を図ることにより、より良い生活習慣が身に付けられるように導きます。

(3) 栄養教諭との連携

栄養教諭は、学校における食育推進の要として、「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」教員として、専門性を生かし、食に関する指導における全体計画作成や実践等で校内の教職員はもとより、家庭や地域との連携を図る役割を果たしていくことが期待されています。

学校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和4年7月20日付け4教義第384号、4教保第203号「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドラインの改定について（通知）」により市町村(学校組合)教育委員会あて対応の参考として通知したガイドライン等の抜粋です。学校の対策の現状をご理解の上、着任までの間、ご自身の感染症予防の参考にしてください。

1 教育環境の確保について

(1) 基本的な感染症対策の徹底(児童生徒・教職員)

① 家庭と連携した朝晩の検温及び体調の確認（同居家族の体調確認等を含む）

- ・必ず自宅で検温（朝晩）する。
- ・体調に異変を感じた場合（発熱や咳、のどの違和感や鼻水、だるさ、頭痛など※）は、医療機関に相談・受診し、症状がなくなるまで自宅で休養するように徹底する。家族にも毎朝の検温等、健康状態の確認を依頼する。体調に異変を感じた家族がいる場合はその間、登校を控えさせる。

※その他の症状として、呼吸困難、鼻閉、味覚・聴覚異常、関節筋肉痛、下痢、嘔吐、吐き気

② こまめな手洗い（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、昼食の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）

(2) 校内の衛生管理体制の整備

① 清掃時間等に、多くの児童生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などの消毒

② 「三つの密」の回避

- ・換気は、少なくとも30分に1回、窓を開けて行う。可能であれば常時窓を開ける。（空調使用時も換気が必要）

- ・身体的距離の確保

児童生徒の座席の間隔について、できるだけ2m（最低1m）確保し、対面とならないような形をとる。

③ 寒冷時の換気等の工夫

- ・室温が下がらない程度に、窓を少し開ける。（室温は18℃以上を目安）
- ・適度な湿度（40%以上を目安）を保つよう工夫する。加湿器や教室内の蒸発皿の設置、清潔な濡れたタオルを干すなどにより湿度を上げる。



(3) マスクの着用（健康被害が発生する可能性が高い場合を除く）

学校長は、「学校生活における児童生徒のマスク着用に関する基本的な考え方」を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部発出「マスク着用についての目安」（長野県 HP 参照）を基準にマスク着用に関する指導方針を決定する。

2 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導については、以下の点に留意して実施する。

(1) 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」については、可能なものは避け、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどして実施する。

- (2) 複数の児童生徒が共用で教具（実験器具、体育器具、用具等）を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。
- (3) 学校の授業や部活動等において合唱を行う場合は、マスクは原則着用し、児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けるなどして実施する。

3 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底する。

事由等		取扱い	期間
ワクチン接種		職務専念義務免除 （厚生に関する計画の実施）	その都度必要と認める期間
ワクチン接種による副反応	体調に異変を感じ「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合	特別休暇 （非常災害による出勤困難）	
	上記以外の副反応	職務専念義務免除 （厚生に関する計画の実施）	
教職員が感染した場合		特別休暇 （非常災害による出勤困難）	
教職員又は親族に体調に異変を感じた場合			
教職員及び親族に体調に異変はないが、教職員が保健所による健康観察（自宅待機）の対象である場合			
親族が感染した場合に、すぐに入院できずに教職員が世話をする場合			
教職員が検疫法による停留や、感染症法による外出をしないこと等の協力を求められた場合			
教職員が小学校等の臨時休業中の子の世話をする場合			

4 大会や留学等で海外又は県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

- ① 海外：政府の要請に基づき、自宅等での待機期間を経ていることなどを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。
- ② 県外：県の新型コロナウイルス感染症対応方針により対応する。

5 児童生徒の心のケア等について

すべての児童生徒が、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う心理的な影響を受けていることが考えられる。

このため、以下のとおり児童生徒の心のケア等を行う。

- (1) スクールカウンセラー等との連携による児童生徒への支援
- (2) やむを得ず登校できない児童生徒に対する支援
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見の未然防止
 - ・児童生徒のための新型コロナ差別・偏見等相談専用ダイヤルの設置
 - ・指導資料を活用した啓発
- (4) 感染が確認された学校への支援
 - ・学校からの要請に応じ、養護教諭・スクールカウンセラー・指導主事等で構成するサポートチームを派遣

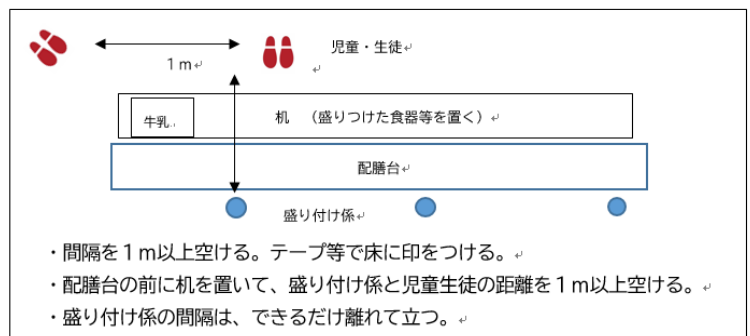
6 飲食（学校給食）に関すること

① 昼食等の場面の留意事項

- ア 食事前、食事（食器等の片付け）後の手洗いを徹底する。
- イ 食事前後に、机上（配膳台を含む）を消毒する。
- ウ 食事中は、飛沫を飛ばさないよう対面を避けるなど座席の配置を工夫し、大声での会話を控える。
- エ 食事後の歓談時には、必ずマスクを着用する。
- オ 爪を切るなど清潔な手指で食事をする。
- カ 適切な換気を確保する。

② 配膳・片付けの工夫(下図参照)

- ・健康チェックを行う。（発熱・腹痛・下痢など）
- ・清潔なエプロン・マスク・三角巾を着用する。



この冊子は、小学校・中学校・特別支援学校初任者研修の資料として作成したものです。校内研修の一層の充実のために活用してください。

問い合わせ先：

長野県総合教育センター教職教育部 初任者研修担当